

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成31年4月5日
【会計年度】	自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日
【発行者の名称】	欧州評議会開発銀行 (Council of Europe Development Bank)
【代表者の役職氏名】	ロルフ・ウェンツェル (Rolf Wenzel) 総裁 (Governor)
【事務連絡者氏名】	弁護士 柴田 弘典 同 甲立 亮 同 深田 大介 同 小峰 直之
【住所】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【電話番号】	03-6775-1120
【縦覧に供する場所】	該当なし

第 1 【募集（売出）債券の状況】

該当事項なし

第 2 【外国為替相場の推移】

該当事項なし

第3【発行者の概況】

1【発行者が国である場合】

該当事項なし

2【発行者が地方公共団体である場合】

該当事項なし

3【発行者が国際機関又は政府関係機関等である場合】

注(1) 会計年度中、取引は各取引で用いられた通貨で記載されている。欧州評議会開発銀行(以下「当行」又は「CEB」という。)の勘定は2018年12月31日現在の以下の為替レートに基づき、ユーロで作成されている。

略称	通貨	通貨対ユーロ*	略称	通貨	通貨対ユーロ*
ALL	アルバニア・レク	123.25	HRK	クロアチア・クーナ	7.4125
AUD	オーストラリア・ドル	1.622	HUF	ハンガリー・フォリント	320.98
BRL	ブラジル・レアル	4.4440	JPY	日本円	125.85
CAD	カナダ・ドル	1.5605	NOK	ノルウェー・クローネ	9.9483
CHF	スイス・フラン	1.1269	NZD	ニュージーランド・ドル	1.7056
CNY	中国人民元	7.8751	PLN	ポーランド・ズローティー	4.3014
CZK	チェコ・コルナ	25.724	SEK	スウェーデン・クローナ	10.2548
DKK	デンマーク・クローネ	7.4673	TRY	トルコ・リラ	6.0588
GBP	英ポンド	0.89453	USD	米ドル	1.1450
HKD	香港ドル	8.9675			

* 表中の数字は四捨五入されている。

(2) 当行の会計年度は暦年である。

(3) 本書に記載の表中の数値が四捨五入されている場合、合計は数値の総和とは必ずしも一致しない。

(1)【設立】

a. 設立の根拠、設立年月日及び沿革

当行は、1956年4月16日の欧州評議会閣僚委員会によって設立された。当初、当行の主な目的は第二次世界大戦直後における欧州諸国へ又は欧州諸国間で移住した難民の再定住化に関する社会プログラムに融資を行うことであった。当行はその後、その活動の範囲を、自然災害又は生態学的災害の被災者への援助の提供及び欧州の社会的統合の強化に直接貢献するその他の社会的目標の支援へと拡大してきた。かかるその他の社会的目標には現在、教育及び職業訓練、衛生、公共住宅、中小零細企業(MSMEs)における雇用、都市及び地方の生活水準の改善、環境保護、歴史的及び文化的な遺産の保存並びに行政及び司法による公共サービスのインフラストラクチャーの分野が含まれる。

当行の活動期間は限定されていない。

当行はフランス共和国ストラスブルグ市67075に所在し、事業活動の本部はフランス共和国セデックス 16 パリ市75784 クレベール通り55番に所在する。

b. 目的

1956年4月16日の欧州評議会閣僚委員会の決議によって採択された定款(その後の改正を含む。以下「定款」という。)によれば、当行の主たる目的は、貸付又は債務の保証を行うことにより、欧州における社会的統合を推進することである(詳細については、定款第2条を参照のこと。)

当行は、その目的に一致した運用を条件として、定款の授権に基づき資金を借入れ、拠出金を受け入れることができる。

c. 加盟

定款により下記の者(以下「加盟国」という。)が当行に加盟することができる。

- (i) 欧州評議会の全ての加盟国
- (ii) 当行の理事会が承認したその他の欧州の国
- (iii) 当行の理事会が承認した欧州に重点を置いている国際機関

定款を受諾し、それぞれ額面1,000ユーロで当行より発行される参加証書を引き受けることにより加盟国となる。

当行の加盟国は、当行の義務に対して責任を負わない。

当行の加盟国は全て、当行の理事会が設定する条件の下に、当該暦年終了の6ヶ月前に通知をなすことによって、当行から脱退することができる。

2018年12月31日現在、当行の加盟国は41ヶ国である。

現在の加盟国は以下のとおりである。

アルバニア	リヒテンシュタイン
ベルギー	リトアニア
ボスニア・ヘルツェゴビナ	ルクセンブルク
ブルガリア	マルタ
クロアチア	モルドバ共和国
キプロス	モンテネグロ
チェコ共和国	オランダ
デンマーク	北マケドニア ⁽¹⁾
エストニア	ノルウェー
フィンランド	ポーランド
フランス	ポルトガル
ジョージア	ルーマニア
ドイツ	サンマリノ
ギリシャ	セルビア
バチカン	スロバキア共和国
ハンガリー	スロベニア
アイスランド	スペイン
アイルランド	スウェーデン
イタリア	スイス
コソボ	トルコ
ラトビア	

注(1) 2019年2月12日にギリシャ及びマケドニア旧ユーゴスラビア共和国との間で締結した2018年6月17日の契約に加え、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国は、北マケドニア共和国—省略名北マケドニアとなった。

d. 法的地位並びに特権及び免責

i 法的地位

当行は、欧州評議会に付属し、その最高権威の下で運営される。欧州評議会の特権及び免責に関する一般協定に係る1959年3月6日付第三議定書(以下「第三議定書」という。)によって、当行は法人格を有し、特に以下の事項を行う能力を有する。

- (a) 契約の締結
- (b) 不動産及び動産の取得及び処分
- (c) 訴訟の提起
- (d) 当行の法定の目的に関わる取引の遂行

当行の運営、行為及び契約は、第三議定書、定款及び定款に基づき制定された諸規則により規律される。さらに、一定の場合には国家の法令が適用されうる。但し、それは当行が当該法令の適用に明示的に同意し、かつ、当該法令が第三議定書及び定款に抵触しない範囲に限られる。

第三議定書に基づき、当行は、当行が被告である場合、加盟国又は当行が貸付契約を締結し、若しくは債務保証をした国の裁判管轄に服する。

ii 特権及び免責

第三議定書に基づき、当行は、特に加盟国内で下記の特権及び免責を享受する。

- (a) 法令上の一般的救済方法によって争うことのできない強制執行可能な判決が当行に対して送達される前における、当行の財産及び資産に対するあらゆる形式の没収、差押え又は強制執行からの免除。
- (b) 行政措置又は立法措置による当行の財産及び資産に対する搜索、徴用、没収、収用又はその他あらゆる形式の差押えからの免除。
- (c) 当行の財産及び資産に対するあらゆる性質の制限、規制、支配及び支払停止の免除。
- (d) 通貨の種類を問わず、通貨を保有し、口座を管理し、通貨を交換する権利、並びに送金先の国及び送金元の国を問わず、その資金をあらゆる国内外に自由に送金する権利。
- (e) 全ての直接税及び一定の間接税からの免除。

e. 本邦との関係

なし。

(2) 【資本構成】

定款に基づき、下記の者が当行の加盟国となることができる。

- a. 欧州評議会の全ての加盟国
- b. 当行の理事会が承認した欧州評議会の加盟国でないその他の欧州の国
- c. 当行の理事会が承認した欧州に重点を置いている国際機関

定款を受諾し、当行より発行される参加証書を引受けることにより加盟国となる。参加証書はそれぞれ額面1,000ユーロで発行される。当行の各加盟国はそれぞれ保有する参加証書1通につき1票の投票権を有する。

2018年12月31日現在引受済資本金

(単位：千ユーロ)

加盟国	引受済資本金	請求未了資本金	請求済資本金	引受済資本金割合
フランス	915,770	814,114	101,656	16.735%
ドイツ	915,770	814,114	101,656	16.735%
イタリア	915,770	814,114	101,656	16.735%
スペイン	597,257	530,958	66,299	10.914%
トルコ	388,299	345,197	43,102	7.096%
オランダ	198,813	176,743	22,070	3.633%
ベルギー	164,321	146,083	18,238	3.003%
ギリシャ	164,321	146,083	18,238	3.003%
ポルトガル	139,172	123,724	15,448	2.543%
スウェーデン	139,172	123,724	15,448	2.543%
ポーランド	128,260	114,023	14,237	2.344%
デンマーク	89,667	79,712	9,955	1.639%
フィンランド	69,786	62,039	7,747	1.275%
ノルウェー	69,786	62,039	7,747	1.275%
ブルガリア	62,459	55,526	6,933	1.141%
ルーマニア	59,914	53,264	6,650	1.095%
スイス	53,824	43,229	10,595	0.984%
アイルランド	48,310	42,948	5,362	0.883%
ハンガリー	44,788	39,816	4,972	0.818%
チェコ共和国	43,037	38,260	4,777	0.786%
ルクセンブルク	34,734	30,878	3,856	0.635%
セルビア	25,841	22,973	2,868	0.472%
クロアチア	21,376	19,003	2,373	0.391%
キプロス	19,882	17,676	2,206	0.363%
スロバキア共和国	18,959	16,854	2,105	0.346%
アルバニア	13,385	11,899	1,486	0.245%
ラトビア	12,808	11,387	1,421	0.234%
エストニア	12,723	11,311	1,412	0.233%
北マケドニア	12,723	11,311	1,412	0.233%
リトアニア	12,588	11,191	1,397	0.230%
スロベニア	12,295	10,930	1,365	0.225%
アイスランド	10,144	9,018	1,126	0.185%
マルタ	10,144	9,018	1,126	0.185%
ジョージア	9,876	8,780	1,096	0.180%
ボスニア・ヘルツェゴビナ	9,689	8,614	1,075	0.177%
モンテネグロ	6,584	5,853	731	0.120%
コソボ	6,559	5,831	728	0.120%
モルドバ共和国	5,488	4,878	610	0.100%
サンマリノ	4,867	4,206	661	0.089%
リヒテンシュタイン	2,921	2,374	547	0.053%
バチカン	137	107	30	0.003%
2018年合計	5,472,219	4,859,802	612,417	100.000%
2017年合計	5,472,219	4,859,802	612,417	

2019年2月12日にギリシャ及びマケドニア旧ユーゴスラビア共和国との間で締結した2018年6月17日の契約に加え、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国は、北マケドニア共和国—省略名北マケドニアとなった。

(3) 【組織】

当行は、以下の理事会、管理委員会、総裁及び監査委員会といった機関により、組織化、管理及び監督が行われている。

a. 理事会

理事会は、議長(ドミニク・ラミオ(Dominique Lamiot))及び各加盟国の1名の代表者によって構成される。

理事会は、当行の活動に関する全般的な方向性について設定し、当行の加盟国となるための条件を決定し、増資の決定を行い、年次報告書、計算書類及び当行の一般貸借対照表の承認を行っている。理事会は、理事会及び管理委員会の議長を選任し、総裁及び監査委員会の委員の任命を行う。

b. 管理委員会

管理委員会は、議長(ミグレ・タスキエネ(Miglé Tuskien⁽⁹⁷⁾))及び各加盟国の1名の代表者によって構成される。

管理委員会は、運営方針についての立案及び監督並びに当行の加盟国政府によって提出された投資事業の承認を含む、理事会に委譲された権限を行使する。また、同委員会は、当行の運営予算に関する投票を行う。

c. 総裁

総裁は、当行の法定代理人である。総裁は、当行の事業の代表であり、(管理委員会の全般的な監督の下)当行の職員に対する責任を有する。

総裁は、管理委員会のガイドラインに従い、当行の財務方針を指揮し、全ての取引において当行を代表する。総裁は、当行に提出された融資依頼についての技術的、財務的側面に関する審査を行い、管理委員会にこれらの照会を行う。

総裁はロルフ・ウェンツェル(Rolf Wenzel)氏である。同氏は、カルロ・モンティチェッリ(Carlo Monticelli)氏(財務戦略)及びロザ・マリア・サンチェス-ジェブラ・アロンソ(Rosa María Sánchez-Yebra Alonso)氏(社会開発戦略)の2名の副総裁によって補佐されている。

d. 監査委員会

監査委員会は、理事会によって任命された3名のメンバーで構成されている。同委員会は、外部監査人によって年次決算書が審査された後、その正確性について検証を行う。

CEBの理事、管理及び統制組織の事務局員は、欧州評議会開発銀行の部分協定の事務局員から提供される(部分協定の事務局長はジュズイ・パヤールディ(Giusi Pajardi)、組織の事務総長はジェルジ・ベルゴー(György Bergou))。

a. 理事会

理事会は、理事会自体によって選出される議長及び各加盟国によって任命される代表者各1名により構成される。2018年末現在(特段の記載がある場合を除き)の構成員は以下のとおりである。

ドミニク・ラミオ(Dominique LAMIOT)(フランス) 財政局長官及びオー＝ド＝セーヌ県財政局局長、在ナンテール	議長
--	----

ミロスラフ・パパ(Miroslav PAPA)(クロアチア) 特命全権大使、欧州評議会クロアチア常任代表、在ストラスブルグ 欠員(2019年1月1日より) エミール・ルッファー(Emil RUFFER)(チェコ共和国)(2019年3月30日より) 特命全権大使、欧州評議会チェコ共和国常任代表、在ストラスブルグ	副議長
アルバナ・ドートラリ(Albana DAUTLLARI) 特命全権大使、欧州評議会アルバニア常任代表、在ストラスブルグ	アルバニア
ジル・ヘイヴァート(Gilles HEYVAERT) 特命全権大使、欧州評議会ベルギー常任代表、在ストラスブルグ	ベルギー
ドラガナ・クレメノヴィック・クスムク(Dragana KREMENOVIC-KUSMUK) 方 常任代表代理、欧州評議会ボスニア・ヘルツェゴビナ臨時代理大使、在ストラスブルグ	ボスニア・ヘルツェゴビナ
カティア・トドロヴァ(Katya TODOROVA) 大使、欧州評議会ブルガリア常任代表、在ストラスブルグ	ブルガリア
ミロスラフ・パパ(Miroslav PAPA)、理事会副議長 特命全権大使、欧州評議会クロアチア常任代表、在ストラスブルグ ブラジェンカ・バビッチ(Blaženka BABIĆ)(2019年1月1日より) 常任代表代理、欧州評議会クロアチア臨時代理大使、在ストラスブルグ トマ・ガリ(Toma GALLI)(2019年3月8日より) 特命全権大使、欧州評議会クロアチア常任代表、在ストラスブルグ	クロアチア
スピロス・アッタス(Spyros ATTAS) 特命全権大使、欧州評議会キプロス常任代表、在ストラスブルグ	キプロス
エミール・ルッファー(Emil RUFFER)、2019年3月30日より理事会副議長 特命全権大使、欧州評議会チェコ共和国常任代表、在ストラスブルグ	チェコ共和国
カーステン・スター(Carsten STAUR) 大使、OECDデンマーク常任代表、在パリ	デンマーク
カトリーヌ・キヴィ(Katrin KIVI) 特命全権大使、欧州評議会エストニア常任代表、在ストラスブルグ	エストニア
サトゥ・マッティラ・ブディク(Satu MATTILA-BUDICH) 特命全権大使、欧州評議会フィンランド常任代表、在ストラスブルグ	フィンランド
ジャン・バティスト・マッティ(Jean-Baptiste MATTEI) 大使、欧州評議会フランス常任代表、在ストラスブルグ	フランス
イラクリ・ギヴィアシュヴィリ(Irakli GIVIASHVILI) 大使、欧州評議会ジョージア常任代表、在ストラスブルグ	ジョージア
ロルフ・マファエル(Rolf MAFÄEL) 特命全権大使、欧州評議会ドイツ常任代表、在ストラスブルグ	ドイツ
ステリオス・ペラキス(Stelios PERRAKIS) 大使、欧州評議会ギリシャ常任代表、在ストラスブルグ パナイオティス・ベグリティス(Panayiotis BEGLITIS)(2019年3月1日より) 大使、欧州評議会ギリシャ常任代表、在ストラスブルグ	ギリシャ
パオロ・ルデリ(Paolo RUDELLI) 特使、欧州評議会バチカン常任オブザーバー、在ストラスブルグ	バチカン
アグネシュ・ケルテース(Ágnes KERTÉSZ) 特命全権大使、欧州評議会ハンガリー常任代表、在ストラスブルグ	ハンガリー
クリスチャン・アンドリ・ステファンソン(Kristján Andri STEFÁNSSON) 大使、アイスランド大使館、在パリ	アイスランド

キース・マクビー(Keith McBEAN) 特命全権大使、欧州評議会アイルランド常任代表、在ストラスブルグ	アイルランド
マルコ・マルシリ(Marco MARSILLI) 特命全権大使、欧州評議会イタリア常任代表、在ストラスブルグ ミケーレ・ジャコメッリ(Michele GIACOMELLI)(2019年2月11日より) 大使、欧州評議会イタリア常任代表、在ストラスブルグ	イタリア
ミモザ・アーメタジ(Mimoza AHMETAJ) コソボ総領事、在ストラスブルグ	コソボ
イヴァルス・パンデュール(Ivars PUNDURS) 特命全権大使、欧州評議会ラトビア常任代表、在ストラスブルグ	ラトビア
ダニエル・オスペルト(Daniel OSPILT) 特命全権大使、欧州評議会リヒテンシュタイン常任代表、在ストラスブルグ	リヒテンシュタイン
ライマ・ユレヴィチエネ(Laima JUREVIČIENĖ) 特命全権大使、欧州評議会リトアニア常任代表、在ストラスブルグ	リトアニア
ステファン・ミュラー(Stephan MÜLLER) 特命全権大使、欧州評議会ルクセンブルク常任代表、在ストラスブルグ	ルクセンブルク
ジョセフ・A・フィレッティ(Joseph A. FILLETTI) 大使、欧州評議会マルタ常任代表、在ストラスブルグ	マルタ
ボジダルカ・クルニチ(Božidarka KRUNIČIĆ) 特命全権大使、欧州評議会モンテネグロ常任代表、在ストラスブルグ	モンテネグロ
ローランド・ボッカー(Roeland BÖCKER) 特命全権大使、欧州評議会オランダ常任代表、在ストラスブルグ	オランダ
オルジカ・ヴァジレスカ(Olgica VASILEVSKA) 方 臨時代理大使、欧州評議会北マケドニア常任代表代理、在ストラスブルグ	北マケドニア ⁽¹⁾
エリザベス・ワラス(Elisabeth WALAAS) 特命全権大使、欧州評議会ノルウェー常任代表、在ストラスブルグ	ノルウェー
ヤヌシュ・スタインチェク(Janusz STAŃCZYK) 特命全権大使、欧州評議会ポーランド常任代表、在ストラスブルグ	ポーランド
ジョアン・マリア・カブラル(João Maria CABRAL) 特命全権大使、欧州評議会ポルトガル常任代表、在ストラスブルグ	ポルトガル
コリーナ・ツェルゲル(Corina CĂLUGĂRU) 大使、欧州評議会モルドバ共和国常任代表、在ストラスブルグ	モルドバ共和国
ラヴァン・ルス(Razvan RUSU) 特命全権大使、欧州評議会ルーマニア常任代表、在ストラスブルグ	ルーマニア
シルヴィ・ボリーニ(Sylvie BOLLINI) 特命全権大使、欧州評議会サンマリノ共和国常任代表、在ストラスブルグ	サンマリノ
アレクサンドラ・ジュロビッチ(Aleksandra DJUROVIĆ) 特命全権大使、欧州評議会セルビア常任代表、在ストラスブルグ	セルビア
マレク・エストック(Marek EŠTOK) 特命全権大使、欧州評議会スロバキア共和国常任代表、在ストラスブルグ	スロバキア共和国
エヴァ・トミッチ(Eva TOMIČIĆ) 特命全権大使、欧州評議会スロベニア常任代表、在ストラスブルグ	スロベニア
マヌエル・モントッピオ(Manuel MONTORBIO) 特命全権大使、欧州評議会スペイン常任代表、在ストラスブルグ	スペイン
トルビョルン・ハーク(Torbjörn HAAK) 特命全権大使、欧州評議会スウェーデン常任代表、在ストラスブルグ	スウェーデン

マーク・ウェイ(Marc WEY) 方 臨時代理大使、欧州評議会スイス常任代表、在ストラスブルグ クリスチャン・ミューリ(Christian MEUWLY)(2019年3月21日より) 大使、欧州評議会スイス常任代表、在ストラスブルグ	スイス
カーン・エセネル(Kaan ESENER) 特命全権大使、欧州評議会トルコ常任代表、在ストラスブルグ	トルコ

注(1) 2019年2月12日にギリシャ及びマケドニア旧ユーゴスラビア共和国との間で締結した2018年6月17日の契約に加え、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国は、北マケドニア共和国—省略名北マケドニアとなった。

理事会の構成

理事会は議長及び各加盟国によって任命される代表者各1名により構成される。各加盟国は、各々代表者代行1名を任命することができる。欧州評議会の事務総長は、会議に参加し、又は代理人を出席させることができる。

理事会は当行の最高機関である。定款に定められた目的を変更する権利を除いて、理事会は当行に関するあらゆる権限を有する。

理事会の権限

- i 理事会は以下の事項を行う。
 - (a) 欧州評議会の加盟国が当行の加盟国になるための条件を決定する。
 - (b) 欧州評議会の加盟国でない欧州の国及び欧州に重点を置いている国際機関が当行の加盟国になることを承認し、かかる承認の条件を決定し、かかる加盟国の引き受ける参加証書の数を決
 - (c) 定款に添付の表に記載されている加盟国間の資本の配分の調整を行う。
 - (d) 資本を増減し、払い込まれる引受済資本の割合及び払込期日を定める。
 - (e) 定款に定められた目的の遵守を確保する。
当行の年次報告書、計算書類及びその他の財務書類を承認する。
機関の活動に関する一般ガイドラインを定める。
 - (f) 当行の運営を停止若しくは終了させ、又は清算時にその資産を分配する。
 - (g) 加盟国の資格を停止させる。
 - (h) 定款を変更する(但し、定められた目的の変更を除く。)。
 - (i) 定款を解釈し、定款の解釈又は適用に関わる決定に対する異議申立てに対する判断を下す。
 - (j) 他の国際機関との協力に関する一般協定の締結を承認する。
 - (k) 理事会の議長及び管理委員会の委員長を選任する。
 - (l) 総裁を任命し、総裁の提案に基づき、必要に応じて1人以上の副総裁(その内の1人が総裁の不在時には総裁を代行する。)を任命し、それらを解任し、又は辞任の承認を行う。
 - (m) 監査委員会の委員を任命する。
 - (n) 外部監査人を任命し、在任期間を定める。
 - (o) 手続規定を定める。
 - (p) 定款で明示的に理事会に付与されたその他の権限を行使する。
- ii 理事会は、管理委員会の提案に基づき上記(d)及び(f)に関する決定をなし、上記(c)、(m)及び(n)については、管理委員会の意見を聴取した後に決定をなす。管理委員会は、財務上の影響を及ぼすその他全ての決定に対して意見を表明する。
- iii 上記 i に定められた権限以外の全ての権限は管理委員会に委譲される。
定款により管理委員会に委譲された権限は、例外的な場合かつ特定の期間のみ、理事会が再び保有できる。
- iv 理事会は年に1度開催される。理事会は、必要に応じて追加的に開催することができる。
- v 理事会は、必要に応じて、国際機関の代表者、又はその他の利害関係者を招待し、その手続に参加させることができる。但し、投票権は与えない。

投票及び決議

- i 会議における理事会の決議は、加盟国の代表者の3分の2が出席した場合にのみ有効となる。
決議は投票により行われる。賛成票及び反対票のみが多数決の判定に関し有効となる。
- ii 会議間において、書面により決議することができる。
- iii 当行の各加盟国は、保有する参加証書1通につき、1票の投票権を有する。
- iv 払込期限が到来した資本金の一部を期限に払込まない加盟国は、かかる未払が継続する限り、その期限の到来した未払金額に関して投票権を行使できないものとする。
- v 決議は、賛成又は反対の票を投じた加盟国の過半数及び投票数の3分の2以上の多数をもってなされるものとする。

- vi 以下の事項は、賛成又は反対の票を投じた加盟国の4分の3以上及び投票数の4分の3以上の多数をもって決議される。
- (a) 上記「理事会の権限」iiiに規定される決議
- (b) 新規加盟国の加盟に起因しない、上記「理事会の権限」i(c)に従い承認される定款に添付されている配分表の調整
- vii 上記「理事会の権限」i(f)及び(h)に記載されている決議は、投票した加盟国の満場一致により採択される。

b. 管理委員会

管理委員会は、理事会が任命する委員長及び当行の各加盟国の代表者各1名により構成される。2018年末現在(特段の記載がある場合を除き)の構成員は以下のとおりである。

ミグレ・タスキエネ(Migl ^[9] _[1] TUSKIEN ^[9] _[6])(リトアニア) 財務省副大臣、在ビリニュス	委員長
エンドレ・トゥルク(Endre TÖRÖK)(ハンガリー) 国家経済省国際金融部門部長代理、在ブタペスト	副委員長
エリオン・ルーチ(Erjon LUÇI) 財務省大臣代理、在ティラナ	アルバニア
ロナルド・デ・スワート(Ronald DE SWERT) 連邦財務省財務局国際及び欧州金融業務部長、在ブリュッセル	ベルギー
リエルカ・マリッチ(Ljerka MARI ^[9] _[6]) 連邦監督機関理事長代理、在サラエボ	ボスニア・ヘルツェゴビナ
ゲルガナ・ベレムシュカ(Gergana BEREMSKA) 財務省国際金融機関及び協力理事局局長、在ソフィア	ブルガリア
スティペ・ズパン(Stipe ŽUPAN) 財務省大臣補佐官、在ザグレブ	クロアチア
クリストス・パトサリデス(Christos PATSALIDES) 財務省事務次官、在ニコシア	キプロス
ペトル・パヴェレク(Petr PAVELEK) 財務省公共事業予算担当大臣代理、在ブラハ	チェコ共和国
スティーン・リュ・ラーセン(Steen Ryd LARSEN) 財務省顧問、在コペンハーゲン	デンマーク
リーナ・ライゴ(Riina LAIGO) 財務省EU及び国際部門顧問、在タリン	エストニア
アルト・エノ(Arto ENO) 財務省財務顧問、在ヘルシンキ	フィンランド
シャンティ・ボビン(Shanti BOBIN) 経済財務省財務部二国間関係及び欧州金融機関部門部長、在パリ	フランス
ニコロス・ガグア(Nikoloz GAGUA) 財務省大臣代理、在トビリシ	ジョージア
クリストフ・ハルツァー(Christof HARZER) 財務省多国間開発銀行部門部長(VII A 2)、在ベルリン	ドイツ
パナギオティス・アンドラサキス(Panagiotis ANDRESAKIS) 経済・開発省国際組織局国際経済組織・開発銀行課課長、在アテネ	ギリシャ
ファビオ・サレルノ(Fabio SALERNO) 欧州評議会バチカン常任オブザーバー代理、在ストラスブルグ	バチカン
エンドレ・トゥルク(Endre TÖRÖK)、管理委員会副委員長 国家経済省国際金融部門部長代理、在ブタペスト	ハンガリー

オーラヴル・シグルズソン(Ólafur SIGURÐSSON) 外務省外国貿易経済局局長、在レイキャビック	アイスランド
デス・オリアリー(Des O'LEARY) 財務省国際金融機関部門部長、在ダブリン	アイルランド
ジェルソミーナ・ヴィゴロッチ(Gelsomina VIGLIOTTI) 経済財務省財務部門国際金融関係課課長、在ローマ	イタリア
ラム・ミタ(Lum MITA) 財務省国際金融協力部門部長、在ブリシュティナ	コソボ
インタ・ヴァサラウゼ(Inta VASARAUDZE) 財務省経済分析部門部長、在リガ	ラトビア
ダニエル・オスペルト(Daniel OSPELT) 特命全権大使、欧州評議会リヒテンシュタイン常任代表、在ストラスブルグ	リヒテンシュタイン
ダリウス・トラケリス(Darius TRAKELIS) 財務省EU及び国際部門部長、在ビリニュス	リトアニア
アルセース・ジャコビー(Arsène JACOBY) 財務省多国間事業、開発及びコンプライアンス部門部長、在ルクセンブルク	ルクセンブルク
ジョゼフ・リカリ(Joseph LICARI) 元欧州評議会マルタ代表、在スウィーキー	マルタ
ニコラ・ヴキセビック(Nikola VUKI ⁽⁰¹⁾ ₍₀₆₎ EVI ⁽⁰¹⁾ ₍₀₆₎) 財務省予算担当大臣代理、在ポドゴリツァ	モンテネグロ
ドラガン・ダルマノビッチ(Dragan DARMANOVI ⁽⁰¹⁾ ₍₀₆₎) (2019年1月より) 財務省財務局局長、在ポドゴリツァ	
ヤン・ハイスマ(Jan HEIDSMA) 外務省顧問、在ハーグ	オランダ
デヤン・ニコロフスキ(Dejan NIKOLOVSKI) 財務省国際金融関係及び公債管理部門部長、在スコピエ	北マケドニア ⁽¹⁾
バンタ・ワイサー(Bente WEISSER) 外務省国際開発金融機関部門上級顧問、在オスロ	ノルウェー
ピョートル・ノヴァック(Piotr NOWAK) 財務省事務次官、在ワルシャワ	ポーランド
ジョゼ・ペレイラ(José PEREIRA) 財務省経済政策及び国際事業部部長、在リスボン	ポルトガル
オクタヴィアン・アルマシュ(Octavian ARMA ⁽⁰¹⁾ ₍₀₆₎ U) 財務大臣、在チシナウ	モルドバ共和国
タチアナ・イヴァニシチナ(Tatiana IVANICICHINA) (2019年2月21日) 財務省予算政策事務次官、在チシナウ	
ボニ・クク(Boni CUCU) 国家財政省国際金融関係総局局長、在ブカレスト	ルーマニア
ニコラ・チェカロリ(Nicola CECCAROLI) 財務省顧問、在サンマリノ	サンマリノ
ゾラン・チロヴィッチ(Zoran ⁽⁰¹⁾ ₍₀₆₎ IROVI ⁽⁰¹⁾ ₍₀₆₎) 元セルビア共和国証券委員会委員長、在ベオグラード	セルビア
エヴァ・ゴンカルヴェソヴァ(Eva GONCALVESOVÁ) 財務省国際関係部部長、在ブラティスラヴァ	スロバキア共和国
マルティン・ズドヴィッチ(Martin ZDOVC) 財務省国際金融局事務次官、在リュブリャナ	スロベニア
アルベルト・サビド・マーティン(Alberto SABIDO MARTÍN) 経済企業省国際金融機関副局上級顧問、在マドリッド	スペイン

エヴァ・ヴィベルグ(Ewa WIBERG) 財務省国際部門部長、在ストックホルム	スウェーデン
ダニエル・バーチマイヤー(Daniel BIRCHMEIER) 多国間協力部門経済事務局経済局連邦部門部長、在ベルン	スイス
ケマル・チャータイ・イミルギ(Kemal Çatay İmrgözü) 財務庁対外経済関係総局局長、在アンカラ	トルコ

注(1) 2019年2月12日にギリシャ及びマケドニア旧ユーゴスラビア共和国との間で締結した2018年6月17日の契約に加え、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国は、北マケドニア共和国一省略名北マケドニアとなった。

管理委員会の権限及び構成

- i 定款に従い、管理委員会は理事会により委譲された全ての権限を有する。
- ii 管理委員会は、理事会により任命された任期3年(任期を3年とする第2期目の再任可能)の委員長及び各加盟国により任命された代表者各1名により構成される。各加盟国は代表者代行1名を任命することができる。欧州評議会の事務総長は、会議に参加し、又は代理人を出席させることができる。
- iii 管理委員会は、委員長により又は5名の委員による要求により、年に最低4回招集される。
- iv 管理委員会は、必要に応じて、国際機関の代表者、又はその他の利害関係者を招待し、その手続に参加させることができる。但し、投票権は与えない。

投票及び決議

- i 会議における管理委員会の決議は、加盟国の代表者の3分の2が出席した場合にのみ有効となる。
- ii 当行の各加盟国は、保有する参加証書1通につき、1票の投票権を有する。
決議は多数決により行われる。賛成票及び反対票のみが多数決の判定に関し有効となる。
- iii 会議間において、書面により決議することができる。
- iv 払込期限の到来した資本金の一部を期限に払込まない加盟国は、かかる未払が継続する限り、その期限の到来した未払金額に関して投票権を行使できないものとする。
- v しかしながら、管理委員会は、以下の決議事項については、賛成又は反対の票を投じた加盟国の過半数及び投票数の過半数をもって決議するものとする。
 - (a) 上記「理事会の権限」i(c)、(d)、(f)、(m)及び(n)に従い、理事会に対してなされる提案及び意見
 - (b) 管理委員会の手続規定の採択又は改正
- vi さらに、管理委員会は賛成又は反対の票を投じた加盟国の過半数及び投票数の3分の2以上の多数をもって、定款第13条litt.c.に規定された許容性に関する意見を得ていない投資事業に関連した決議を行うものとする。
管理委員会は、随時その委員の一部から成る委員会を設置し、その委員会に対し別途指定した権限を委譲することができる。

c. 総裁

総裁は、当行の全ての取引において当行を代表する。総裁は、管理委員会の指示と監督の下に、当行の日常の管理業務を行う。総裁は、管理委員会が明示的に承認しない限り、資金の借入、貸付又は債務保証をしない。

総裁は理事会の決議によって5年の任期で1回限り再選されうる。

ロルフ・ウェンツェル(Rolf WENZEL)が当行の総裁である。同氏は、2016年4月8日に、2016年12月18日から始まる5年の任期について再選された。

総裁は、2018年12月31日現在2名の副総裁により補佐される。

- ・ カルロ・モンティチェッリ(Carlo MONTICELLI) 副総裁(財務戦略担当)
- ・ ロザ・マリア・サンチェス-ジェブラ・アロンソ(Rosa María SÁNCHEZ-YEBRA ALONSO) 副総裁(社会開発戦略担当)

総裁は、管理委員会によって承認された職務の内容を考慮に入れて副総裁の責任を決定する。

副総裁は、5年の任期で1回限り再選されうる。

d. 監査委員会

監査委員会は、理事会が任命した3名の委員で構成され、2018年の監査証明を担当する監査委員会の構成は以下のとおりである。

- ・ トーマス・ヴァッペラ(Toomas VAPPER)(エストニア)
財務省企業会計政策部門部長EUエストニア常任代表、財務政策顧問、在タリン
- ・ クリスチャン・トルナイ(Krisztián TOLNAI)(ハンガリー)
国家経済省財政監査部門特別監査員、在ブタペスト
- ・ イウリ・シシババ(Iuri CICIBABA)(モルドバ共和国)
財務省大臣、在キシナウ

監査委員会は、毎年、当行の会計を調査し、運営に関する計算書類及び貸借対照表が適切であることを確認する。監査委員会報告書には、貸借対照表及び運営に関する計算書類が帳簿と一致しているか否か、並びに各会計年度末現在の当行の状況を正しくかつ公正に示しているか否かが明記される。

(4) 【業務の概況】

a. プロジェクト向融資

2018年度において、CEBは加盟国20ヶ国に対して3.9十億ユーロの貸付を承認した。これらの貸付は、欧州各地の10.9十億ユーロの投資総額を集めることになる。

i 持続可能かつ包括的な成長の支援

CEBの投資は、持続可能かつ包括的な成長及び全市民の間での経済的利益の公平な共有を目指している。当行が本活動路線に基づき融資したプロジェクトは、社会的使命のある公共インフラストラクチャーの開発、雇用の創出及び維持、労働市場へのアクセスの確保、手頃な価格での住宅支援の提供並びに社会的弱者の長期的統合の支援に重きを置いている。

本枠組み内において、CEBの融資は、気候緩和及び適応手段がインフラストラクチャー及び地方自治体サービス開発計画並びに移民、難民及び避難民を対象とする特定の活動と結びついている統合ソリューションをますます支援している。そのため、本活動路線(持続可能かつ包括的な成長)に基づき承認された複数の貸付とその他2つの活動路線(難民、避難民及び移民の統合、並びに気候)に関連する貸付との間で、ある程度重複する部分が存在する。

2018年度において、CEBは持続可能かつ包括的な成長を全面的又は部分的に支援するため、40件の貸付を承認した。これらの貸付の一部は、複雑かつ長期的な社会問題に直面している地方自治体及び地域を含む初度借入人を考慮している。新たな借入人の増加は、当行が、経済的及び社会的包摂の可能性、生活水準の改善並びに多様性の向上に重点を置きながら、包摂的かつ持続可能な欧州の都市及び地域の開発を支援していることを証明している。

本活動路線に基づくCEBの融資は、以下の事項を可能にする。

- － MSMEsに対する手頃な価格の融資ソリューションへのアクセス：2018年度において、CEBは1.1十億ユーロのMSME向融資を承認した。資金調達は、新たな技術、革新及び工程の最適化(エネルギー効率化の改善を含む。)への資本投下による受益者の新規事業の立上げや既存事業の拡大を可能にする。CEBの融資が支援する融資ソリューションは2017年度同様リーシングを含んでおり、欧州におけるリース会社のために6件の貸付が昨年承認された。また、2018年度に承認された融資は、その他の正式な信用供与枠へのアクセスがない小規模企業及び低所得世帯を特に対象としている。
- － 地方自治体インフラストラクチャー及びサービスの改善：国家、地域及び地方自治体開発戦略を支援するため、2018年度に12件の貸付が承認された。これらの多くは、多分野の活動をカバーし、都市及び地域の公共交通機関、持続可能な移動性ソリューション、廃棄物再生管理、給水及び汚水収集システムの開発、並びに低所得者層に対する手頃な価格の住宅提供に重きを置いている。
- － 高齢者及び身体障害者向けの病院や常設介護施設の建設並びに近代医療機器及び救急車の購入：2018年度において、CEBは既存の医療施設の建設及び修復/拡大、高性能機器の購入並びに最先端のがん治療研究を支援するため、0.5十億ユーロに相当する9件の貸付を承認した。
- － 質の高い教育をもたらす環境：2018年度にCEBによって承認された教育分野向貸付は0.5十億ユーロであり、投資に関しては、かかる金額の2倍超に引き上がるとされている。当行の資金調達は、現在及び将来のニーズに対応するために学校及び保育施設を拡大することを可能とし、ハンガリー(ブタペスト及びペーチ)並びにラトビア(リガ)における大学に対して最先端医療、科学及びエンジニアの研究を支援している。30,000人超の生徒と大学スタッフは、近い将来これらの投資を存分に活用し、その結果、経済の競争力を改善する。

- スポーツ及び文化施設の開発並びにコミュニティー・サービスの拡大：2018年度に承認された6件の貸付は、スポーツ及び文化施設の建設及び修復並びにコミュニティー・サービスの拡大を可能とする。これらの投資は地元住民の福利に貢献し、移民や難民を含む社会的弱者の統合に重きを置くとされている。
- 欧州刑事施設規則(EPR)の施行による適切な拘置環境—対応したインフラストラクチャー及び関係者向けの適切なトレーニング。本分野において承認された2018年度の貸付は、現在過密状態であるルーマニア拘置施設に1,900ヶ所を増設し、1,300人超の刑務所スタッフに対するEPRトレーニングを提供している。

オランダの地方自治体サービスの改善及び環境の回復

貸付金：300百万ユーロ

借入人：オランダ水道整備金融公庫(Nederlandse Werschapsbank)(NWB)

対象となる受益者：地方自治体、水関連機関、住宅供給協会、医療機関、教育機関、環境機関及び公共交通機関

予想される影響：国内各地の市民の生活水準の改善

本分野横断型CEBローンは、以下の3つの「柱」に基づき分類された公共投資向部分融資を提供することにより、オランダが社会的課題及び環境関連課題に取り組むことを支援している。

- 社会：幼稚園及び学校、公共住宅、医療の複合施設、文化及びスポーツ施設並びに公共交通インフラストラクチャー
- エネルギー効率化：再生可能エネルギーの投資(水力発電プラント及び灌漑用水ダム、太陽エネルギー発電、バイオマス発電並びに地熱海風発電の改修及び修復)、加熱及び/又は冷却インフラストラクチャー並びに建物の修復
- 水：気候変動の緩和及び適応手段、給水及び配水システム、再発時及び緊急時の投資並びに汚水処理システム

およそ50近くのサブ・プロジェクトは、高齢者、障害を持つ人々、ホームレス、移民及び難民等の低所得世帯及び社会的弱者に重きを置き、強化かつ改良された公共インフラストラクチャーを通じて国内各地の住民の生活水準を改善することに貢献するとされている。

スペインの雇用機会の拡大

貸付金：100百万ユーロ

借入人：ヌエヴォ・マイクロバンク(Nuevo MicroBank)

対象となる受益者：起業家、自営業専門家、小規模企業及び弱い立場に置かれた個人/家族

スペインは、現在もなおEU加盟国28ヶ国の平均をはるかに上回る失業率に直面している。若年層失業率も同様に上回っている。スペインにおける雇用機会全体のおよそ4分の3を確保しているMSMEsは、2008年から2009年の金融危機から未だ完全には回復していない。本貸付は、事業の立上げ、統合又は拡大に必要な資金源を動員することによってスペインが雇用問題に取り組むことや、その結果雇用を創出又は維持することを支援する。かかる貸付は、2017年度においてヌエヴォ・マイクロバンクにまで及んだ過去の信用供与枠を2倍にし、正式な信用システムへのアクセスがない社会的弱者である個人及び家族に特に重点を置く。かかる貸付は、受益者の37%が女性及び移民であり、これまで6,600超の雇用を創出かつ維持した2017年度の貸付と同様に行うものとされる。

ポーランドの地域連携及び生活水準の改善

貸付金：43百万ユーロ

借入人：サブカパチア地域

対象となる受益者：地域の市民、企業及び観光客

サブカパチア(ポトカルパチェ)は、ポーランドにおいて最も貧困な県の1つであり、地域内の不平等や国際及び国内市場へのアクセス不足が確立されている。本貸付は、これらの不平等への取り組みや地域の2020年開発戦略の支援を目的としている。これは、地域の道路網及び路線基盤の改良や拡大、文化遺産の保護対策並びに地域のがんセンターを含む総合医療施設の開発に資金提供を行う。これらの多分野型投資は、地域に住む2.1百万人に対する新たな成長機会をもたらす、慢性疾患等の社会的弱者に対してより良い生活水準を提供する。CEBの融資は、EUの助成金支援を補完している。

フィンランドの教育及びスポーツ施設の改良

貸付金：60百万ユーロ

借入人：タンペレ市

対象となる受益者：子供及び彼らの親、教師並びに高齢者

タンペレ市は、フィンランドにおいて3番目に大きい都市であり、増加する移民及び難民の人口を含むおよそ25万人の住民人口は増加している。本貸付は、地方自治体が2025年地方自治体投資戦略を実施することを支援し、教育の領域、とりわけ学校や保育施設におけるインフラストラクチャーの構築又は修復に重点を置く。かかる貸付は、コミュニティー・サービスやスポーツ施設にも融資する。タンペレ市との過去の協定にも同様の目的で資本投下し、230,000人超の人々に利益をもたらす。

ii 難民、避難民及び移民の統合

難民、移民及び避難民の援助は、CEBの規則上の優先事項の1つである。本活動路線に基づく当行の支援は、例えば収容施設、地方インフラストラクチャーに対する長期的な融資、適切かつ手頃な価格の住宅、言語の習得、能力の開発や雇用創出等の緊急時の支援を含んでいる。

長期的活動は、多分野統合プログラムの一部であることが多い。2018年度において、CEBは、ロマ族、シンティ、カミナンティ、ホームレスや長期失業者、性的暴行の被害者又は身体障害者等の難民、移民及び社会的弱者の統合に対し、全面的又は部分的に貢献する複数の貸付を承認した。資金調達は、適切なインフラストラクチャーの構築、教育及び職業訓練への平等なアクセス、起業能力の改善並びに手頃な価格のMSMEs向融資に対して行う。その結果、ドイツ、イタリア、ルーマニア及びスペインの対象受益者には、彼らの全潜在能力や社会に貢献する機会が与えられる。

2018年度に承認された2件の貸付は、CEBの社会配当金勘定からの部分保証及びスロバキア包括的成長口座等のCEBが運営している支援者口座からの追加助成金支援の配当によって具体化された。本活動路線に基づく貸付は、EU、欧州経済領域(EEA)及びノルウェー並びにCEBが運営している移民及び難民基金(MRF)からの助成金で行われる活動を補っている。

社会配当金勘定は、当行の加盟国が決定したとおり、主にCEBの年間業績からの割り当てで資金提供されている。これは、技術支援、貸付保証、金利補助金及び投資助成金を通じて、社会的影響力が高いプロジェクトを支援するために使用される。2018年度末において、使用可能な資金は18.4百万ユーロであった。

本活動路線に基づく2018年度の貸付活動に加えて、CEBは、1990年代の旧ユーゴスラビアでの紛争中に住む場所を奪われた社会的弱者を支援し続けており、複数支援者が資金提供する地域住宅プログラム(RHP)を通じて適切な住居を提供している。

RHP並びに移民及び難民基金(MRF)の2018年度における活動に関する更なる詳細は、本書の「b. 協力関係及び支援者 ii 支援者」の項目に記載されている。

ドイツの質の高い包括的教育を支援するためのインフラストラクチャーの改良

貸付金：80百万ユーロ

借入人：ニュルンベルク市

対象となる受益者：ニュルンベルク市内の児童及び教師

本CEBの融資は、一定の人口増加、最近の教育要求の変化及び古い教育インフラストラクチャーの修復の必要性に対するニュルンベルク市の取組みを支援する。これは、近代ITインフラストラクチャーやツールの追加を含む、50の学校及び幼児施設の設立及び修復をもたらす。投資は、追加の教室を設置し、食堂及びその他の共同エリアを設置することで「全日制」学校に対する要求に応え、増加する児童及び生徒に対し質の高い包括的教育を提供する。投資の大部分は、EUやEUでない移民家族、シリアやイラクからの難民及び亡命希望者に利益をもたらす。

貸付活動は、ニュルンベルクの地方自治体雇用仲介者ノリス・アーベイト(Noris-Arbeit)を支持し、CEBが2018年度に承認した600,000ユーロのMRFの助成金によって補完される。当該助成金は、基礎教育を必要とする移民、難民及び長期失業者向け研修コース(言語及び能力の開発を含む。)の費用をカバーする。かかるコースは、形式張らない移動可能な場所で提供され、参加者のアクセスを促進し、彼らの地域社会への融合を容易にする。

イタリアの社会的弱者向けマイクロ信用供与枠

貸付金：7百万ユーロ

借入人：ペルミクロS.p.A.(PerMicro S.p.A.)

対象となる受益者：500のMSMEs及び社会的弱者家族

MSMEsは、イタリアにおける全雇用機会の約70%を提供し、小規模企業(従業員が10人未満の企業)は非金融事業分野における労働力のほぼ半分を占めている。本CEBの融資は、一般的な銀行システムへのアクセスが限られた又はアクセスがない事業及び家族にまで信用供与枠を広げることにより、ペルミクロを支援している。その結果、対象受益者が新規事業を立ち上げることや既存事業を拡大することが可能となる。貸付は、社会的弱者家族、とりわけ移民及び難民に対する医療費、住宅費及び教育費をもカバーすることができる。

本貸付は、CEBの社会配当金勘定からの2百万ユーロの保証の恩恵を受けている。

ルーマニアのロマ族教育プログラムへの支援

貸付金：2百万ユーロ

借入人：ロマ族教育基金

対象となる受益者：貧困地域のロマ族やロマ族でない子供及び若年層、彼らの親並びに教師

約1.85百万人のロマ族がルーマニアで暮らしている。40%未満のロマ族の子供及び若年層が教育プログラムに登録しているが、中途退学者は70%を超えており、これは主な人口の同年齢層に対する比率の3倍を超えている。当行の社会配当金勘定からの部分保証に対して引き上げられたCEBの融資は、中途退学者の減少及び阻止並びに質の高い学習へのアクセスの改善を目的とする3つの公式及び非公式教育プログラムに資金提供を行う。かかるプログラムは、2018年から2023年の間にルーマニアの複数の貧困地域において実施される。これらは、教育プログラムに関わる1,400人のロマ族の子供及び若

年層、2,000人の親並びに450人の教師に利益をもたらす。CEBの資金提供は、これらのプログラムに対するEU及びEEA/ノルウェーの助成金の資金調達を補完している。

iii 気候変動対策：緩和手段及び適応手段の開発

CEBは、炭素排出量を削減し、気候変動に対する回復力の高い社会を構築するプロジェクトを支援している。また、気候変動に関する検討事項を他のプロジェクトの立案及び実行に組み入れるため、CEBはパートナーと協働している。かかる目的のため、当行の運営がパリ協定と連携するよう、CEBは以下の原則を奨励するプロジェクトの審査及び監視システムを導入している。

- プロジェクトが国の低排出方針に従うようにすること。
- 物理的な気候リスクを特定し、プロジェクトの気候変動に対する回復力を高めること。
- 気候変動に関する融資の優先順位をつけ、目標を定め、報告すること。
- 気候変動に関する指標を審査、監視及び報告すること。

かかる特定の社会的責任を負いながら、CBEは、社会的包摂である気候変動対策プロジェクトの支援を目指している。つまり、当行は、気候変動の緩和及び適応プロジェクトを融資することによって、社会の利益の最適化を試みている。

CEBは、かかる一連の行動に基づき、2018年に1十億ユーロ近い貸付を承認した。このうち、629百万ユーロは気候変動に関する融資に割り当てられた。かかる融資の大半は、家庭用、産業用及び地方自治体用のインフラ部門のエネルギー効率化政策に充てられている。あるいは、都市及び地方におけるインフラ処理能力及び生活環境全体の向上を目指し、地域及び地方自治体が行う広域のインフラ投資計画の一部になっている。

かかる一連の活動に基づく3つの貸付は、エネルギー費用を削減することによって、競争力を高め、事業の拡大を試みるMSMEに焦点を当てている。

ポルトガルの灌漑システムを支える水上太陽光発電施設

貸付金：45百万ユーロ

借入人：アルケヴァ開発及びインフラストラクチャー社S.A.(Empresa de Desenvolvimento e Infra-estruturas do Alqueva S.A)(EDIA)

対象となる受益者：ポルトガル南東部の農家

このプロジェクトによって、アルケヴァ湖周辺の複数の貯水池の水面に10の水上太陽光発電設備が導入される。発電設備は、変則的な雨量分布、気候変動に伴う砂漠化及び人口の高齢化に現在直面するポルトガル南東部において、EDIAの灌漑システムに給水する、発電設備に対応する数のポンプ場に電力を供給している。再生可能エネルギー資源を使用してEDIAの二酸化炭素排出量を削減するのに加えて、発電設備は、25年間で少なくとも24百万ユーロのEDIAのエネルギー費用を削減する。かかる費用の削減及び既存の水源の効率的な利用は、かかる地域において、多様性に富み、競争力のある、持続可能な農業活動を可能にする。このようにして、雇用が生み出され、人口減少を遅らせることができる。

スロバキア共和国の水道及び下水道サービスの二酸化炭素排出量削減

貸付金：50百万ユーロ

借入人：ブラチスラバ水道会社(Bratislava Water Company)

対象となる受益者：水道網を利用する721,000人

かかるCEBの貸付は、1970年代の水道本管の段階的な交換及び水道会社の浄水施設の改修に融資する。これらの改良によって、水道供給量の無駄を減らし、給水の中断を防ぎ、現在のエネルギー使用量を約30%削減する。

かかる貸付は、ヨーロッパの公共の水道会社に対するCEBの初の直接的サブソブリン融資であり、スロバキア共和国での初の水道部門プログラムである。これによって、かかる水道会社の供給地域及び水準は、ヨーロッパの他の主要な都市圏のものと同等になる。また、プロジェクトによって、スロバキア共和国は、EU水枠組み指令の方針に従い、水質目標を達成できる。プロジェクトは、スペイン社会的統合口座からの助成金を受ける。これによって、財務モデル並びに社会及び環境の目標を掲げる多年度の投資及び融資計画を推進する費用が賄われる。

オランダの住宅設備のエネルギー効率の改善

貸付金：100百万ユーロ

借入人：ナショナル・エネルギーベスパーファンド(国立省エネルギー基金)(Nationaal Energiebespaarfonds)(National Energy Saving Fund Foundation)

対象となる受益者：住宅所有者及び管理組合

構築環境は、オランダのエネルギー消費全体の30%を占める。かかるCEBの貸付は、エネルギー効率化のための改修を考えている住宅所有者及び管理組合に対して、低金利での貸付を提供する。かかる改修は、改修工事からヒートリカバリシステム及び太陽電池パネルの設置まで多岐にわたる。CEBの融資は、かかる領域での投資に300百万ユーロのレバレッジを効かせ、現在、2022年までに年間平均1.5%のエネルギー消費量を削減するとしているオランダのエネルギー効率化目標の達成に貢献する。

iv 社会的影響の査定及び向上

CEBは、社会、環境、技術及びガバナンスの基準で徹底的に評価された、確実に利益をもたらすプロジェクトに融資している。評価中は現地を訪問することによって、CEBは借入人及びプロジェクトを実行する機関が、期待される社会的成果をより達成できるよう、投資の最適化を支援している。この評価は通常、(開発方針及び認識された需要と一致した)プロジェクトの要旨、設計及び工学的な観点、関連する技術水準との適合性、分野特有の費用及び資金調達の観点を網羅している。

CEBによる2016年の環境及び社会セーフガード政策(ESSP)の承認に伴い、貸付申込の際、環境及び社会の審査マトリクスがCEBの各プロジェクトに適用される。かかるマトリクスは、社会的弱者の保護、労働条件、ジェンダーの平等、生活及び住宅の保護、地域の健康及び安全並びに利害関係者の情報といった原則を反映している。こうして、貸付申込の審査プロセスは、プロジェクトの初期の段階から、技術、社会、環境のリスク及び利益を特定し、管理することによって、当行の活動の影響を高めている。

技術、環境及び社会的リスクの基準の特定に加えて、2018年に行われた貸付申込の審査は、健康セクターへの投資のプロジェクト構想の改善に繋がり、プロジェクトの社会及び環境成果を向上させるための特定の助言にも繋がった。かかる改善の具体例としては、移民及び難民に特化した活動を加えるため教育プロジェクトの領域を広げたこと、生活のためのローンを小口金融のローンに組み込むこと、最終受益者の水の使用と利便性を高めること。

気候変動に関する融資活動を広げるための継続的な試みの一環として、CEBは気候変動対策プロジェクトのイニシアチブ並びにプロジェクトの提案のうち気候変動への適応及び緩和に関する要素の特定の支援を広げている。

プロジェクトが承認されると、リスク及び好機を評価し、緩和及び最適化の施策を特定し、開発を推し進め、結果を測定するため、実行中は監視される。監視の大半はデスクベースであるが、プロジェクトのサイクルの中で少なくとも1回は現地を訪問し、複雑なプロジェクトの場合には、複数回の視察を行う。

2018年の間、28ヶ国において71の個別のプロジェクトが、貸付申込段階又は実行中に、現地への訪問によって審査された。これらのうち12のプロジェクトは、最近完了した又は2018年末に完了間近である。

特定のプロジェクトへの助言に加えて、現在進行中及び将来のプロジェクトを最適化し、当行の融資の社会及び環境への影響を最大化するため、ベストプラクティス、部門の成長及び国際基準を特定し、プロジェクトの出資者に対して推奨する。かかるベストプラクティスは、国際的なイベントでCEBの専門家が行うプレゼンテーション、評価局が調査した評価報告書、技術評価及び監視局の作成する刊行物(技術的な説明、テーマ別の調査、その他部門別の刊行物)に反映されるだけでなく、他の国際金融機関(IFI)及び関連組織の間で議論されている。

CEBの刊行物はホームページから閲覧可能である。<https://coebank.org/en/news-and-publications/ceb-publications/>

2018年、数年間にわたる教育投資の経験を活用し、高い学習成果を上げられる教育インフラへの包括的なアプローチを構築するため、他のIFIとのネットワークを立ち上げた。

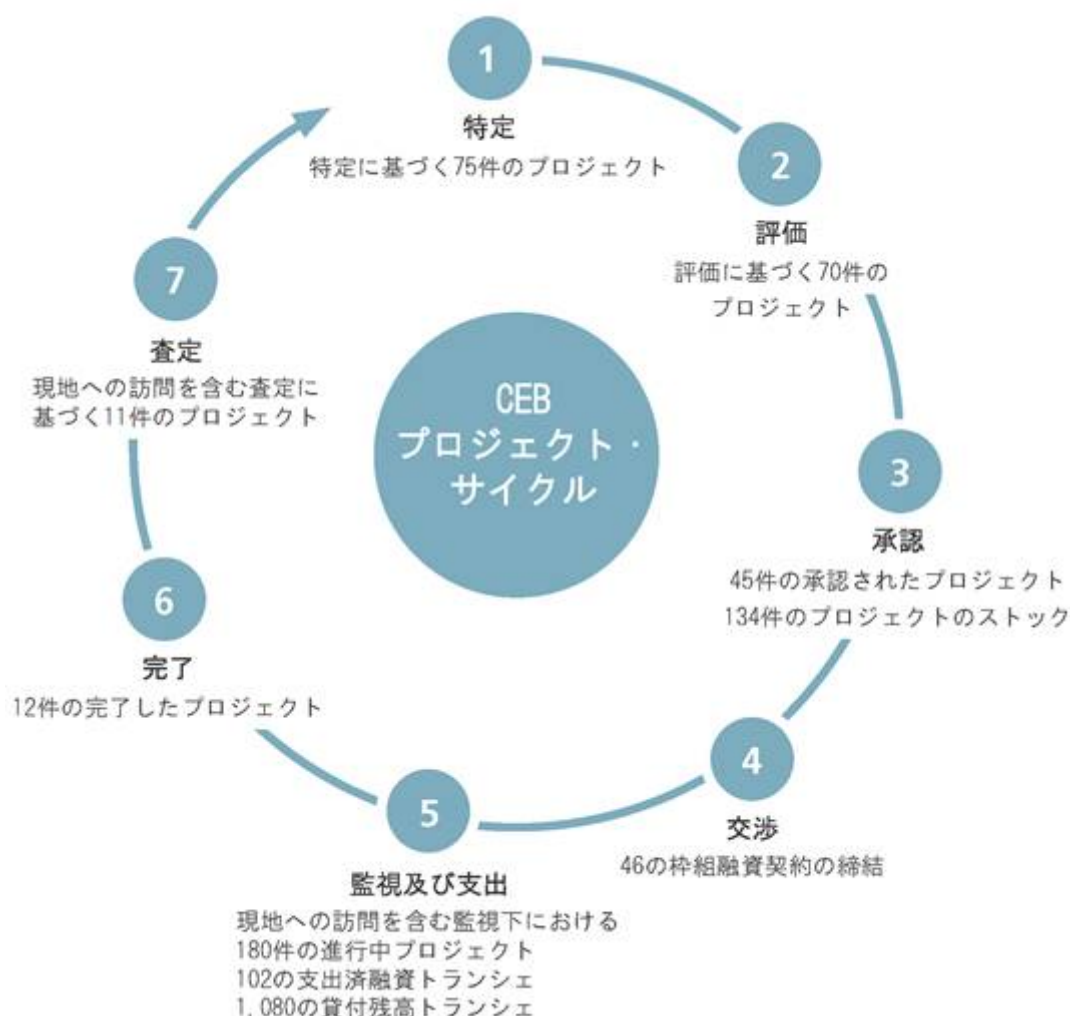
CEBのプロジェクトの通常のサイクルの図は、2018年に当行が行った活動の主要なデータとともに、下表に示されている。CEBの融資の利用方法に関する詳細は、CEBウェブサイトの融資プロジェクト部門に掲載されている。

ポーランドのMSMEsへのリース

リースとは主に、零細企業及び小企業が、その事業を維持又は拡大するのに必要な資本を得るために利用可能な形態の融資である。CEBは、MSMEsの支援のため、ポーランドのPKOバンクのリースによって、3つのローンを締結した。2017年に承認された100百万ユーロ相当の直近のローンに関する完了報告書では、CEBの融資は、約400の新たな雇用が生み出し、10,600超の雇用が維持するのに役立ったと結論付けられている。

スペインのサン・パウ生物医学研究所(Sant Pau Biomedical Research Institute)

CEBは、スペインのサン・パウ病院(ユネスコ世界遺産)のすぐ側の最先端生物医学研究所の建設を支援するため、2016年3月にカイシャバンクに対して、9百万ユーロの貸付を承認した。この新しい施設は、2018年11月15日に正式に委任される。革新的でエネルギー効率の良い環境に、約300人の研究員を収容できる。



承認された事業(国ごと)

(単位：千ユーロ)

国	2018年		2017年		2014年から2018年の 累積合計	
	金額	%	金額	%	金額	%
アルバニア					44,630	0.3
ベルギー			285,000	7.3	591,400	3.8
ボスニア・ヘルツェゴビナ	4,500	0.1			23,000	0.1
ブルガリア			20,000	0.5	405,000	2.6
クロアチア	50,000	1.3	100,000	2.6	190,000	1.2
キプロス					32,000	0.2
チェコ共和国	300,000	7.7	300,000	7.7	970,000	6.2
フィンランド	220,000	5.6			420,000	2.7
フランス	42,000	1.1	255,000	6.5	1,252,400	8.0
ジョージア	5,000	0.1			21,500	0.1
ドイツ	380,000	9.7	200,000	5.1	1,232,000	7.9
ギリシャ					2,000	0.01
ハンガリー	167,000	4.3			282,700	1.8
アイスランド			10,000	0.3	10,000	0.1
アイルランド			85,000	2.2	518,000	3.3
イタリア	447,000	11.5	350,000	8.9	947,000	6.1
ラトビア	15,000	0.4	12,000	0.3	77,000	0.5
リトアニア	15,000	0.4	35,000	0.9	150,000	1.0
マルタ			29,000	0.7	29,000	0.2
モルドバ共和国	12,000	0.3			22,000	0.1
モンテネグロ			40,000	1.0	58,000	0.4
オランダ	400,000	10.3	366,600	9.4	866,600	5.5
ポーランド	566,429	14.5	550,000	14.1	2,302,475	14.7
ポルトガル	145,000	3.7	80,000	2.0	320,000	2.0
ルーマニア	179,000	4.6	50,000	1.3	454,000	2.9
セルビア	250,000	6.4			258,000	1.7
スロバキア共和国	50,000	1.3	112,000	2.9	849,500	5.4
スロベニア	50,000	1.3	50,000	1.3	100,000	0.6
スペイン	600,000	15.4	628,000	16.1	2,027,000	13.0
スウェーデン			200,000	5.1	360,000	2.3
北マケドニア					107,000	0.7
トルコ			150,000	3.8	700,000	4.5
合計	3,897,929	100.0	3,907,600	100.0	15,622,205	100.0

支出済融資(国ごと)

(単位：千ユーロ)

国	2018年		2017年		2014年から2018年の 累積合計	
	金額	%	金額	%	金額	%
アルバニア	13,800	0.5	8,600	0.4	25,392	0.2
ベルギー	42,500	1.5	30,000	1.3	380,000	3.5
ボスニア・ヘルツェゴビナ	13,737	0.5	10,500	0.5	66,237	0.6
ブルガリア	60,000	2.1	105,000	4.5	267,500	2.5
クロアチア	37,776	1.3	39,266	1.7	240,150	2.2
キプロス	14,500	0.5	23,000	1	90,500	0.8
チェコ共和国	150,000	5.4	135,000	5.9	660,000	6.2
フィンランド	110,000	4	90,000	3.9	360,000	3.3
フランス	121,830	4.4	219,770	9.5	946,170	8.8
ジョージア	1,323	0.05	1,177	0.1	23,710	0.2
ドイツ	163,701	5.9	333,151	14.4	634,652	5.9
ハンガリー	73,287	2.6	73,050	3.2	253,983	2.4
アイスランド			5,000	0.2	5,000	0.05
アイルランド	85,000	3.1	30,000	1.3	221,000	2.1
イタリア	212,000	7.6	75,000	3.3	368,000	3.4
リトアニア	30,000	1.1	30,000	1.3	100,000	0.9
モルドバ共和国	6,999	0.3	6,616	0.3	22,539	0.2
モンテネグロ	8,467	0.3	10,850	0.4	30,217	0.3
オランダ	544,517	19.6	50,000	2.2	594,517	5.5
ポーランド	550,405	19.8	335,933	14.6	1,742,927	16.3
ポルトガル			5,000	0.2	36,000	0.3
ルーマニア	20,851	0.7	49,266	2.1	191,308	1.8
セルビア	26,000	0.9	37,000	1.6	108,255	1
スロバキア共和国	3,963	0.1	70,500	3.1	604,463	5.6
スロベニア	25,000	0.9	30,000	1.3	85,000	0.8
スペイン	197,000	7.1	314,500	13.7	1,486,500	13.9
スウェーデン	48,280	1.7			48,280	0.4
北マケドニア	7,393	0.3	24,722	1.1	71,006	0.7
トルコ	205,000	7.4	159,289	6.9	1,037,494	9.7
合計	2,773,329	100.0	2,302,192	100.0	10,700,800	100.0

[次へ](#)

承認された事業(相手方別)

(単位：千ユーロ)

国	相手方	プロジェクトの概要	金額
ボスニア・ヘルツェゴビナ	パートナー・マイクロクレジット・ファンデーション (Partner Microcredit Foundation)	エネルギー消費量削減の支援を目的とした、エネルギー効率化のプロジェクトに係る一般家庭、農家並びに零細及び小規模企業向融資。	2,500
	MI-BOSPO	ボスニア・ヘルツェゴビナ国内全域の零細企業、農家及び一般家庭(主に女性)に対する奨励金付貸付を通じた生産性のある投資への部分融資。	2,000
クロアチア	クロアチア復興開発銀行 (HBOR)	リエカ病院医療センターにおける婦人科及び小児科サービス並びに付属サービスのための施設の建設。	50,000
チェコ共和国	コメルチニー銀行A.S. (Komerční Banka A.S.)	地方及び都市部の公共インフラストラクチャーの復旧に対する投融資、環境に係る事業に携わる企業に対するブリッジファイナンス、中期及び長期の融資の提供を通じた環境の改善及びエネルギー効率化。	100,000
	SG エクイップメントファイナンス・チェコ共和国 s.r.o.(SG Equipment Finance Czech Republic s.r.o.)	固定生産的資産への部分融資によるチェコ共和国及びスロバキア共和国におけるMSMEの競争力及び雇用の改善並びに公共輸送の分野において公共、民間又は公民共同で運営される企業への部分融資を通じた公共インフラストラクチャーの復旧及び近代化。	100,000
	ユニクレディット・リーシングCZ, A.S.(UniCredit Leasing CZ, A.S.)	雇用創出及び保護を支援するための、MSMEに対する生産的な投資。また、地域の公共交通機関の再活性化及び近代化への投資に部分融資することにより、貸付を通じて都市部及び地方の生活状況を改善する。	100,000
フィンランド	クオピオ市	既存の施設のリノベーション、改装及び増築並びに文化施設又は子供向けデイケアセンター等の新しい施設の建設のための地方自治体の投資への部分融資。投資の実施により、クオピオ市は、施設及びサービスの利便性向上、施設の建設時及び利用時のエネルギー効率化策の実施、市全体への新しいテクノロジーの導入、またより効率的かつ公共性の高い施設利用及び持続可能経済の原則に対する意識の促進を行うことができる。	50,000
	タンペレ市	多くの最終受益者(特に子供、生徒、若年層及び高齢者)を対象とした、地方自治体の投資の実施。受益者には、難民及び／又は移民を含む外国の文化背景を有する者も含まれる。医療ケアの向上、教育及びデイケア、最新スポーツ及び文化生活へのアクセスの向上等の生活環境に対する新たな解決方法が適用される。	60,000
	トゥルク市	トゥルク市内の既存の施設のリノベーション、改装及び増築並びに新規の建設。最終受益者は、子供、若年層、家族、生徒、教員、自治体の施設を利用する住民、高齢者並びに障がい者及びサービスアパートメントに居住する高齢の市民である。	50,000
	ヴァンター市	外国語話者の増加を考慮した、新規の建築及び既存の施設の復旧、リノベーション又は増築等のヴァンター市内の地方自治体の社会インフラストラクチャーへの投資。融資を行う投資のうち大部分が、国外で出生した生徒が20%超を占める地域に対して行われる。	60,000

フランス	SAS CYCLHAD	2013年に承認されたプロジェクトの新たな段階であり、ハドロン技術に基づくがん治療用のプロトタイプシステムの取得のための部分融資。当該がん治療は、特に化学療法及び放射線治療が効かない腫瘍又は主要な臓器にできた腫瘍のための、新しい治療法である。	42,000
ジョージア	JSCクレド・バンク(JSC Credo Bank)	収入を生む活動の創出及び保護、自営業及び零細企業の創出及び発展を支援するため、MSMEが地方及び都市部において実施する投資への部分融資。	5,000
ドイツ	ニュルンベルク市	学校及び幼児向け施設の建設及びリノベーション並びにそれに付随するデジタル・スクールへのIT投資。	80,000
	ニーダーザクセン投資支援銀行 - NBANK (Investitions - und Förderbank des Landes Niedersachsen - NBANK)	地方自治体及び社会インフラストラクチャーへの投資に係る地方自治体及び公営企業向け奨励金付貸付の提供を目的とした、ニーダーザクセン州の地方自治体の信用インフラストラクチャーへの融資。 サブ・プロジェクトは、学校、デイケアセンター及び老人ホーム／高齢者向け養護施設を含む地方自治体レベルの特に緊急の投資需要を対象とする予定である。また、社会サービスの設備への投資は、難民、移民及び亡命の申請者の長期的統合に貢献するものである。	50,000
	エヌエルヴェー・バンク (NRW Bank)	ノルトライン＝ヴェストファーレンにおける市立学校のインフラストラクチャーの建設、復旧及び近代化。特に、当該プログラムは、近年入国した難民の生徒のために、定員増加の必要性に応えるものであり、包括、統合及び学校教育の成功のために必要な基盤の保持及び発展に着目している。	200,000
	チューリンゲン復興銀行 (Thüringer Aufbaubank)	エネルギー効率化を含む都市部及び地方のインフラストラクチャーの近代化、並びにチューリンゲンの魅力及び開発を促進するためのMSMEの雇用創出支援。	50,000
ハンガリー	ハンガリー開発銀行(Magyar Fejlesztési Bank)(MFB)	改革及び供給事業の強化並びに環境保護、保健及び地域開発への投資による雇用の創出及び保護のためのMSMEへの支援。生活環境は、地方自治体のインフラストラクチャーの発展を通じて改善される。環境保護に関しては、貸付が再生可能エネルギーの生産への投資に貢献する。さらに、貸付により学生ローンセンターの活動への部分融資を行い、ハンガリー国内の学生の優先的な融資の利便性を高める。	75,000
	政府	ブタペストの体育大学及びペーチ大学のキャンパスの近代化及び合理化。	92,000
イタリア	預託貸付公庫(Cassa Depositi e Prestiti S.p.A.)	2016年に承認された150百万ユーロ相当のプログラムに係る業務の継続。CDPの資本財先端設備(CGAF)に基づく適格融資及びリース金融仲介機関を通じたMSMEへの融資の提供。	290,000
	スポーツ信用銀行(Istituto per il Credito Sportivo)	地方自治体レベルでの、スポーツ用施設及び設備の建設、増築及び復旧への部分融資。最終受益者は、若年層及び高齢者層を含む国内全域の地域住民である。	150,000
	ペルミクロS.p.A.	サブ・プロジェクトは、(i) 零細企業による事業の新設又は発展のための設備及び備品購入の支援を目的とした企業向貸付並びに(ii)保健、住居及び教育の分野における喫緊かつ一時的な資金需要に応え、社会的弱者を支援するためのファミリーローンを含む。最終受益者は、意欲的な起業家、社会的弱者並びに特に一般的な銀行システムの利用が限られているか、利用できない移民及び難民である。	7,000
ラトビア	リガ工科大学	リガ工科大学教育インフラストラクチャープログラムのPhase IIは、大学設備の近代化及び拡充を目的とする既存の建物のリノベーション、復旧及び増築並びに新規建築を含む。	15,000

リトアニア	シャウレイ銀行(Šiaulių Bankas)	特に教育、文化及び保健の分野におけるエネルギー効率化策を主眼に置いた、地方自治体のインフラストラクチャーの改善及びリノベーション。最終受益者は、可能な限り低額な費用で改築された地方自治体の建物及び公共サービスの恩恵を受ける、関連する地方自治体の住民である。	15,000
モルドバ共和国	政府	国立プレホスピタル緊急治療センターの救急車両の改良による、緊急時のプレホスピタルケアの質及び国民にとっての利便性の向上。	12,000
オランダ	ナショナル・エネルギーベスパーファンド	低金利貸付を提供することによる、民間の住宅所有者及び住宅所有者の組合へのエネルギー効率化のための投資プロジェクト。	100,000
	オランダ水道整備金融公庫(NWB銀行)(NWB Bank)	公共住宅、保健、教育、水資源及びエネルギー効率化に関連する事業を行う地方自治体及び政府が支援する機関への融資。 主要な対象グループは、高齢者、障がい者、難民及びホームレス等の市場において適切な住宅を見つけることのできない低所得世帯及び社会的弱者である。	300,000
ポーランド	サンタンデール・リーシングS.A.(Santander Leasing S.A.)	製造業、輸送業並びに保管、農業、建設、保健及び卸売りに係る事業を含む広範囲な分野においてMSMEが実施する適格な投資に対する貸付の形をとる部分融資。	120,000
	ユーロベスキ・ファンド・リーシングS.A.(Europejski Fundusz Leasingowy S.A.)	国内全体の建設業、卸売業、製造業又は小売業を含む広範囲な分野においてMSMEが実施する適格な投資プロジェクトに対する貸付の形をとる部分融資。	150,000
	ペカオ・リーシングSp. z o.o.(Pekao Leasing Sp. z o.o.)	建設業、卸売業、製造業、小売業又は農業を含む広範囲な分野においてMSMEが実施する適格な投資の支援。	150,000
	ポトカルパチェ地方	既存の施設のリノベーション、改装及び増築並びに新たな設備の建築を含む地域の投資プロジェクトへの部分融資。最終受益者は、地域全体における改良された道路及び地域の鉄道ネットワーク、文化的な催しの公平かつ一般的な利用、並びに改善された保健インフラストラクチャーから恩恵を受けるポトカルパチェ地方の住民である。	42,857
	ポドラスキ地方	新たな道路の建設及び既存の道路の修復、ディーゼル式のバスの車両交換並びに地域の医療施設及び特定のユニットの近代化、増築及び改修等のための投資プロジェクトへの部分融資。	66,667
	ポメラニア地方	既存の施設のリノベーション、改装及び増築並びに新たな設備(改良された交通ネットワーク及び改善された保健インフラストラクチャー)の建築を含む地域の投資プロジェクトへの部分融資。	36,905
ポルトガル	アルケヴァ開発及びインフラストラクチャー社S.A.(EDIA)	エネルギー費用及びEDIAの灌漑設備のエコロジカル・フットプリントの削減を目的とした、ポルトガル南東部の駆動ポンプ施設への浮体式太陽光発電の導入を見越した投資。	45,000
	開発金融機関S.A.(Instituição Financeira de Desenvolvimento, S.A.)	その持続可能性を支援する目的の下、ポルトガル国内の適格なMSMEへ、エネルギー効率化、成長並びに実行可能な雇用の創出及び保護を含めた生産的な投資及び運転資本のための融資を提供。	100,000

ルーマニア	ロマ族教育基金、ルーマニア	EU及びEES／ノルウェーからの助成金による統合プログラム実施において不可欠なロマ族教育基金のブリッジローンの需要に対応する。当該プログラムは、ロマ族の質の高い教育へのアクセスの増加、早い段階での退学の減少並びに教育法の近代化及び普及に貢献するものである。	2,000
	政府	ベルチェニ地方での中程度及び高度のセキュリティが付された刑務所並びにウングリウ地方での開放型刑務所及び半開放型刑務所の建設。加えて、パンテリモンにおける刑務所職員の訓練施設及びロドバヴ地方の刑務官の作業能力の回復のための施設の建設が予定されている。	177,000
セルビア	プロクレジット・バンク A.D. (Procredit Bank A.D.)	貸付制度は、セルビア国内の中小企業支援による雇用創出及び経済成長の促進を目的としている。	30,000
	ライファイゼン・リーシ ング・セルビアd.o.o. (Raiffeisen Leasing Serbia d.o.o.)	セルビア国内の雇用創出及び保護を支援するため、MSMEが実施する投資。最終受益者は、MSMEの従業員及び求職者である。	20,000
	政府	国内全域の約20都市の公的保健機関における保健インフラストラクチャーの改善並びに医療用及び非医療用機器の改良。	200,000
スロバキア 共和国	ブラチスラバ水道会社	EU水枠組み指令を遵守するための、浄水及び供給、下水処理への長期的な投資。投資は、漏水の削減及び気候変動の軽減措置も対象とする。最終受益者は、ブラチスラバ地域並びにトルナヴァ及びトレチーン自治体の住民となる。	50,000
スロベニア	スロベニア住宅基金(The Housing Fund of Slovenia)	リュブリャナ大学の学生寮に近接する30歳以下の若者向けアパート並びにリュブリャナ及びマリボルにおける低所得から中所得の家族及び高齢者を対象としたアパートを含む、投資への部分融資。	50,000
スペイン	マドリッド自治体	高齢者、ジェンダーに基づく暴力の被害者並びに精神及び／又は身体障がい者等の社会的弱者に対する社会福祉及び保健制度に関連する、公共予算からの出費への部分融資。	200,000
	サンタンデル銀行SA (Banco Santander SA)	環境保護の強化及び二酸化炭素の排出量削減を目的とした太陽光、風力及びバイオマス発電等の持続可能なエネルギー発電施設の建設に向けた部分融資。	200,000
	バルセロナ市	保健医療施設及び高齢者向け施設、公立学校、保育園、道路、公共スペース、スポーツ施設、文化遺産及び公共交通等の地方自治体のインフラストラクチャーの建設／再建並びに改修。受益者は、質の高い公共サービス及び二酸化炭素の排出量の少ない環境から恩恵を受ける250,000名超の移民を含むバルセロナ市の住民1.6百万人である。	100,000
	ヌエヴォ・マイクロバンク	雇用の創出及び社会的統合の促進を目的とした、マイクロバンクによる小規模事業及び個人(移民及びその他の融資を制限されている個人)への貸付に対する部分融資。	100,000
合計			3,897,929

[次へ](#)

b. 協力関係及び支援者

i 協力関係

2018年において、CEBは、同業者の多国間金融機関及び当行の中核的活動に関わるその他国際組織との協力関係を引き続き強化した。

(a) 欧州連合(EU)

欧州連合は、CEBにとって引き続き特別なパートナーであり、主要な支援者である。EUとのパートナーシップでは、ヨーロッパにおける持続可能で包摂的な成長の促進を目指しており、社会的に最も弱い者の包摂に貢献し、雇用、教育及び訓練、ジェンダーの平等、環境保護並びに持続可能な発展を支援する活動に注力している。

貸付金と助成金の組合せは、かかる目的にとって依然として極めて重要な手段である。これは、レバレッジ効果を生み、より大規模で複雑なプロジェクトへの融資を可能にする。2018年のCEBの貸付金の一部は、EUの助成金と組み合わせられており、合計1.1十億ユーロ超の投資のレバレッジを効かせると見込まれている。

欧州連合は、2021年以降、欧州戦略投資基金(「ユンカープラン」)に取って代わるインベストEU基金の実行パートナーとして、CEBを推薦した。CEBはまた、EUの対外行動、特に新規の近隣開発国際協力機関(NDICI)の新しく提案されている基金の構造を入念に監視した。インベストEU及びNDICIのいずれも、まだEU関連組織による正式な決定が必要である。

(b) ロックフェラー財団が先駆ける100レジリエンス都市(100RC)

100RCは、世界中の都市において、21世紀に増大する物理的、社会的及び経済的課題に対する回復力を高めることを目的として、2013年にロックフェラー財団によって創設された。特に、衝撃(地震、火災、洪水等)だけでなく、日ごとに又は周期的に都市の仕組を弱体化させるストレス(失業率の増加、暴力の横行、慢性的な水不足等)に対する回復力の観点を適用し、取り入れることを支援している。

CEB及び100RCは、社会的志向を強め、都市集中型のイニシアチブを発展させ、実践するために、2つの機関の組織的な強みを結び付けることを目的として、2018年7月に覚書を締結した。ヨーロッパの社会的課題に対処してきた当行のこれまでの知識及び経験並びに技術的支援及び資金源は、100RCによるヨーロッパの都市における包括的な回復力を高める戦略の発展を補完する。

CEBと100RCとの間の契約は、当行と主要な慈善事業団体との最初の主要なパートナーシップである。

(c) 気候変動枠組条約

2018年、CEBは、気候変動枠組条約(UN FCCC)において、常任オブザーバーの地位を獲得した。オブザーバーとして認められている120超の政府間組織の中で、ポーランドのカトヴィツェで開かれた2018年締約国会議(COP24)において、良好な関係を築いた。当行は、プロジェクト・ポートフォリオをパリ協定の目標と一致させるため、多国間開発銀行のイニシアチブを支援する機会を得た。CEBはCOP24に参加することによって、低排出及び気候変動に対する回復力を高めることの支援を目指す、気候変動に関する金融機関の行動等、他の金融機関との既存のパートナーシップを強化している。

(d) 移民及び難民受入れに関するパートナーシップ

CEBは、2018年5月に移民及び難民受入れに関する欧州パートナーシップに参加した。欧州連合の議長国オランダの下で、「EU都市問題」の政策イニシアチブの枠組み内において、2015年に創設され、このパートナーシップは、ヨーロッパの主要な5つの都市(アムステルダム、アテネ、バルセロナ、ベルリン及びヘルシンキ)、5つの加盟国(デンマーク、ギリシャ、イタリア、ポルトガル及びオランダ)、欧州委員会(移民・内務総局、地域・都市政策総局)、欧州自治体・地域協議会、欧州地域委員会、EIB並びにCIBの基盤である。

かかるパートナーシップの目的は、グッドプラクティスを共有し、移民及び難民受入れに関して、欧州委員会に政策の提言を行うことである。かかるパートナーシップの推奨する主要な提案の1つは、都市における移民及び難民の受入れを促進するため、借入金と助成金を組み合わせた仕組みを作ることである。

(e) 民間セクター運営の統一指標

民間セクター運営の統一指標(HIPS0)イニシアチブは、IFC、EIB、EBRD及び複数の国の開発銀行を含む、26の多国間金融機関から成っている。参加金融機関が使用する統一の実績指標を定めることを目的としている。統一された枠組みによって、借入人の報告義務を軽減し、金融機関が相互に学び合う能力を高めることができる。

CEBは、2018年10月のHIPS0の年次総会に参加しており、当行のMSMEの監視経験に関する情報とともに、最終的な受益者のニーズにより良く適合するよう、監視データが新しい運営をどのように構築するかについて情報を提供した。

(f) 健康及び社会介護パートナーシップ

社会健康保護ネットワーク(P4H)は、世界保健機関(WHO)の創設した、保健融資及び社会健康保護のグローバルネットワークである。欧州障害者サービス提供者協会(EASPD)は、障害者の機会均等を推し進める非営利団体である。その会員には、約17,000の社会サービス及びその傘下の協会が含まれる。

2018年において、当行は、ヨーロッパにおける健康及び社会保護システムの専門的な知識を提供することによって貢献し、設備投資によって適切な社会的サービス及びインフラをいかに提供するかということについて当行の観点を説明した。

(g) 教育投資のためのIFIネットワーク

2018年4月、CEBは、ヨーロッパにおける教育インフラへの融資に関する「開発庁の教育専門家による会議」の初回の指揮を執り、取りまとめを行った。欧州投資銀行(EIB)、フランス開発庁(AFD)、ドイツ復興金融公庫及び世界銀行の代表者が出席し、学習成果に特化した教育投資への共通の包括的なアプローチを行うことで合意した。

(h) 「ヨーロッパの経済的繁栄と回復力向上への社会投資」に関する会議

CEB及び預金供託公庫グループ(CDC)は、2018年12月7日に、ヨーロッパの経済的繁栄と回復力向上を生み出す社会的投資の役割について協議するトップ会談を取りまとめた。3つのパネリストによって進行され、企業家兼慈善家のアレクサンダー・マーズ(Alexandre Mars)が結びの言葉を述べ、かかる会談には、ヨーロッパ全土から20人の演説者と150人近くの参加者が出席した。議論の中心は、社会的及び経済的不平等の拡大、現在及び将来のインフラ投資の格差並びにかかる課題に対する将来的な解決策に関するものであった。

ii 支援者

CEBは、支援者から調達した資金を社会的弱者及び貧困地域のためのプロジェクトへの支援に活用している。2018年にCEBは、支援者から41百万ユーロ超を集めた。(*)

(*) 西バルカン半島投資フレームワークに基づくCEB主導のプロジェクトへのEUの技術的支援を除く。

(a) 地域住宅プログラム(RHP)

地域住宅プログラムは、ボスニア・ヘルツェゴビナ、クロアチア、モンテネグロ及びセルビアの共同イニシアチブである。西バルカン諸国での1990年代の紛争中に住む場所を失った社会的に最も弱い人々に対して、耐久性に優れた住宅を提供することを目的としている。かかるプログラムは、国際社会によって支えられており、CEBによって管理されている。

地域住宅プログラムは、2018年に集められた資金によって構成された。欧州連合がかかるプログラムに39.5百万ユーロを投じたのと同時に、ドイツは1.5百万ユーロを提供した。これらの拠出金によって、RHPへの献金はそれぞれ234百万ユーロ及び9百万ユーロとなった。かかる資金によって、ボスニア・ヘルツェゴビナ及びセルビアに住居が増設される。

2018年には、約4,000人の生活困窮者が、RHPの融資した新しい住宅へ移住した。これには、未だモンテネグロのコニクキャンプでの生活が続いていた51の家族も含まれている。

かかるキャンプは、ポドゴリツァの近くに位置しており、ヨーロッパで最も長期間運営されている難民キャンプだった。10年超にわたって、多くは1990年代のコソボ紛争から避難したロマ及びアッシュカリーに対して滞在場所を提供していた。RHPと(別のプロジェクトを通じて)EUは、2015年にかかる家族の最新の共同住宅へ移住を開始した。2018年12月に51戸の住宅の引渡しをもって、コニクキャンプは閉鎖された。

支援者によるRHPへの寄付	
EU	234百万ユーロ
米国	23.6百万ユーロ
ドイツ	9百万ユーロ
ノルウェー	7百万ユーロ
イタリア	5百万ユーロ
スイス	5百万ユーロ
デンマーク	1.3百万ユーロ
トルコ	1百万ユーロ
ルクセンブルク	0.5百万ユーロ
キプロス、チェコ共和国、ハンガリー、ルーマニア、スロバキア共和国及びスペイン	0.4百万ユーロ

(b) スペイン社会的統合口座(SCA)

2018年、スペインは、RHPのクロアチアでのプロジェクトに対する技術的支援を融資するため、RHPへの寄付金を200,000ユーロ超に増額した。スペインのRHPへの寄付金は、2009年にスペインに

よって設立された信託基金であり、CEBが運営する、スペイン社会的統合口座から拠出されている。基金の目的は、社会性の高いCEBのプロジェクトへの技術的支援の融資を行うことである。2017年にスペインは、かかる基金に2百万ユーロを補充し、寄付金は合計4百万ユーロとなった。

2018年には、SCAの支援助成金はまた、新規借入人であるブラチスラバ水道会社が、気候変動対策事項を取り入れるため、投資需要の構築支援に役立った。さらに広い範囲では、かかる助成金は引き続き、CEBのプロジェクトがベストプラクティスに沿って実行されるよう保証する重要な役割を担っていた。

ボスニア・ヘルツェゴビナにおける共同住居の閉鎖

プロジェクトの目的：1990年代の旧ユーゴスラビアでの紛争中に避難し、現在はボスニア・ヘルツェゴビナの共同住居及び仮設住宅で生活している7,200超の人々に対して、2,600室のアパート及び社会福祉施設内の180室を提供すること。

SCAの支援助成金：300,000ユーロ

助成金によって賄われた活動：プロジェクト実施の支援

助成金の交付期限：2013年から2018年

助成金の影響：プロジェクトは2ヶ所で完了しており、その他9ヶ所で進行中。少なくともその他6ヶ所で入札が開始する予定。

(c) 移民及び難民基金(MRF)

MRFは、移民及び難民に関連する課題に対応する加盟国を支援するために、CEBが設立した信託基金である。2015年の設立以来、22のCEB加盟国がMRFに拠出しており、直近では2018年末にブルガリアが加盟した。CEB及び欧州投資銀行(EIB)は資金支援を行っている。

2018年には、CEBの加盟国は、当行の社会配当金勘定から、移民及び難民基金(MRF)に追加で3百万ユーロを拠出した。現在まで、CEBは、移民及び難民を援助するMRF助成金に26百万ユーロを助成した。

支援者によるMRFへの拠出金

ドイツ	5百万ユーロ
フランス	3百万ユーロ
イタリア	3百万ユーロ
スペイン	1.5百万ユーロ
スウェーデン	540千ユーロ
ルクセンブルク	500千ユーロ
ノルウェー	500千ユーロ
スロバキア共和国	300千ユーロ
アイルランド	250千ユーロ
リトアニア	150千ユーロ
ポーランド	101千ユーロ
キプロス	100千ユーロ
アルバニア	100千ユーロ
ハンガリー	100千ユーロ
チェコ共和国	92千ユーロ
マルタ	50千ユーロ
バチカン	50千ユーロ
ボスニア・ヘルツェゴビナ	31千ユーロ
サンマリノ	20千ユーロ
アイスランド	15千ユーロ
ブルガリア	10千ユーロ
リヒテンシュタイン	6千ユーロ
EIB	5百万ユーロ
CEB	8百万ユーロ
拠出金合計	28.4百万ユーロ

ギリシャに残された同伴者のいない難民の子供に対する緊急処置(U-CARE)

プロジェクトの目的：安全な居住施設及び特定に需要を満たす支援を通して、ギリシャの同伴者のいない難民の子供への緊急処置を提供すること。

MRFへの支援助成金：2.9百万ユーロ

助成金によって賄われた活動：居住施設の改良並びにレスボス島及びヒオス島の同伴者のいない難民の子供に対する保護支援の提供；ギリシャ赤十字がアテネ及びカラブリタにて運営する2ヶ所のシェルターへの支援

助成金の交付期限：2017年12月から2019年6月まで

助成金の効果：237人の子供が健康に生活している。

(d) スロバキア包括的成長口座(SIGA)

2018年、スロバキア包括的成長口座(SIGA)は、セルビアでの住宅供給プロジェクトに対する助成金を承認した。100,000ユーロの技術支援は、2010年の地震により住居が被害に遭って以来、不適切な環境で暮らしている家族に対して住宅提供しているセルビア当局を支援している。かかるプロジェクトは、2014年に承認された8百万ユーロのCEBの貸付によって、部分的に融資されている。

SIGAは、2016年にスロバキア当局によって開設され、包括的な成長及び環境の持続可能性を支持し、CEBのイニシアチブを支援している。これは、CEBのプロジェクトに対する技術支援として2百万ユーロの資金提供を行っている。

(e) 革新プロジェクトのためのイタリア基金(IFIP)

2018年には、モンテネグロの教育・科学省が、0歳から6歳の児童の幼稚園での教育を受けやすくし、より良い学習環境を整えるのを支援するため、革新プロジェクトのためのイタリア基金(IFIP)からの295,000ユーロの助成金が承認された。CEBの貸付を補完するIFIPの助成金は、UNICEFによって実行予定であり、署名のための審査中である。

IFIPは2017年にイタリアで設立された。IFIPは、同行が革新的な社会プロジェクトを開発するのを支援している。IFIPは、政府開発援助(ODA)の対象である西バルカン諸国並びにジョージア及びモルドバ共和国でのプロジェクトの技術支援に融資している。

(f) 西バルカン半島投資フレームワーク(WBIF)

CEBのプロジェクトは、西バルカン半島投資フレームワークを通してEUから1.2百万ユーロの助成金を受け取った。かかる助成金は、モヴァックに新しい刑務所を建設するためのモンテネグロ政府に対する技術的支援に充てられる。

新しい施設は、欧州刑事施設規則及び欧州のベストプラクティスに従って建設され、EU加盟の観点からモンテネグロの司法分野の改革を支援する。かかる投資では、同地域でCEBが過去に同様のプロジェクトを行った経験を生かす。

かかるプロジェクトは、CEBからの15百万ユーロの借入金によって賄われると見込まれている。

セルビアのパンチェヴォ拘置所

目的：500室分の収容能力のある、適切な拘置所の建設

WBIFの支援助成金：3百万ユーロ(EUから1.6百万ユーロ及びWBIFの二国間支援者から1.4百万ユーロ)

助成金によって賄われた活動：プロジェクトの準備及び監督、看守の育成

助成金の交付期限：2012年から2018年

助成金の効果：パンチェヴォ拘置所の建設完了(500室)

WBIFは、欧州委員会、欧州評議会開発銀行、欧州復興開発銀行、欧州投資銀行及び複数の二国間支援者の共同イニシアチブとして、2009年に設立された共同体である。かかる枠組みは、エネルギー、環境、社会、輸送機関及びデジタルインフラ部門における戦略投資に融資及び技術的支援を提供している。また、民間部門の開発イニシアチブを支援している。かかる枠組みに、世界銀行グループ、ドイツ復興金融公庫及びフランス開発庁が後に加盟した。

CEBは、WBIFから技術支援及び投資助成金として25百万ユーロ超を得た。そのうち、15百万ユーロはEUからの支援であり、残りはWBIFの二国間支援者及び参加国際金融機関からの拠出金である。

c. 当行が供与する貸付及び保証の方針及び概略

定款及び第三議定書に従い、管理委員会は、当行が供与する貸付及び保証を規律する一般的な規則及び原則を含む貸付及び事業融資の方針並びに貸付規則を決議第1562号(2013)に基づき認可した。さらに、当行が認可する貸付又は保証ごとに、借入人及び当行は貸付契約又は保証契約を締結する。

当行の成文規則に基づき、貸付は、下記の法人に対して供与される。

- i 当行の加盟国
- ii 当行の加盟国の保証のある当行の加盟国によって承認された法人
- iii 当行の加盟国が承認した法人。但し、管理委員会が、当該貸付が当行の成文規則に従って適切な保証によりカバーされていると認めた場合に限る。

当行は、原則として、市場金利に沿って通常貸付を行う。当行は、代理手数料を差し引き、当行が市場で獲得する利益を貸付の受益者に譲渡する。利用可能な資金の取扱いは、効率的かつ厳格に行われている。

貸付及び保証の申請は全て、当行加盟国の政府により欧州評議会及び当行に提出されるものとする。欧州評議会は、申請書及びその添付書類に記載されている目的事業につき、欧州評議会の政治的及び社会的な目的に合致しているか否かを確認する。同時に、当行の総裁は事業の専門的及び財政的な見地から報告書を作成する。欧州評議会による調査の結果、目的事業が上述の要件に合致していることが判明し、総裁が専門的及び財政的な見地から当該事業に満足した場合には、申請書は、欧州評議会の許容する旨の意見書及び総裁の報告書とともに、最終的な承認を得るために管理委員会に提出される。当行は、一般的に事業の総費用の50%までを融資することに同意している。

[次へ](#)

d. 2018年における財務活動

i 財務ポートフォリオ

当行の貸借対照表の資産の部には、以下の1種類の金融ポートフォリオ及び3種類の有価証券ポートフォリオを含む4種類の財務ポートフォリオが計上されている。

- ・財務金融ポートフォリオは、1年満期までの短期私募債で構成される。

このポートフォリオの戦略的目的は、全ての必要な通貨の日々のキャッシュ・フローを管理することである。

3ヶ月満期までの短期私募債は、購入時に、最低BBB+の格付を取得していなくてはならない。
3ヶ月満期から1年満期までの短期私募債は、購入時に最低A-の格付を取得していなくてはならない。

2018年12月31日現在、かかるポートフォリオの短期私募債総額は、1,358百万ユーロであった。

- ・短期流動性有価証券ポートフォリオは、1年満期までの短期有価証券で構成される。

これらの有価証券は銀行預金の代替をなし、当行の短期流動性ポジションの強化において、財務金融ポートフォリオを補完する。

3ヶ月満期までの短期国債は、購入時に最低BBBの格付を取得していなくてはならず、3ヶ月満期から1年満期までの短期有価証券は、最低A-の格付を取得していなくてはならない。

2018年12月31日現在、かかるポートフォリオにおける短期有価証券総額は、1,944百万ユーロである。

- ・中期流動性有価証券ポートフォリオは、1年満期から15年満期までの投資有価証券で構成される。

かかるポートフォリオの戦略的目的は、満足のいく利回りを達成する一方で、当行の流動性ポジションを強化することである。

中期有価証券は、購入時に最低A+の格付を取得していなくてはならない。

2018年12月31日現在、かかるポートフォリオにおける有価証券総額は、1,991百万ユーロであった。

- ・長期流動性有価証券ポートフォリオは、1年満期から30年満期までの投資有価証券で構成される。

かかるポートフォリオの有価証券は、購入時に最低でもA+の格付を得ていることが要求される。

2018年12月31日現在、かかるポートフォリオにおける有価証券総額は2,033百万ユーロであった。

ii デリバティブ

CEBの管理委員会が採用する金融及びリスク方針に従い、当行は貸付、投資及び資金調達取引から生じる市場リスクをヘッジすることを目的としてデリバティブを使用する。当行は、エンドユーザーとして、デリバティブをヘッジ目的のみに使用する。

2018年12月31日現在、当行が所有するヘッジ対象の種類別のデリバティブの内訳は、債券発行が63%、貸付が31%及び有価証券が6%であった。

これらの金融商品に特有のリスクを避けるため、当行は、厳格なマネジメント方針を実施しており、その原則の概略は、下記「(5)経理の状況」の注Bに記載されている。

信用リスクを制限するために、当行は、全てのスワップ取引相手方と担保契約を締結している。したがって、2018年12月31日現在、CEBのスワップ契約の全てに担保が付与されている。取得した担保によって保証されない積極的市場価値の金額として計算される残余信用リスクは、最低限に抑えられている。

iii 2018年の資金調達

(a) 債券の発行

管理委員会が設定した年間借入承認に従い、CEBは、国際資本市場において債券を発行する。2018年において、当行は、満期が1年以上である6件の既発債の再発行を含む11件の資金調達活動において、総額4.91十億ユーロの借入を行った。この金額は、2017年の資金調達額(1件の既発債の再発行を含めた5件の資金調達活動によって構成される2.99十億ユーロ)を上回るものであった。2018年の資金調達活動は、以下の3つの主要な目標を達成した。

- － 当行の貸付活動から生じる需要を満たすこと
- － 当行の満期債務の返済を可能にすること
- － 当行の流動性を管理委員会が定める水準に維持すること

活動資金を調達するのに必要な資金源を確保するために、当行は、継続して、広範な機関投資家を対象とした主要通貨建の指標銘柄に、特定の通貨での債券の発行又は投資家の特殊な需要に応えるために設計された特有のストラクチャーを組み合わせている。

2018年に当行が調達した資金の73.3%がユーロ建、16.4%が米ドル建、そして9.4%が英ポンド建であった。かかる取引により、当行は、投資家基盤を拡大すると同時に、調達した資金を受けて当行が活動する市場を多角化することができた。

ユーロ建では、7件の銘柄が発行された。1月には10年満期の1十億ユーロ指標銘柄が発行され、3月には当行の第2回目となる7年満期の500百万ユーロのソーシャル・インクルージョン・ボンドが発行され、5月には新たな5年満期の1十億ユーロ指標銘柄が発行された。そして、1月から9月の間には250百万ユーロの2022年10月指標銘柄が1件再発行され、合計850百万ユーロとなる2021年8月指標銘柄が3件再発行された。これにより、2018年において、ユーロ市場は資金調達量の観点から最も重要な市場であった。

その他の通貨建では、7月下旬に3年満期の300百万英ポンド銘柄が1件新たに発行され、その後合計150百万英ポンドとなる再発行が2度実施されたため、最終総額は450百万英ポンドとなった。

スワップを行った後、借入資金は全額ユーロ建となった。

2018年に実施された起債の満期の平均は5.7年(2017年は3.7年)であった。下表は、資金調達の詳細を原通貨建で示している。

当行貸付金の借換を確保し、次期年度におけるキャッシュギャップを回避するために、2018年に借入プログラムに基づいて実施された起債のうち、2017年が37.8%であったのに比べ、72.4%が5年近くか又は5年以上の最終満期であった。

多通貨EMTNプログラムは、2018年12月に更新された。豪ドル及びニュージーランド・ドルMTN(オーストラリアのプログラム)は、当行の発行の法的枠組みを金融市場の規制の変更に対応させるため、2015年9月に最後に更新された。また、CEBのユーロ・コマーシャル・ペーパープログラムは、2017年12月に更新された。

2018年に発行された債券

払込日	満期日	通貨	期間	額面価額 (百万)	主幹事会社
2018年1月24日	2028年1月24日	EUR	10.00年	1,000	バークレイズ(Barc)/BNPパリバ(BNPP)/クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク(CACIB)/ドイツ銀行(DB)
2018年2月5日	2022年10月27日	EUR	4.72年(*)	250	Barc/コメルツ銀行(Commerz)
2018年2月13日	2023年2月13日	USD	5.00年	1,000	ゴールドマン・サックス(GS)/香港上海銀行(HSBC)/野村証券(Nomura)/トロント・ドミニオン証券(TD証券)
2018年3月27日	2025年3月27日	EUR	7.00年	500	CACIB/DZ銀行(DZ)/GS/ラボバンク(Rabo)
2018年5月24日	2023年5月24日	EUR	5.00年	1,000	Commerz/JPモルガン(JPM)/ナティクス(Natixis)/ソシエテ・ジェネラル(SG)
2018年7月5日	2021年8月31日	EUR	3.16年(*)	250	DZ
2018年7月25日	2021年8月31日	EUR	3.10年(*)	350	TD証券/ユニクレディット(Unicredit)
2018年8月7日	2021年12月15日	GBP	3.36年	300	Barc/カナダ・ロイヤル銀行(RBC)/TD証券
2018年9月25日	2021年8月31日	EUR	2.93年(*)	250	バンク・オブ・アメリカ(BoA)/HSBC
2018年10月9日	2021年12月15日	GBP	3.18年(*)	100	ナットウェスト(NatWest)/Nomura
2018年12月5日	2021年12月12日	GBP	3.02年(*)	50	HSBC

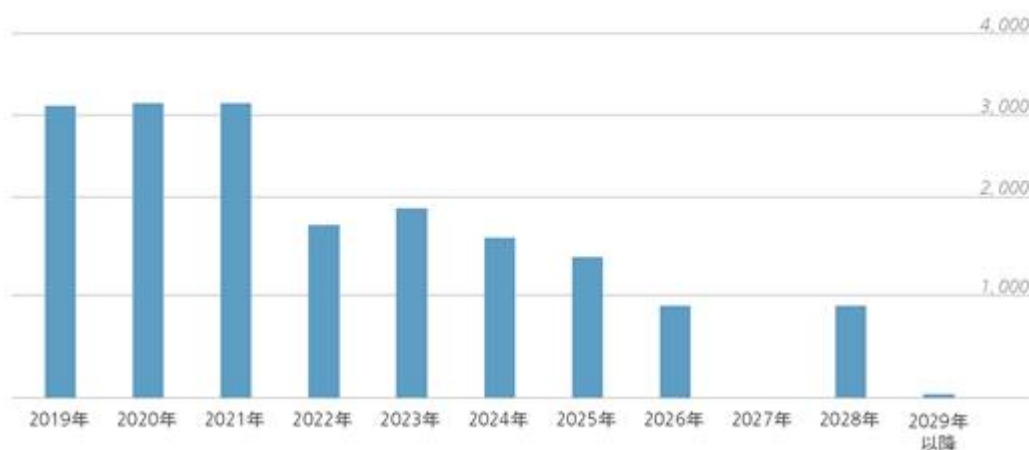
(*) 既発債の再発行

(b) 債券の傾向

2018年12月31日現在、支払利息を除いた有価証券に表章される債券の未償還額は、18.9十億ユーロとなり、前年度末の18.2十億ユーロから増加した。

2018年、当行は、長期債の買戻し、期限前償還を一切行わなかった。満期ごとの債券の内訳は、下記図表のとおりである。

2018年12月31日現在の満期別発行額
(単位：百万ユーロ)



e. リスク管理

i リスク管理及び統制の枠組み

(a) 目的

リスク管理の主要な目的は、当行の長期的な財政の持続性及び業務の弾力性を確保し、さらにはCEBがその社会的使命を遂行できるようにすることである。国際的にも最良の銀行慣行の実践を目指し、当行は業務分野全体で健全かつ慎重なリスク文化を促進している。

(b) リスクの枠組み

当行におけるリスク管理は、当行全体のリスクを認識、査定、監視、報告、緩和及び統制するための適切なツールをCEBにもたらす強固な統治、方針、手続、制限及び統制を通じた確実かつ堅実なリスク管理の枠組みに基づいている。当行は、加盟国の規制には服さないものの、銀行規制に係る欧州連合指令及びバーゼル銀行監督委員会の勧告をリスク管理の枠組みの基準として考慮している。

当行のリスク方針及び統制方針は、国際的にも最良の銀行慣行に基づいており、CEBの上級管理者から成る内部委員会によって認証され、また当行の監督機関により承認された。

当行は、目標達成の可能性を保証するために、リスク管理及び統制の枠組みを継続的に見直している。

2016年6月、当行は、健全性に関する枠組みの比率の調整を含む新しい財務及びリスク方針を導入した。主要な変更は、貸借対照表アプローチによる金利リスク、流動性曲線アプローチによる流動性リスク及び財務活動において内部格付が参照されることによる信用リスクに関連するものである。

管理委員会は、2018年1月において、リスク管理統治の主な原則を確立する包括的なツールであり、また常にCEBを特徴付けてきたその慎重な方針について明記する重要性の高い文書であるCEBリスク管理憲章を承認した。

(c) リスク体制

リスク及び統制局(R&C)は、CEB内部におけるリスク管理の枠組みの実行について責任を負い、総裁に直接報告を行う他の運営局及び事業局から独立している。R&C内部の部署は、特定のリスク分野(信用リスク、オペレーショナルリスク、金融取引、デリバティブ及び担保管理)に特化している。財務総局の資産及び負債管理(ALM)局は、当行に生じた市場リスク管理(金利及び為替)及び流動性リスクについて責任を負う。

当行は、リスク管理の枠組みの制定及び監視について責任を負い、総裁がその議長を務める意思決定委員会を設立した。

- ・ 定例信用リスク委員会(CRC)は、週に1度開催され、内部の信用リスク評価と勧告に基づき、貸付及び資金エクスポージャーに関する与信決定を行う。加えて、特別CRCが1ヶ月に1度開催され、拡大する組織の特定の問題について話し合う。
- ・ 資産及び負債委員会(ALCO)は、1ヶ月に1度開催され、貸借対照表全体を通じた金利、為替及び流動性リスクの将来的な予測に基づき、戦略的な志向及び意向を形成する。加えて、四半期に1度は「特別ALCO」が、ALM及び資金調達に関する課題に対処する。
- ・ 加えて、1週間に1度開催される総括経営委員会において、資本市場に係る情報が提供される。
- ・ オペレーショナルリスク及び組織委員会は、CEBのオペレーショナルリスクに関する課題を半年に1度検討し、これらのリスクを軽減、監視及び規制するための十分な方法が採られていることを確認する。
- ・ IT運営委員会は、情報システムの問題を見直し、業務の回復性及び事業の継続性を確保するために適切な措置を講じる。

(d) 統制機関

- 内部監査及びコンプライアンス：これらの機関は、それぞれの責任に従い、CEBによって設定された内部統制の枠組みを完遂する。
- 監査委員会：理事会によって加盟国から交代で選任される任期3年の代表者3名(退任者はアドバイザーとして引き続き任期1年で留任する。)で構成される。監査委員会は、当行の収支決算を検査し、その正確性を確認する。監査委員会の報告書は、その抜粋が財務書類に添付される他、年次財務書類が承認のため提出される際に、当行の監督機関に提出される。
- 外部監査：監査委員会の意見及び管理委員会の推薦に基づき、入札手続の後に、理事会により任期4年で任命され、また任期は3年に1度更新することができる。外部監査人は、当行の財務書類のIFAC専門監査基準に従った監査並びに内部統制及びリスク管理のプロセスの審査を行う責任を負う。外部監査人は、意見書を含む多くの報告書を作成する。

さらに、当行はフィッチ・レーティングス、ムーディーズ及びスタンダード・アンド・プアーズの3つの国際格付機関による評価を受ける。これらの格付機関は、格付付与の一環として、当行の財務状況及び長期的な信頼性を詳細に分析する。

ii 信用リスク

信用リスクは、銀行借入人又は取引相手方が合意した条件に従ってその義務を履行しないことにより生じる潜在的な損失と定義される。

当行は、借入人及び財務上の取引相手方が契約上の義務について債務不履行となる可能性があるか、又は当行の投資の価値が損なわれる可能性があるため、融資活動及び財務活動の両方において信用リスクにさらされている。また、当行の資本又は貸倒損失に係る引当金に対して悪影響を及ぼす可

能性がある格付の引下げにより、信用リスクが生じることがある。決済リスク及び未決済リスクもまた、信用リスクに含まれる。同様に、担保リスクも信用リスクの一部とされる(担保は、本質的には信用リスクを軽減させる手段である。)。概して、信用リスクとは、融資先又は取引の信用エクスポージャーの値と信用の質の関数である。

iii 市場リスク

市場リスクは、金利又は為替変動の結果生じる損失のリスクと定義される。当行は、その発行、貸付及び証券業務に伴う金利及び為替リスクをヘッジするため、デリバティブを使用している。また、当行は、必要に応じてマクロヘッジも利用することができる。さらに、当行はトレーディング業務を行っていないため、資本の配分に係るバーゼル委員会勧告は適用されない。

金利リスク：当行の監督機関は、リスクを最小限に抑えるために、体系的なヘッジポジションで構成される戦略を採用している。CEBの貸借対照表上の金利リスクは現在、固定金利による長期金融資産及び貸付ポートフォリオに集中しており、当行の健全性株主資本、さらに社会配当金勘定(SDA)の残高及び退職給付金引当金によって対処されている。

為替リスク：CEBの戦略は、いかなる通貨ポジションもとらず、資産と負債の単一通貨での決済も行わないことにある。ユーロ以外の通貨損益から生じる残存リスクは、毎日測定され、一連の基準値及び制限を通じて管理される。正味オープン・ポジションは1通貨につき1百万ユーロ相当に制限されている。

iv 流動性リスク

流動性リスクとは、期限が到来した支払義務を適時に履行できないこと又は持続可能な費用による履行が不可能であることに起因して損失が発生するリスクである。流動性管理は、市場動向に関わらず財務の弾力性を保護するための重要な役割を果たす。

当行は、流動性リスクを流動性ギャップの指標(流動性曲線)を通じて測定している。当行が、進行中の業務運営から生じることが予測される純支払額を、新たな資金調達又は資産売却のために市場へアクセスすることなく支払うことができる期間である「自給期間」を特定することにより、当行は、その短期流動性を管理する。

さらに、当行は、中期の指標を設定し、また、厳しい財務状況において当行の需要を満たすために十分な流動性を確保できるよう、流動性準備金又はバッファを保持する。

激しい市場混乱に際して流動性バッファがその価値を保つことができるよう、当行は、流動性バッファにおいて高い市場価値と信用性を有する流動性の高い資産が高い割合を占めることを確保する。

最後に、CEBは規制枠組みの対象ではないものの、バーゼル流動性比率の遵守を目指す。

v オペレーショナルリスク

CEBは、オペレーショナルリスクを、法的リスクを含む不適切若しくは破綻した内部プロセス、人員及びシステム又は外部的事象の発生を原因とする潜在的損失と定義する。

さらに、CEBは、その事業に関連する風評リスクを考慮する。当行は、バーゼル委員会勧告及びベストプラクティスの遵守を意図的に選択することにより、そのオペレーショナルリスクの継続的な査定及び適切な軽減措置の導入に取り組む。

2017年において、オペレーショナルリスク部門は、目的及び効果の面において常に適切であることを保証するため、恒久的な内部統制枠組みを完全に導入した。各局は、その恒久的な統治環境の効果について、年次報告を行う。

銀行業務規制に係るバーゼルⅡの提案に従い、CEBは、当行の健全性資本に対するオペレーショナルリスクの算出に際して基礎的指標手法を採用している。

f. ガバナンス及び人事

i コンプライアンス

最高コンプライアンス責任者事務局(OCCO)は、誠実性、不正及び腐敗防止、高水準の倫理並びにマネーロンダリング防止及びテロの資金供与の阻止への貢献に対するCEBのコミットメントが当行のプロジェクト・サイクルの全ての段階に組み込まれることを確保する。OCCOの活動は、内部調達、調査及び苦情処理を含む、国際金融機関の全ての主要なコンプライアンスのセグメントを対象とした規則及び慣行の内部枠組みにより支えられている。

過去1年にわたり、OCCOは、マネーロンダリング防止及びテロ資金対策(AML/CFT)のリスク並びに誠実性リスクについてのポートフォリオに対するリスクベースのアプローチをさらに発展させた。毎年のAML/CFTポートフォリオのリスク評価に加え、取引先は幅広いコンプライアンスリスクについて審査及び評価される。

さらに、EU、FATF、GRECO、MONEYVAL及びOECDの税の透明性及び税務目的の情報交換に関するグローバル・フォーラムなどの参照機関が国際基準を制定した後、CEBは、市場阻害行為に対する特定の規則及びガイドラインを導入し、非準拠及び非協力的地域に対するプロセスを更新した。

OCCOは、最新のデータ保護の規制枠組みを実施するにあたり、当行のピア・グループとの提携に沿って、個人情報情報を区別して正しく処理するために図上演習データの開発に乗り出した。

CEBの職員の中でコンプライアンスに対する高い意識を維持するため、そしてコンプライアンス部門における最新の開発及び現在の問題を確実に共有するため、OCCOは、研修クラス、年に1回の講習会、コーポレートゲームズ並びに啓発イベントを開催し、定期的なニュースレターを発行する。これに加えて、コンプライアンスを組織内で水平的に促進させるための手段として、また、効率的な意識啓発及びコミュニケーションを確保するために、最近、各局に「コンプライアンス連絡官」の役職が立ち上げられた。

ii 内部監査

内部監査(IA)は、CEBの内部統制システムにおける、常設の独立した上位の機能である。IAは、総裁及びCEBの統制機関に対し、事業及び運営が効率的に行われ、管理されていることを保証することを目的としている。

内部監査憲章は、IA機能の目的、地位及び権限について明記している。IAは、IAによる検証が独立的かつ客観的に行われていることを保障するため、当行のいかなる運営活動にも関与しない。

IAは、CEBの活動が、既存の政策、手続及びベストプラクティスに沿って行われているか検証し、またそれらの関連リスクを評価する。さらに、改善方法に関する提案も行う。

監査の任務は、数ヶ年のリスクに基づき定期的に作成される監査計画に基づいた年次活動計画に従って行われる。

iii 評価

評価局(EVD)は2002年に設立され、最高基準の職業上の誠実性及び独立性のために、当行の知識及び説明責任のニーズに応えるよう尽力し続けている。この目的に向けて、2018年は、テーマ／部門、製品及び道具／プロセスの観点から、革新及び変化の時期であった。

特定の不安定なグループ（帰国者、移民及びロマ民族）を対象としたCEBの住居運用を扱う重要な評価サイクルの終了と同時に、当局は、CEBとの強い関連性を持つ又はCEBにとって重要であるその他の部門（特に、当行の移民及び難民並びに司法の基礎構造を対象としたプログラムでの取組み）で評価分析を開始した。これにより、EVDは、当行の2018年度の活動計画の下、初の企業レベルでの移民及び難民基金の評価を準備及び実施した。これは、組織的プロセスの解析に現地の社会的結果及び持続可能性の評価を組み合わせたものである。

評価結果及び評価に係る知識は定期的に提供され、活動から得た知識の活用及び適用される監視枠組みの向上を目的として、新しいCEBの融資事業の発展及び評価に役立てられている。このために、評価に対する勧告についてCEBの運営局との対話を充実及び強化し、潜在的なフォローアップ活動を特定する参加型アプローチを促進することを目的として、EDVは、2018年にパイロット式で新しいプロセスを開発及び開始した。

その主な評価業務に並行して、当局、とりわけ住宅部門は、積極的にアウトリーチ活動にも携わってきた。過去数年間にわたって確立した協力関係及び獲得した知識のおかげで、EVDは、住宅部門における体験の共有及び評価された運営から得た知識を何度も専門職協会、国際的組織及び中央政府に求められている。かかるイニシアチブへの参加は、加盟国の社会開発目標に取り組む組織としての当行の認知度に寄与している。

iv 企業の社会的責任(CSR)

CEBは、自身の全ての活動にCSRを取り入れたパーパス・ドリブンな組織である。社会開発銀行として、CEBは特に持続可能性の社会的側面を促進しようとしている。同時に、当行は、社会が直面している数多くの差し迫った環境問題を強く認識しているため、これらに対しても自身の機能及び財務活動の両方を通じて対処に努めている。実際では、環境問題への取組みに積極的に貢献しながら、当行自身の環境フットプリントを最小化し、従業員の取組みを高め、CEBが出資を提供している事業により、欧州での人々の生活状況の改善を確保している。

全ての当行の局及び関連する部門は、企業責任者及び研究部長並びにCSR責任者の協調の下、当行内のCSRに対応するネットワークを表している。これに対応する者は定期的に集まり、持続可能性に関連する全てのテーマについて議論する。

当行のパフォーマンスは、ESG（環境、社会、ガバナンス）評価機関により定期的に評価及び測定される。2018年後半に、評価機関大手のISS-oekomが当行の企業の社会的責任のパフォーマンスを包括的に見直した後、CEBは、1ノッチ引き上げられて非常に堅実であるB-となり「Prime」の評価を受けた。別の有名な非金融評価機関であるサステイナリティクスもまた、2018年の間の評価を見直した。サステイナリティクスは、CEBに対して「Outperformer」の格付けを行った。

当行の戦略的枠組み及び運営を国際連合の持続可能な開発目標（SDGs）に統合する方法に関する内部協議は、必要に応じて2018年に開始した。

CEBの社会的及び環境上持続可能な開発への全体的な貢献は、グローバル・レポーティング・イニシアティブ指標（GRI）などの2018年のCSR報告書に反映されている。

v 人事

(a) 従業員

CEBは、206名の正職員を雇用しており、45%が男性、55%が女性である。かかる正職員のうち、140名は専門職員(44%が女性、56%が男性)、66名が補助職員(77%が女性、23%が男性)である。

CEBの職員の平均年齢は48歳であり、平均の在職期間は11年である。改善され、そして合理化されたCEBの採用プロセスを通じて、2018年に当行は18名の新たな職員を雇用した。うち11名が女性(1名は管理職レベル、5名は専門職レベル)、7名が男性(うち6名が専門職レベル)である。当行は、2018年に空いているポストに応じて1,529件の応募があり、うち772名が女性、757名が男性からの応募であった。

当該職員の高い専門知識は、金融、経済及びリスク管理という伝統的な銀行分野に留まらず、土木工学、教育、住宅及びプロジェクト管理といった範囲にまで及んでおり、当行は、かかる専門知識に継続して信頼を寄せている。

(b) ジェンダー戦略及びプログラム

数年間にわたって、当行は、国際的な組織として改訂欧州社会憲章に規定された権利及び原則の奨励に努めながら、多様性及び結束のある文化を発展させてきた。したがって、職員は間接的又は直接的な差別、特に人種、民族、社会的出身、皮膚の色、国籍、障がい、年齢、結婚暦又は家族状況、性別又は性的指向及び政治的、哲学又は宗教的意見を理由とした差別を受けず、平等な待遇を受ける権利を有する。

さらに、2018年1月、CEBはジェンダー平等戦略に着手した。戦略の重要なデータは従業員への調査を通じて入手し、同一賃金、採用及び昇進の機会、リーダーシップ育成並びにフレックスタイム制などの重要な分野に対する考え方を検討した。

CEBの戦略は、ジェンダーの平等を実現するために達成されなければならない5つの目標の概略を示している。

1. 専門家、中間及び上級管理職レベルの女性代表が40%以上となるよう努める。
2. 専門家、中間及び上級管理職レベルの女性の採用及び内部昇進に重点を置き、今後数年間の上級管理職のために最低50%の女性を採用する目標を維持する。
3. ジェンダーの平等及び多様性に関する経営陣のトレーニング等、意識を向上させる。
4. 外部指導及び社内指導の機会を女性に与える。
5. ジェンダーをCEBの内部方針及びプロセスに組み込む。

(c) EDGE認証

その他の2018年における戦略的行動は、国際的な評価方法であり、ジェンダー平等の3段階の認証基準であるEDGEへの着手であった。CEBは、自身の男女数の均等及びジェンダー平等の立場、またジェンダーの平等における最優良事例を実現するために重点を置く必要があるものを理解するために、EDGEに協力した。

ピア・ベンチマークを含む監査報告書が作成され、行動計画の基礎及びEDGE認証の第1レベルとなった。人事は、2020年にEDGE認証の第2レベルへの到達を目標としている。

g. 本邦との関係

当行は、今日に至るまで20年超にわたり、日本の金融市場において安定した活動を行ってきた。

(5) 【経理の状況】

以下に掲げる財務書類は、KPMGオーディット(フランスにおける独立監査人)により監査されている。KPMGオーディットは、当該財務書類は、欧州連合により採用されるIFRS基準に従って、2018年12月31日現在の当行の財務状況並びに同年の財務成績及びキャッシュ・フローを、全ての重要な点において適正に表示しているとの意見を述べている。

欧州連合によって採用されたIFRS基準に従って作成された財務書類

当行の目的

当行の主たる目的は、難民の移動や他の強制的な人口移動の結果、難民、避難民又は移民が存在することになったこと、及び自然災害や環境災害の被害者が存在することになったことを受けて、欧州諸国が直面している、又は直面するかもしれない社会問題の解決を支援することである。

当行が寄与している投資事業は、これらの人々をその滞在国において援助すること、又は帰国する条件が整った時にこれらの人々を祖国へ帰還させること若しくは可能な場合は受入国へ移住させることを目的とする。これらの事業は、当行の加盟国に承認されなければならない。

当行は、さらに、貧しい地域での雇用創出、低所得層のための住宅提供又は社会的インフラストラクチャーの創設を可能にするため、当行の加盟国により承認された投資事業の実現に寄与する。

(定款第2条)

活動分野

欧州評議会開発銀行(CEB)は、社会的一体性の利益になるよう、社会的志向の投資事業の実行に寄与している。当行は、管理委員会の決議第1587号(2016)に従い、以下の3つの主要な分野別活動路線を通じてこれを実行している。

- ・社会的志向要素(とりわけ社会的使命のある公共インフラストラクチャー、雇用創出及び維持、労働市場への参画並びに社会的弱者グループの住宅支援及び統合)に重点を置いた、*持続可能かつ包括的な成長*
- ・難民、避難民及び移民の統合
- ・気候に対する取組み：緩和手段及び適応手段の開発

プロジェクトは、上記の分野別活動路線の1つ又は複数に該当する可能性がある。これらの分野別活動路線は、難民、移民、避難民その他社会的弱者グループに対する援助、低所得者層のための公共住宅の供給、都市部及び地方の生活水準の改善、自然災害又は環境災害、環境保護、歴史的及び文化的な遺産の保護及び復旧、保健、教育及び職業訓練、行政及び司法のインフラストラクチャー、並びに自立可能な雇用の創出及び維持のための中小零細企業(MSMEs)の支援の活動分野において、CEBの明確な社会的使命及び当行の全ての活動の基礎となる発展論理の両方を反映したものになっている。

会計基準

注Aに記載の新基準であるIFRS第9号は、2018年1月1日より遡及的に適用され、2017年度の数値の修正再計算を行わないオプションを提供している。CEBはこのオプションを維持したため、2017年度の比較財務書類は会計方針のこれらの変更により修正再計算されていない。

貸借対照表は、注Bに詳細が記載のIFRS第9号の適用による影響を考慮して、2018年1月1日現在の比較参照数値を表示している。

貸借対照表

(単位：千ユーロ)

	注記	2018年12月31日 IFRS第9号	2018年1月1日 (a) IFRS第9号	2017年12月31日 (b) IAS第39号
資 産				
現金及び中央銀行における残高		450,113	539,427	539,482
損益を通じて公正価値で測定する金融商品	D	256,852	323,472	323,472
ヘッジ・デリバティブ金融商品	D	710,648	680,997	680,997
株主資本を通じて公正価値で測定する金融資産	H	4,099,228	3,638,502	3,638,764
償却原価での金融資産	H			
貸付金		14,882,657	14,045,360	14,056,570
前渡金		1,379,693	2,062,423	2,062,564
負債証券		2,138,720	2,199,817	2,199,945
有形資産及び無形資産	I	55,572	52,916	52,916
その他資産	J	374,506	243,540	243,571
資産合計		24,347,989	23,786,454	23,798,281
負債及び株主資本				
負 債				
損益を通じて公正価値で測定する金融商品	D	435,279	650,606	650,606
ヘッジ・デリバティブ金融商品	D	442,831	478,074	478,074
償却原価での金融負債	K			
信用機関及び顧客に対する負債額		184,266	210,489	210,489
発行済負債証券		19,556,765	18,835,438	18,835,438
その他負債	J	395,904	363,519	363,519
社会配当金勘定	L	52,178	59,116	59,116
引当金	M	257,605	236,443	234,225
負債合計		21,324,828	20,833,685	20,831,467
株主資本				
資本金	N			
引受済資本金		5,472,219	5,472,219	5,472,219
未払込資本金		(4,859,802)	(4,859,802)	(4,859,802)
払込請求済資本金		612,417	612,417	612,417
一般準備金		2,352,515	2,240,476	2,254,521
当期純利益		97,453	112,039	112,039
資本金、一般準備金及び当期純利益合計		3,062,385	2,964,932	2,978,977
株主資本に直接認識された損益		(39,224)	(12,163)	(12,163)
株主資本合計		3,023,161	2,952,769	2,966,814
負債及び株主資本合計		24,347,989	23,786,454	23,798,281

(a) 注B.2に記載のIFRS第9号の実施後の2018年1月1日現在

(b) 注B.1に詳細が記載の再分類に基づく修正表示

損益計算書

(単位：千ユーロ)

	注記	2018年 IFRS第9号	2017年 IAS第39号(a)
利息及び類似の収入			
株主資本を通じて公正価値で測定する金融資産		(3,538)	349
償却原価での貸付金及び前渡金		59,828	44,237
償却原価での負債証券		64,937	70,180
利息費用及び類似の手数料			
償却原価での信用機関及び顧客に対する負債額		1,193	2,441
償却原価での発行済負債証券		32,292	46,772
その他利息費用及び類似の手数料		(5,376)	(4,835)
金利差益	0	149,336	159,144
損益を通じて公正価値で測定する金融商品からの純損益	Q	(237)	2,433
株主資本を通じて公正価値で測定する金融商品からの純利益		398	186
手数料(収入)		4,120	941
手数料(費用)		(2,382)	(2,212)
銀行業務純益		151,235	160,492
一般営業費用	R	(47,118)	(45,150)
有形資産及び無形資産の減価償却費	I	(3,845)	(3,303)
総営業収入		100,272	112,039
リスク費用	S	(2,819)	
純利益		97,453	112,039

(a) 注B.1に詳細が記載の再分類に基づく修正表示

包括利益計算書

(単位：千ユーロ)

	2018年 IFRS第9号	2017年 IAS第39号(a)
純利益	97,453	112,039
損益計算書に再分類される可能性のある項目	(20,799)	29,507
株主資本を通じて公正価値で測定する負債証券の価格変動	(20,098)	29,507
ヘッジ・デリバティブ金融商品の価格変動	(701)	
損益計算書に再分類されない項目	(6,262)	13,367
年金計画関連の保険数理計算上の差異	(5,518)	11,346
その他の退職年金関連の保険数理計算上の差異	(714)	2,021
資本性金融商品の価格変動	(30)	
包括利益のその他の要素合計	(27,061)	42,874
包括利益	70,392	154,913

(a) 注B.1に詳細が記載の再分類に基づく修正表示

株主資本勘定変動報告書

(単位：千ユーロ)

	資本金及び準備金			株主資本に直接認識された損益					株主資本 合計
	払込請求済 資本金	準備金 及び実績	合計	株主資本 を通じて 公正価値 で測定す る負債証 券	ヘッジ・ デリバ ティブ金 融商品	保険 数理 計算上 の差異	資本性 金融 商品	合計	
2017年1月1日 現在の株主資本	612,417	2,254,521	2,866,938	20,951		(75,988)		(55,037)	2,811,901
2017会計年度の 利益		112,039	112,039						112,039
株主資本に直接 認識された資産 及び負債の価格 変動				29,507		13,367		42,874	42,874
2017年12月31日 現在の株主資本	612,417	2,366,560	2,978,977	50,458		(62,621)		(12,163)	2,966,814
IFRS第9号の適 用による影響 (注B.2)		(14,045)	(14,045)						(14,045)
2018年1月1日 現在の株主資本	612,417	2,352,515	2,964,932	50,458		(62,621)		(12,163)	2,952,769
2018会計年度の 利益		97,453	97,453						97,453
株主資本に直接 認識された資産 及び負債の価格 変動				(20,098)	(701)	(6,232)	(30)	(27,061)	(27,061)
2018年12月31日 現在の株主資本	612,417	2,449,968	3,062,385	30,360	(701)	(68,853)	(30)	(39,224)	3,023,161

キャッシュ・フロー計算書

(単位：千ユーロ)

12月31日に終了した年度	2018年 IFRS第9号	2017年 IAS第39号(a)
当期利益	97,453	112,039
+/-有形資産及び無形資産の減価償却費積立	3,845	3,303
+/-減損引当金	2,833	
+/-投資活動による純損益	20,550	20,043
+/-未収の受取利息の変動	(16,843)	47,136
+/-未収の支払利息の変動	19,316	(41,434)
+/-その他の変動	12,836	9,757
業績に含まれる非通貨項目の合計	42,538	38,806
+信用機関及び顧客への営業に関連するキャッシュ・フロー	2,749,557	3,685,825
-信用機関及び顧客への営業に関連するキャッシュ・フロー	(3,202,862)	(3,128,442)
+金融資産又は金融負債に影響するその他の営業に関連するキャッシュ・フロー	7,512,879	7,413,651
-金融資産又は金融負債に影響するその他の営業に関連するキャッシュ・フロー	(7,946,699)	(8,404,848)
+/-非金融資産又は非金融負債に影響する営業に関連するキャッシュ・フロー	(16,070)	(7,687)
営業活動の結果による資産及び負債の純キャッシュ・フロー	(903,194)	(441,500)
営業活動による純キャッシュ・フロー合計(a)	(763,202)	(290,655)
+償却原価での負債証券に関連するキャッシュ・フロー	48,600	241,877
-償却原価での負債証券に関連するキャッシュ・フロー		
+/-有形資産及び無形資産に関連するキャッシュ・フロー	(6,501)	(7,526)
投資活動による純キャッシュ・フロー合計(b)	42,099	234,351
+/-加盟国からの/へのキャッシュ・フロー	(1,719)	(4,131)
+償却原価での発行済負債証券によるキャッシュ・フロー	12,226,594	6,377,418
-償却原価での発行済負債証券によるキャッシュ・フロー	(11,857,395)	(6,188,221)
財務活動による純キャッシュ・フロー合計(c)	367,481	185,066
現金及び現金同等物における外国為替レート変動の影響(d)	133	(3,056)
現金及び現金同等物における純増加/(減少)(a)+(b)+(c)+(d)	(353,490)	125,706
期首における現金及び現金同等物	1,779,382	1,653,676
現金及び中央銀行における残高	539,482	648,960
信用機関の要求に応じた支払可能な前渡金及び定期預金	1,239,900	1,004,717
期末における現金及び現金同等物	1,425,892	1,779,382
現金及び中央銀行における残高	450,181	539,482
信用機関の要求に応じた支払可能な前渡金及び定期預金	975,711	1,239,900
現金及び現金同等物の変動	(353,490)	125,706

(a) 注B.1に詳細が記載の再分類に基づく修正表示

財務書類に対する注記

注A：当行によって適用される主要な会計方法の概要

1. 会計基準

適用される会計基準

当行の個別の計算書類は、欧州連合によって採用された国際財務報告基準(IFRS)に従って作成されている。この点において、IAS第39号のヘッジ会計に関するいくつかの規定は除外されている。

2018年1月1日現在、当行はIFRS第9号「金融商品」を適用している。IFRS第9号は、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」を置換するものである。これは、金融商品の分類及び測定(フェーズ1)、金融商品、融資約定及び一定の保証金の信用リスクの減損(フェーズ2)並びに一般ヘッジ会計又はマイクロヘッジ(フェーズ3)について、新たな原則を規定している。

ヘッジ会計(マイクロヘッジ)に関して、2018年会計年度において、当行はIAS第39号に基づくヘッジ会計原則を維持するために当該基準が提供したオプションを選択している。2019年1月1日現在、CEBはIFRS第9号に基づくヘッジ会計原則(マイクロヘッジ)を適用している。

2018年1月1日以降のIFRS第15号及び強制適用に関するその他の基準の効力発生は、2018年12月31日現在の財務書類に重大な影響を及ぼさなかった。

表示通貨

財務書類の表示通貨はユーロである。財務書類及び注記において表示される金額は、別段の定めのない限り、千ユーロ単位である。

2. 外貨取引

財務書類はユーロ建てで記載される。

外貨建通貨資産及び負債は、会計年度末日に適用される為替レートでユーロ(CEBの機能通貨)に換算される。この取引換算から生じた為替変動は、損益計算書に計上される。

先物通貨取引は、かかる通貨の残存期間に適用される先物為替レートをを用いて時価で評価される。スポット為替ポジションは、会計期間末日のスポット為替レートで評価される。為替差額の結果は損益計算書に計上される。

3. 予測の使用

IFRSの適用において、判断及び価値評価を必要とする主要な評価範囲は、信用リスクに関連している。これらの要素を除き、CEBの活動の性質は、判断及び評価の複雑性の観点から、財務書類の作成において重大な予測又は決定的な仮定を必要としない。しかしながら、経済及び人口統計の想定は、退職給付の社会的約定の評価に使用される。

4. 金融資産及び金融負債

金融商品とは、現金又はその他の金融資産を受領するか若しくは支払う契約上の権利又は義務をいう。CEBの銀行業務は一般に、貸付金、負債証券、発行済負債証券及びデリバティブ(スワップ、先物)等の広範囲の資産及び負債を対象とした金融商品の形態の契約上のものである。

財務書類において、金融資産及び金融負債の分類及び評価方法は、その契約上の特性及びCEBがこれらの金融商品を運営する方法による。

しかしながら、この区別は、保有目的(市場活動又はヘッジ取引)とは関係なしに貸借対照表において常に公正価値で測定されるデリバティブ商品には適用されない。

分類及び評価

当初認識時に、金融資産及び金融負債は、貸借対照表において、3つの区分(償却原価、損益を通じて公正価値で測定する、株主資本を通じて公正価値で測定する)に分類され、かかる区分により会計上の処理及びこれに続く測定が決定される。この分類は、契約上のキャッシュ・フローの特性及び当行の金融商品の運営方法(事業モデル)に基づく。

金融資産及び金融負債の分類の原則は、金融商品により生み出された契約上のキャッシュ・フローの分析及び当該商品が保有される事業モデルの分析を要求する。

契約上のキャッシュ・フローの特性の分析

契約上のフローの特性の分析は、その特性が基本融資契約の特性と類似している商品にのみ実効金利法を用いて金融資産からの利益の計上の可能性を制限することを目的としているが、これは関連キャッシュ・フローの高い予測可能性を意味している。かかる特性を有さないその他の金融商品は全て、それらが保有される事業モデルとは関係なしに、損益を通じて公正価値で測定する。

元本の返済及び元本残高に係る利息の支払いのみを表す契約上のキャッシュ・フローは、基本融資契約(SPPIフロー：元本及び利息の支払いのみ)に矛盾しない。

基本融資契約において、利息は主に金銭の時価及び信用リスクの対価から成る。基本的でない金融資産は全て、それらが保有される事業モデルと関係なしに、損益を通じて公正価値で測定して認識しなければならない。

モデルの分析

事業モデルとは、キャッシュ・フロー及び利益を生むために商品が運営される方法をいう。金融資産の分類及び評価の方法を決定するために、3つの事業モデルを区別することが必要である。

- 金融資産から契約上のキャッシュ・フローを回収することに基づくモデル
- 金融資産及びこれらの資産の売却から契約上のキャッシュ・フローを回収することに基づくモデル
- その他の金融資産、特に契約上のフローの回収が付随する取引資産に特定のモデル

4.1. 償却原価での金融資産

金融資産は、以下の2つの基準、すなわち、事業モデルが契約上のキャッシュ・フローを回収するための商品の保有(「回収目的保有」)から成ること、並びにキャッシュ・フローが元本及び元本に係る利息の支払いのみから成ることが満たされた場合、償却原価で分類される。

事業モデル基準

金融資産は、当該商品の全期間にわたる支払いに関連するキャッシュ・フローを回収するために保有される。

キャッシュ・フロー基準

キャッシュ・フロー・テストは、負債証券の契約上の条件が指定期日に元本及び元本残高に係る利息の支払いのみであるキャッシュ・フローを生じさせた場合に当てはまる。「償却原価での金融資産」という区分には、付与された貸付金、契約上の支払いの回収目的保有証券(短期国債、国債及びその他の負債証券)が含まれる。

認識

当初認識時に、金融資産は公正価値(当該商品に直接起因する取引費用を含む。)で計上される。その後、これらは償却原価(当該期間中の未収利息並びに元本及び利息の返済純額を含む。)で評価される。これらの金融資産は、当初予想信用損失(注S)に関する減損計算の対象ともなる。利息は、契約開始時に決定される実効金利法を用いて計算される。

公正価値ヘッジ取引において、資産の簿価は、IAS第39号に従ってヘッジされたリスクに起因する損益に関して調整される。

4.2. 株主資本を通じて公正価値で測定する金融資産

負債性商品

負債性商品は、以下の2つの条件が満たされた場合、株主資本を通じて公正価値で分類される。

事業モデル基準

金融資産は、その目的が契約上のキャッシュ・フローの回収及び金融資産の売却の両方(「回収及び売却目的保有」)により達成される事業モデル内で保有される。後者は、付随的ではないが、事業モデルの不可欠な要素である。

キャッシュ・フロー基準

その原則は、償却原価での金融資産に適用される原則と全く同じである。契約上のキャッシュ・フロー回収目的又は売却目的で保有され、キャッシュ・フロー基準を遵守する有価証券は、主にこの区分に分類される。

認識

当初認識時に、金融資産は時価(当該取引に直接起因する取引費用を含む。)で認識される。これらはその後公正価値で測定され、公正価値の変動は株主資本の「株主資本に直接認識された損益」に計上される。これらの金融資産は、償却原価での負債性商品に適用されるものと同一条件での予想信用損失の計算の対象ともなる。処分時に、それまで振替可能株主資本において認識された価値の変動は、損益計算書に再分類される。もう一方で、利息は、損益計算書において契約開始時に決定された実効金利法に従って認識される。

公正価値ヘッジ取引において、資産の簿価は、IAS第39号に従ってヘッジされたリスクに起因する損益に関して調整される。

資本性金融商品

株式等の資本性金融商品への投資は、取引ごとに選択により、株主資本を通じて公正価値で測定する金融資産として分類される。株式売却時に、これまで株主資本に計上されていた価値の変動は、損益計算書において認識されない。配当金のみが、投資に係る利益を表し、資本の払戻しを表さない限り、損益計算書において認識される。これらの商品は、減損の対象とはならない。

4.3. 損益を通じて公正価値で測定する金融資産

損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、事業モデルの「回収目的保有」若しくは「回収及び売却目的保有」の基準又はキャッシュ・フローの基準を満たさない取引目的で保有されない負債性商品に関するものである。

これらの金融商品は、損益計算書に直接計上される当初取引費用である時価で計上される。末日時点で、時価の変動は、損益計算書の「損益を通じて公正価値で測定する金融商品からの純損益」に計上される。

4.4. 金融負債

発行済金融商品又はその様々な部分は、適法な契約の経済的実質に従って、負債に分類される。

発行済金融商品は、当行にその保有者への契約上の支払義務がある場合、負債性商品とみなされる。

発行済負債証券

発行済負債証券は、最初取引費用を含む発行価格で計上され、その後実効金利法を用いて償却原価で評価される。

IAS第39号の適用において、公正価値でのヘッジ取引の範囲内で、当該発行証券の簿価はヘッジリスクに関する損益に応じて調整される。

4.5. 融資約定及び保証約定

損益を通じて公正価値で測定するデリバティブ商品として認識されない融資約定及び金融保証約定は、なされ、受領した約定に関して注Tに表示される。これらは、予想信用損失について償却される。これらの引当金は、「リスク及び負債のための引当金」の項目に表示される。

4.6. 償却原価での金融資産及び株主資本を通じて公正価値で測定する公正価値で負債性商品の減損

信用リスク減損モデルは、予想損失に基づく。このモデルは、償却原価区分又は株主資本を通じて公正価値で測定する区分に分類される貸付金及び負債性商品、損益を通じて公正価値で計上しない融資約定及び金融保証約定に適用される。

一般的アプローチ

当行は、3つの「ステージ」を識別しており、それぞれが資産の当初認識以降の取引相手方の信用リスクの進化に関する特定の状況に対応している。

12ヶ月間の予想信用損失「ステージ1」：

報告日現在、金融商品の信用リスクが当初認識以降に著しく増加しなかった場合、この商品に関して12ヶ月間の予想信用損失に相当する額の減損(翌12ヶ月以内の債務不履行リスクに起因する。)が認識される。

減損されない資産の全期間の予想損失「ステージ2」：

減損は、減損される金融資産がないという当初認識以降に金融商品の信用リスクが著しく増加した場合、全期間の予想損失(満期時)に等しい。

減損された資産の全期間の予想損失「ステージ3」：

資産が減損された場合、減損はまた満期時の全期間の予想信用損失に等しい。

この一般モデルは、IFRS第9号の減損の範囲内で全ての金融商品に適用される。

利息収入は、ステージ1及びステージ2の残高の簿価総額により計算される。

ステージ3の範囲内での残高に関して、金利収入は償却原価残高(すなわち減損引当金に関して調整された簿価総額)に基づき計算される。

債務不履行の定義

債務不履行の定義は、バーゼルの比率が用いる定義と同じである。したがって、取引相手方は、90日超の支払遅滞が判明した場合、債務不履行に陥っているとみなされる。

減損金融資産

金融資産は、当該金融資産の将来のキャッシュ・フローに悪影響を及ぼす1または複数の事象が生じた場合、減損され、ステージ3に分類される。

個々のレベルで、減損の客観的表示には、以下の事象に関連する観測可能なデータが含まれる。すなわち、少なくとも90日間の未払金額が存在すること、結果として現存するリスクと認められることに繋がる取引相手方の重大な財政難を認識又は観測したことである。

信用リスクの著しい増加

信用リスクの著しい増加は、合理的かつ妥当なあらゆる情報を考慮し、末日時点における当該金融商品の債務不履行リスクと当初認識時点における債務不履行リスクとを比較して、評価される。

悪化という評価は、金融商品の当初認識時点における債務不履行の格付け又は発生確率と末日時点に存在するこれらとの比較に基づく。

予想損失の測定

予想信用損失は、金融商品の予想期間にわたり損失が生じる発生確率により加重された信用損失の見積り(すなわち現金赤字の現在価値)として定義される。これらは、各エクスポージャーについて個々の基準で計算される。

実際には、ステージ1及びステージ2のエクスポージャーに関して、予想信用損失は、債務不履行時損失率(LGD)に債務不履行時エクスポージャー額(EAD)を乗じ、エクスポージャーの実効金利で割り引いた債務不履行確率(PD)として計算される。これは、翌12ヶ月以内の債務不履行リスク(ステージ1)又は満期までの全期間にわたる債務不履行リスク(ステージ2)に起因する。

ステージ3に分類されるエクスポージャーに関して、予想信用損失は、実効金利で割り引いた、当該商品の全期間にわたる現金赤字として計算される。キャッシュ・フロー赤字は、期限到来時の契約上のキャッシュ・フローと予想キャッシュ・フローとの差額を表している。

実施された方法は、現行の概念及び枠組み(特にバーゼルの枠組み)に基づく。

債務不履行確率(PD)

債務不履行確率は、既定期間にわたる債務不履行の発生確率の見積りである。

予想信用損失の測定には、満期時における1年間の債務不履行確率及び全期間の債務不履行確率の両方の見積りが必要となる。満期時における1年間のPD及び全期間のPDは、サイクル全体の長期間平均に基づきPD規制により計算され、現在の状況を示すために調整されたある時点における(PIT)確率である。

十分な量の内部データがないことを考慮し、CEBは、当行の取引相手方のポートフォリオに従って標準化されたPDデータの外部提供業者を利用する。

債務不履行時損失率(LGD)

債務不履行時損失率は、債務不履行日現在の実効金利で割り引かれた、契約上のキャッシュ・フローと予想キャッシュ・フローとの差額である。LGDは、EADの比率として表示される。

予想キャッシュ・フローの見積りには、契約上の条件に含まれる場合は保有担保又はその他の信用補完の売却によるキャッシュ・フローが含まれ、当該担保の取得費用及び売却費用を控除して事業体ごとに個別に計上されない。

十分な量の内部データがないことを考慮し、CEBは、当行の取引相手方のポートフォリオ、信用補完及び「低サイクル」効果に従って標準化されたLGDデータの外部提供業者を利用する。

債務不履行時エクスポージャー額(EAD)

商品の債務不履行時エクスポージャー額は、債務不履行時に借入人が所有する予想残高である。この額は、予想される支払特性に基づき決定され、商品の種類に基づき、契約上の返済予定、予想早期償還及び信用契約に係る将来の予想引出額を考慮している。

将来的な予測情報

予想信用損失額は、過去の事象、現在の状況及び合理的かつ妥当な経済情勢の予測を考慮した発生確率－加重シナリオに基づき算定される。

予想信用損失算定時の将来的な予測情報に関連する原則は、「注S リスク費用」に詳細が記載される。

4.7. リスク費用

リスク費用には、償却原価で又は株主資本を通じて公正価値で計上された負債性商品、融資約定及び金融保証約定に関連する12ヶ月間の予想損失及び全期間の予想損失(ステージ1及びステージ2)に関する減損引当金及び同戻入金が含まれる。リスク費用には、減損に係る客観的証拠がある金融資産(ステージ3)に関する減損引当金及び同戻入金、回収不能額の相殺額並びに減損資産からの回収額も含まれる。

4.8. デリバティブ商品

2018年度、当行は、IAS第39号に基づくヘッジ会計原則を維持するというIFRS第9号が定めたオプションを選択した。2019年1月1日現在、CEBは、IFRS第9号に基づくヘッジ会計原則(マイクロヘッジ)を適用している。

デリバティブ金融商品は、その価値が原商品の価値に応じて変動する金融商品である。これらの商品の原商品は、その実体(先物又はスワップ)だけではなく金利又は為替レートにも関連する。

デリバティブ金融商品は、CEBがそのリスクを管理及びヘッジするために使用される。これらは、ヘッジ・デリバティブである。ヘッジ取引は、個々の商品又は取引(マイクロヘッジ取引)に関連している。

その他の金融商品とは異なり、デリバティブ商品は、貸借対照表において常に公正価値で評価される。デリバティブの再評価は、損益計算書に直接影響を及ぼす。また一方で、ヘッジ取引の計上方法は、ヘッジが行われている場合、損益計算書においてヘッジ・デリバティブの評価への影響を相殺する。

デリバティブは以下の2つの区分に分類される。

－デリバティブ取引

デリバティブ商品は、ヘッジ商品とみなすことができる場合を除き、当初から取引商品として扱われる。デリバティブ商品は、時価がプラスの場合は貸借対照表の「損益を通じて公正価値で測定する金融資産」の項目に計上され、時価がマイナスの場合は「損益を通じて公正価値で測定する金融負債」の項目に計上される。損益は、損益計算書の「損益を通じて公正価値で測定する金融商品からの純損益」の項目に計上される。

－デリバティブ及びヘッジ会計

特定された金融商品(貸付金、負債証券、発行証券)に関する固定金利付の資産及び負債の金利リスクを特にカバーするために、当行は公正価値でのヘッジを使用する。

金利キャッシュ・フロー・ヘッジは、貸借対照表において認識された金融商品(変動利付貸付金、有価証券又は負債)に関連する将来のキャッシュ・フローの変動にさらされる商品をヘッジするために使用される。このヘッジ関係は、損益計算書に影響を及ぼす可能性のある商品の将来のキャッシュ・フローのマイナスの変動に対してヘッジすることを目的としている。

金融商品がヘッジ・デリバティブとして適格とされるために、当行は当初の利用からヘッジに関する情報を保持している。かかる情報は指定資産又は負債、ヘッジリスク、使用されたデリバティブ商品の種類並びにヘッジの過去及び将来の有効性評価に使用される評価方法を明確に記している。

ヘッジとして指定されたデリバティブ商品は、ヘッジリスクから生じる価値変動を補うために極めて有効でなければならない。かかる有効性は、ヘッジの最初の利用及びその後のヘッジの全期間を通じて確保されていなければならない。

公正価値によるヘッジ関係の場合、デリバティブは貸借対照表において公正価値で再評価される。一方で、公正価値の変動は損益計算書の「損益を通じて公正価値で測定する金融商品からの純損益」の項目に計上される。これは、予想リスクに関するヘッジ商品の再評価と対称的である。貸借対照表において、認識された資産又は負債に対するヘッジ関係の場合、ヘッジ項目の再評価はヘッジ商品の分類に基づいて計上される。損益計算書に計上された影響は、ヘッジの終局的な非有効性を示している。

キャッシュ・フローによるヘッジ関係の場合、ヘッジ・デリバティブ金融商品の公正価値の変動は、その非有効部分が「損益を通じて公正価値で測定する金融商品からの純損益」として損益計算書に計上される一方で、その有効部分について「株主持分に直接認識された損益」として計上される。金利デリバティブの場合、ヘッジ商品に関連する金利収入又は金利費用と対称的に、デリバティブ金融商品の未収利息部分は、損益計算書の「利息及び類似の収入又は費用」に計上される。

ヘッジが中断されるか又は有効性テストを充足することができない場合は、ヘッジ・デリバティブは取引ポートフォリオへ移行され、かかる区分に適用される方針に従って計上される。当初においてヘッジされているとみなされた金利商品の場合、貸借対照表に計上されたかかる商品の再評価額は、その残存期間の実効金利法で償却される。特に早期償還されたために、貸借対照表にヘッジ項目がもはや表示されない場合、かかる金額は直ちに損益計算書に移行される。

4.9. 公正価値評価

金融資産及び金融負債の公正価値は、IFRS第13号により要求される市場価値及び追加的な価値の調整により構成される。

—時価

「損益を通じて公正価値で測定する金融商品」、「ヘッジ・デリバティブ金融商品」及び「株主資本を通じて公正価値で測定する金融資産」の区分の金融資産及び金融負債は、その時価で評価及び計上される。時価は、対等取引において知識のある自発的な当事者間において交換され得た資産、又は支払われ得た負債に関する価格に相当する。

時価は、以下のとおり決定される。

—活発な市場における見積価格の使用

—以下のような評価手法の利用

—認識された財務上の仮定に基づく数学的な計算方法

—活発な市場において取引される商品の価格を利用して、又は活発な市場がない場合には統計的推定若しくはその他の定量法に基づいて決定された価値のパラメーター

一方で、デリバティブ商品(外国為替、金利及び通貨スワップ)は、一般的に承認されたモデル(割引キャッシュ・フロー手法、ブラック・ショールズ・モデル、補間法)に基づいて観測可能なパラメーターを用いて評価される。

—評価調整

評価調整により、公正価値の範囲内での取引相手方の信用リスク及び当行の信用リスクを統合することができる。

取引相手方のリスクの評価調整(信用評価調整－CVA)は、取引相手方のうち1社が債務不履行の場合に、当行が取引から全時価を回収し得ないリスクを反映している。

当行の信用リスクの評価調整(自己信用評価修正－OCA及び債務評価調整－DVA)は、当行の発行済負債証券及びデリバティブ金融負債の評価額に対するCEBの信用リスクの影響を反映する。

これらの調整は、取引相手方ごとに算出され、債務不履行エクスポージャー、債務不履行確率及び債務不履行の際の回収率に基づいて算出される。

債務不履行時におけるエクスポージャーは、リスク要因のシミュレーションによるリスクへのエクスポージャーを定量化するモデルを用いて見積られる。かかるモデルは、クレジット・サポート・アネックス(CSA)担保契約の性質に左右される担保の変動を考慮に入れる。DVAに関しては、CEBの格付が格下げされた場合は相互に担保を有する取引相手方を除き、かかるモデルは担保による保全がされていない取引に関するエクスポージャーを見積る。

CVA及びDVAは、正の評価の場合は「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」の項目に計上され、負の評価の場合は「純損益を通じて公正価値で測定する金融負債」の項目に計上される。損益は、損益計算書の「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品からの純損益」に認識される。

4.10. 金融資産及び金融負債の償却

金融資産の償却

当行は、当該資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効した場合又はCEBが当該資産からのキャッシュ・フローを受けるための契約上の権利並びに実質的に当該資産の所有に関するリスク及び利益の全てを譲渡した場合のいずれも、金融資産の全部又は一部を償却する。これら全ての条件が満たされなかった場合、当行は、貸借対照表において当該資産を維持し、当該資産の譲渡の結果生じた義務に関して負債を認識する。

金融負債の償却

当行は、当該負債が全部又は一部消滅した場合、金融負債の全部又は一部を償却する。

レポ契約

レポ契約に基づき一時的に売却された有価証券は、引き続きCEBの貸借対照表においてその原ポートフォリオに認識される。これに対応する負債は、「償却原価での金融負債」に償却原価で認識される。

リバース・レポ契約に基づき一時取得された有価証券は、当行の貸借対照表において認識されない。これに対応する債権は、「償却原価での金融資産」に償却原価で認識される。

5. 金利収入及び金利費用

金利収入及び金利費用は、損益計算書において、実効金利法を用いることにより全ての金融商品に認識される。

実効金利とは、金融商品の予想残存期間を通じて見積られる将来の現金支出又は現金収益を金融資産又は金融負債の純簿価まで正確に割り引く利率である。この計算には、授受された手数料(利息と類似する場合)、取引費用並びに全てのプレミアム及び割引が含まれる。

6. 固定資産

当行の貸借対照表に計上される固定資産は、有形活動資産及び無形活動資産を含む。

これらの固定資産は、直接関連のある費用を加えた購入価格で計上される。

減価償却は、定額法を用いて当行が予測する資産の予想耐用年数に従って計算され、資産の残存価値は償却基礎価額から差し引かれる。

末日ごとに、固定資産は償却原価(減価償却及び可能性のある減損を差し引いた価格)で評価され、必要があれば、耐用年数の存続期間及び残存価値に関する会計調整が実施される。

－有形資産

以下は活動施設の「建物」分野の内訳である。全てその耐用年数に従って減価償却される。

－主要な建物、ファサード及び屋根材⁽¹⁾ —

－一般設備及び専門設備 10年

－不動産の定着物及び付属物 10年

注(1) 当行の本部がパリの中心に所在していることを考慮し、その残存価値は「主要な建物、ファサード及び屋根材」に指定されているが、これは減価償却の対象となっていない。

土地は減価償却されない。その他の有形固定資産は、以下の存続期間に従って減価償却される。

－付属物及び家具 10年

－車 両 4年

－事務所及びIT備品 3年

－無形資産

無形資産(ITソフトウェア)は、以下の存続期間に従って償却される。

－アプリケーションソフトウェア 5年

－システムソフトウェア 3年

－オフィスソフトウェア 1年

7. 退職職員給付金

当行の年金計画は、当行及び職員からの拠出によって資金提供された確定給付型年金計画である。給付金は労働年数及び最終勤務年度の基本報酬の割合に基づいて計算される。

その他の退職給付金計画(医療保険、財務調整及び退職年金)も、同様に確定給付型年金計画である。

これらの計画は、当行側の約定を表し、評価され、引当金が設定されている。IAS第19号に基づき、会計上及び人口統計上の条件を考慮し、これらの約定に関して保険数理計算上の評価が実施される。保険数理計算上の利益は、貸借対照表の「引当金」の項目に「包括利益計算書」の取引相手方ごとに計上される。

これらの約定に関する引当金の額は、予測単位積増方式に従い独立した保険数理人によって決定される。

8. 社会配当金勘定

社会配当金勘定(SDA)は、CEBの目的に適合しかつ管理委員会が指定する適格諸国において実施されるプロジェクトに助成金を提供するために使用される。SDAの運用原則は、2016年11月17日に承認された管理委員会の決議第1589号(2016)により改訂されている。改訂により、当行の加盟国は全て保証制度の対象となることとなった。

SDAにより提供される助成金は、技術支援、金利補助金、保証及び助成金付与の形態とされることがある。

ー金利補助金

金利補助金は、CEBの借入人が負担する利息額を減らすために使用される。金利補助金は、貸付金の各債券につき、当行が適用する金利と借入人が事実上支払う金利との差を補う。

ー保証

CEBが付与する貸付への保証により、当行は、社会的影響は大きいものの、信用リスクが高いプロジェクトへ資金を提供することが可能になる。その金額、トリガー事由及び回収方法は個別の事案ごとに決定される。

ー技術支援

技術支援は、CEBの借入人によるプロジェクトの準備及び遂行を支援するために利用される。そのため、プロジェクトの準備、実行又は監視及び報告、調達管理並びに影響評価のために必要な、事前の実現可能性、実現可能性及び技術の研究、企画及び実施の計画、制度上及び法律上の評価並びにその他の助言サービスのために資金が提供される。

ー助成金付与

助成金付与は、緊急事態の枠組みにおいて行われるか又は加盟国に共通する原因への拠出の形で行われ、他の国際機関と協力して遂行される。

SDAから拠出される助成金は、総裁によって承認される300千ユーロ以下の技術支援の助成金を除き、管理委員会によって承認される。

SDAは、当行の年間利益の配分時に支払われる社会的性格の配当を通じて、当行の加盟国からの拠出金によって主に資金提供されている。

9. 関連当事者

IAS第24号に関して、当行はいかなる機関の子会社でもない。財務書類は関連当事者との関係によって影響を受けるものではない。

当行の議長及び任命職員に関連する情報については、下記10.の項に記載されている。

10. 議長及び任命職員への報酬

CEBの定款では、当行の組織、運営及び監督は下記の機関に分掌されている。

- －理 事 会
- －管理委員会
- －総 裁
- －監査委員会

理事会及び管理委員会は、それぞれ1名の議長及び各加盟国が任命した1名の代表から構成されている。副議長は各機関の構成員から選任される。理事会の議長及び管理委員会の議長は理事会によって任期3年で選任され、その任期は1度更新することができる。議長及び副議長の年間報酬は、在任期間中は管理委員会によって固定されている。

総裁は理事会で任命され、任期は5年であるが1回は再任されることができる。総裁は、1名以上の副総裁に補助される。かかる副総裁は、管理委員会からの意見に従って、理事会の委員との協議を経て、総裁の提案に基づいて理事会によって任命され、任期は5年であるが1回は再任されることができる。その報酬は、当行の年間予算の承認範囲内で管理委員会によって固定されている。

CEBの在任の議長及び任命職員の報酬総額は以下のとおり要約される。

(単位：千ユーロ)		
	2018年	2017年
職員報酬		
理事会議長 ⁽¹⁾	45	2
管理委員会議長 ⁽²⁾	45	26
理事会副議長	6	6
管理委員会副議長 ⁽³⁾	6	6
報酬		
総 裁 ウェンツェル(Wenzel)	367	362
副総裁 モンティチェッリ(Monticelli)	279	276
副総裁 サンチェス-ジェブラ・アロンソ(Sánchez-Yebra Alonso)	279	276

注(1) 理事会議長は、2017年12月17日に満了となった1期目の任期に係る報酬を放棄した。2017年12月18日に開始した2期目の任期について、同議長は、45,000ユーロの固定年間報酬を按分して受領した。

(2) 2017年1月1日に在任していた管理委員会議長の任期は、2017年6月27日に満了となった。同議長の後任者は、2017年12月1日に就任した。

(3) 月額500ユーロの報酬が支払われる。2017年1月1日に在任していた理事会副議長の任期は、2017年8月31日に満了となった。同副議長の後任者は、2017年9月29日に就任した。

CEBの議長及び任命職員はストック・オプション又はその他の種類の賞与を受領しない。総裁及び副総裁は、医療保険及び社会保険並びにCEBの年金計画に加入している。

11. 課 税

欧州評議会の特権及び免責に関する一般協定に対する第三議定書は、当行の資産、収入及びその他の財産は全ての直接税から免除されると規定している。

注B：表示の変更並びにIFRS第9号及びIFRS第15号の初回適用による影響

2017年12月31日、当行は、2018年1月1日付のIFRS第9号「金融商品」の適用に関連して財務書類の表示を変更した。貸借対照表、損益計算書及び包括利益計算書における複数の項目名が改称された。

この変更による貸借対照表、損益計算書及び包括利益計算書への影響は、注B.1に示されている。

2018年1月1日、当行は、IFRS第9号及びIFRS第15号の新たな会計基準の適用を開始した。この結果、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」が適用されたが、貸借対照表への影響は生じなかった。

IFRS第9号の適用による影響は、注B.2に示されている。

注B.1：表示の変更による影響**貸借対照表**

(単位：千ユーロ)

	2017年12月31日 IAS第39号による 旧表示	金融商品の新項目	2017年12月31日 IAS第39号による 新たな表示
資 産			
現金及び中央銀行における残高	539,482		539,482
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	323,472		323,472
ヘッジ・デリバティブ商品	680,997		680,997
売却可能金融資産	3,638,764	(3,638,764) (1)	
株主資本を通じて公正価値で測定する金融資産		3,638,764 (1)	3,638,764
償却原価での金融資産			
貸付金	14,056,570		14,056,570
前渡金	2,062,564		2,062,564
負債証券		2,199,945 (2)	2,199,945
満期まで保有する金融資産	2,199,945	(2,199,945) (2)	
有形資産及び無形資産	52,916		52,916
その他資産	243,571		243,571
資産合計	23,798,281		23,798,281
負債及び株主資本			
負 債			
損益を通じて公正価値で測定する金融負債	650,606		650,606
ヘッジ・デリバティブ商品	478,074		478,074
償却原価での金融負債			
信用機関及び顧客に対する負債額	210,489		210,489
発行済負債証券	18,835,438		18,835,438
その他負債	363,519		363,519
社会配当金勘定	59,116		59,116
引当金	234,225		234,225
負債合計	20,831,467		20,831,467
株主資本			
資本金			
引受済資本金	5,472,219		5,472,219
未払込資本金	(4,859,802)		(4,859,802)
払込請求済資本金	612,417		612,417
一般準備金	2,254,521		2,254,521
当期純利益	112,039		112,039
資本金、一般準備金及び当期純利益合計	2,978,977		2,978,977
株主資本に直接認識された損益	(12,163)		(12,163)
株主資本合計	2,966,814		2,966,814
負債及び株主資本合計	23,798,281		23,798,281

2017年12月31日に公表された貸借対照表からの表示の変更は以下の通りである。

- (1)「売却可能金融資産」は、現在「株主資本を通じて公正価値で測定する金融資産」に表示されている。
- (2)「満期まで保有する金融資産」は、現在「償却原価での金融資産」の下「負債証券」の行に表示されている。

損益計算書

	(単位：千ユーロ)		
	2017年 IAS第39号による 旧表示	金融商品の新項目	2017年 IAS第39号による 新たな表示
利息及び類似の収入			
売却可能金融資産	349	(349) (1)	
株主資本を通じて公正価値で測定する金融資産		349 (1)	349
信用機関及び顧客向貸付金及び前渡金	44,237	(44,237) (2)	
償却原価での貸付金及び前渡金		44,237 (2)	44,237
満期まで保有する金融資産	70,180	(70,180) (3)	
償却原価での負債証券		70,180 (3)	70,180
利息費用及び類似の手数料			
信用機関及び顧客に対する負債額	2,441	(2,441) (4)	
償却原価での信用機関及び顧客に対する負債額		2,441 (4)	2,441
発行済負債証券	46,772	(46,772) (5)	
償却原価での発行済負債証券		46,772 (5)	46,772
その他利息費用及び類似の手数料	(4,835)		(4,835)
金利差益	159,144		159,144
損益を通じて公正価値で測定する金融商品からの純損益	2,433		2,433
売却可能金融資産による純損益	186	(186) (6)	
株主資本を通じて公正価値で測定する金融商品からの純利益		186 (6)	186
手数料(収入)	941		941
手数料(費用)	(2,212)		(2,212)
銀行業務純益	160,492		160,492
一般営業費用	(45,150)		(45,150)
固定資産の減価償却費	(3,303)		(3,303)
総営業収入	112,039		112,039
リスク費用			
純利益	112,039		112,039

2017年12月31日に公表された損益計算書からの表示の変更は以下の通りである。

－「利息及び類似の収入」の項目においては、

- (1)「売却可能金融資産」は、「株主資本を通じて公正価値で測定する金融資産」の行に表示されている。
- (2)「信用機関及び顧客向貸付金及び前渡金」は、「償却原価での貸付金及び前渡金」の行に表示されている。
- (3)「満期まで保有する金融資産」は、「償却原価での負債証券」の行に表示されている。

－「利息及び類似の手数料」の項目においては、

- (4)「信用機関及び顧客に対する負債額」は、「償却原価での信用機関及び顧客に対する負債額」の行に表示されている。
- (5)「発行済負債証券」は、「償却原価での発行済負債証券」の行に表示されている。

－「銀行業務純益」の項目においては、

- (6)「売却可能金融資産による純損益」は、「株主資本を通じて公正価値で測定する金融商品からの純利益」の行に表示されている。

包括利益計算書

	(単位：千ユーロ)	
	2017年 IAS第39号による 旧表示	2017年 IAS第39号による 新たな表示
純利益	112,039	112,039
損益計算書に再分類される可能性のある項目	29,507	29,507
売却可能金融資産の価格変動	29,507	(29,507) (1)
株主資本を通じて公正価値で測定する負債証券の価格変動		29,507 (1)
損益計算書に再分類されない項目	13,367	13,367
年金計画関連の保険数理計算上の差異	11,346	11,346
その他の退職年金関連の保険数理計算上の差異	2,021	2,021
包括利益のその他の要素合計	42,874	42,874
包括利益	154,913	154,913

2017年12月31日に公表された包括利益計算書にかかる表示の変更は以下の通りである。

- (1)「売却可能金融資産の価格変動」は、現在「株主資本を通じて公正価値で測定する負債証券の価格変動」に表示されている。

注B.2：IFRS第9号適用の影響

2018年1月1日現在の貸借対照表におけるIFRS第9号の適用の影響

	(単位：千ユーロ)		
	2017年12月31日 IAS第39号による 新たな表示	IFRS第9号の適用 による影響	2018年1月1日 IFRS第9号
資 産			
現金及び中央銀行における残高	539,482	(55)	539,427
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	323,472		323,472
ヘッジ・デリバティブ商品	680,997		680,997
株主資本を通じて公正価値で測定する金融資産	3,638,764	(262)	3,638,502
償却原価での金融資産			
貸付金	14,056,570	(11,210)	14,045,360
前渡金	2,062,564	(141)	2,062,423
負債証券	2,199,945	(128)	2,199,817
有形資産及び無形資産	52,916		52,916
その他資産	243,571	(31)	243,540
資産合計	23,798,281	(11,827)	23,786,454
負債及び株主資本			
負 債			
損益を通じて公正価値で測定する金融負債	650,606		650,606
ヘッジ・デリバティブ商品	478,074		478,074
償却原価での金融負債			
信用機関及び顧客に対する負債額	210,489		210,489
発行済負債証券	18,835,438		18,835,438
その他負債	363,519		363,519
社会配当金勘定	59,116		59,116
引当金	234,225	2,218	236,443
負債合計	20,831,467	2,218	20,833,685
株主資本			
資本金			
引受済資本金	5,472,219		5,472,219
未払込資本金	(4,859,802)		(4,859,802)
払込請求済資本金	612,417		612,417
一般準備金	2,254,521	(14,045)	2,240,476
当期純利益	112,039		112,039

資本金、一般準備金及び当期純利益合計	2,978,977	(14,045)	2,964,932
株主資本に直接認識された損益	(12,163)		(12,163)
株主資本合計	2,966,814	(14,045)	2,952,769
負債及び株主資本合計	23,798,281	(11,827)	23,786,454

金融商品の分類及び測定におけるIFRS第9号の適用は、2018年1月1日現在において主に以下の影響をもたらした。

フェーズ1は、すべての金融商品の性質を考慮し、貸借対照表への財務的影響はなかった。金融商品に関するIAS第39号に基づく貸借対照表は、注B.1に詳述されているIFRS第9号の新たな項目に貸借対照表と同じ値で移転された。

IFRS第9号のフェーズ2の影響として、14.0百万ユーロの減損が生じ、そのうち11.2百万ユーロが、償却原価での貸付金額の減少であった。一方で、2018年1月1日現在において一般準備金14.0百万ユーロの減少が計上された。

注C：リスク管理

リスク管理の主要な目的は、当行の長期的な財政の持続性及び業務の弾力性を確保し、さらにはCEBがその社会的使命を遂行できるようにすることである。そのため、当行は業務分野全体で健全かつ慎重なリスク文化を促進することにより、国際的にも最良の銀行慣行の実践を目指している。

本注記は、当行が通常の事業過程において直面する主な金融リスク、すなわち信用リスク、市場リスク、流動性リスク及びオペレーショナルリスクに対する当行のエクスポージャーに関する情報を提供している。また、本注記は、かかるリスクの特定、評価、監視、報告、緩和及び統制するための適切なツールをCEBにもたらす目的、方針、手続、制限及び統制に関する情報も提供している。

当行は、加盟国の規制には服さないものの、銀行規制に係る欧州連合指令及びバーゼル銀行監督委員会の勧告をリスク管理の枠組みの基準として考慮している。

CEBは、銀行の最良慣行に沿う監視手続を含むリスク及び統制政策を定期的に見直している。

ーリスク選好度

当行は、リスク選好度を、当行の開発計画に記載されている戦略的目標の達成のために当行がそのリスク許容範囲内において負う意思のあるリスクの総体的なレベル及び種類と定義する。

CEBのマンドートを履行するための鍵となる手段は、有利な利率で資金を融資することであり、そのためには資本市場において競争力のある利率で資金を調達することが必要となる。この目的のため、特に強固な信用リスク特性の保持が最も重要となる。

CEBの財務及びリスク特性は、量的及び質的な主要指標並びに健全性に関する枠組みに基づく制限から示されるリスク選好度によって決まる（4.を参照のこと。）。

当行は、そのリスク管理について堅実な方法を採用しており、これにより当行の長期にわたる財政の持続可能性の確保に対するリスクが軽減される。当行は、オンバランスシート及びオフバランスシート両方の取引に起因してCEBの事業から生じる全てのリスクを認識、査定、監視、報告、緩和及び統制するための包括的なリスク管理枠組みを開発、導入した。

ーリスク体制

リスク及び統制局(R&C)は、CEB内部におけるリスク管理の枠組みの実行について責任を負っており、他の運営局及び事業局から独立し、総裁に対して直接報告を行う。R&C局内部の部署は、特定のリスク分野（信用リスク、オペレーショナルリスク、金融取引、デリバティブ及び担保管理）に特化している。

2018年12月31日現在、財務総局の資産及び負債管理局(ALM)は、当行に生じた市場リスク管理(金利及び為替)及び流動性リスクについて責任を負う。

－意思決定委員会

当行は、各分野でリスク管理方針の設定及び監視について責任を負う異なる意思決定委員会を設置している。総裁はこれら全ての委員会の議長を務める。

- －信用リスク委員会(CRC)は、週に1度開催され、内部信用リスクの分析と勧告に基づき、貸付及び資金エクスポージャーに関する与信決議を行う。また、特別CRCは、拡張された委員会において特定の議題を取り扱うために必要に応じて開催される。
- －資産及び負債委員会(ALCO)は、貸借対照表全体を通じた金利、為替及び流動性リスクの将来的な予測に基づき、戦略的な志向及び意向を形成するために1ヶ月に1度又は必要に応じてより高い頻度で開催される。加えて、四半期に1度は「特別ALCO」が、ALM及び資金調達に関する課題に対処する。
- －オペレーショナルリスク及び組織委員会(CORO)は、CEBのオペレーショナルリスクに関する課題を半年に1度検討し、これらのリスクを軽減、監視及び規制するための十分な方法が採られていることを確認する。
- －IT運営委員会は、情報システムの問題を見直し、業務の回復性及び事業の継続性を確保するために適切な措置を講じる。さらに、IT関連の決定が事業の利害関係及び優先事項と適切に合致することを十分に確保するために、ITのガバナンス機関は、副総裁が委員長を務めるITプロジェクト委員会の設立により2015年に強化され、これにより、定期会合を通じて、当行が事業要件を予測し、ITに関する共有ビジョンを発展させることが可能となった。

－統制機関

内部監査(IA)は、CEBの内部統制システムにおける、常設の独立した機能である。IAの目的は、総裁及びCEBの統制機関に対し、事業及び運營業務が効率的に行われ、管理されていることについて独自のかつ客観的な保証を提供することである。IAは、CEBの活動が、既存の政策、手続及びベストプラクティスとの適合性のもと行われているかを検査し、またそれらに関連するリスクの評価を行っている。さらに、CEBの運営に関して、将来的な改善の提案も行う。

最高コンプライアンス責任者事務局(OCCO)は、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与並びに脱税のリスク並びに誠実性、汚職問題及び詐欺問題への対処を課せられている組織単位である。OCCOの任務は、金融リスク及びレピュテーションリスクから当行を保護すること、企業倫理規範を促進すること並びにCEBのコンプライアンスリスクの効率的な管理について自主的に貢献することである。OCCOの主な活動は、運営及び取引相手方に対する誠実性のデュー・ディリジェンスによるチェックの実施、当行の金融及びローン事業における誠実性の保護並びに当行の基準及び方針に対する違反により生じるリスクからの職員及び合議制組織の誠実性及び義務論の保護である。また、OCCOは、調達方法の選択手続が内部規則に沿っていることの確認を行う。

コンプライアンス・ユニットの最高情報セキュリティー責任者(CISO)は、CEBの情報資産及び技術が適切に保護されていることを確保する。CISOは、セキュリティーポリシーの設定、セキュリティーの枠組みの設計、並びにCEB全体の情報及び情報技術(IT)リスク軽減のための手続の特定、開発、導入及び維持に関して責任を負う。CISOは、事故への対応、適切な基準及び統制の設定、セキュリティー技術の管理、セキュリティーに対する認識の向上、並びに情報セキュリティーポリシー及び手続が適用されていることの確認を行う。

監査委員会は、理事会によって加盟国から交代で選任される任期3年の代表者3名(退任者はアドバイザーとして引き続き任期1年で留任する。)で構成され、当行の収支決算を検査し、その正確性を確認する。監査委員会の報告書は、その抜粋が財務書類に添付される他、毎年財務書類が承認のため提出される際に、当行の監督機関に提出される。

外部監査人は、監査委員会の意見及び管理委員会の推薦に基づき、入札手続の後に、理事会により任期4年で任命され、任期は3年に1度更新することができる。外部監査人は、当行の財務書類のIFAC専門監査基準に従った監査並びに内部統制及びリスク管理のプロセスの審査を行う責任を負う。外部監査人は、意見報告書を含む多岐に亘る報告書を起草する。

さらに、当行はフィッチ・レーティングス、ムーディーズ及びスタンダード・アンド・プアーズの3つの国際的な格付機関による評価を受ける。これらの格付機関は毎年、当行の財務状況及び長期的な信頼性を詳細に分析し、格付を付与する。

ーリスク管理に関する内部報告及び外部報告

リスク及び統制局は週に1度、融資活動及び財務活動に関する信用リスクについて、信用リスク委員会に対して報告する。

1ヶ月ごとに、財務総局は、市場リスク、すなわち金利リスク、通貨リスク及び流動性ポジションについて、資産及び負債委員会に報告する。

管理委員会及び理事会に提示される四半期リスク管理報告書は、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスクといった主なリスクに対するCEBのエクスポージャー及び内部で定義される健全性の枠組みの変更について株主に情報を提供する。

リスク管理の外部報告に関しては、当行は格付機関に対してその毎年の評価のために広範な情報を提供する。また、米国証券取引委員会に提出された発行登録書との関係で、18-K様式により作成されたCEBの年次報告書にも、当行のリスク管理の情報が含まれている。

最終的に、CEBの総裁年次財務報告書には、当行において実施されているリスク管理のプロセス及び実務について公平な見解が示されており、そのリスクのエクスポージャーについての詳細なデータが提供されている。

1. 信用リスク

ー評価過程の概要

信用リスクは、銀行借入人又は取引相手方が合意した条件に従ってその義務を履行しないことにより生じる潜在的な損失と定義される。当行は、借入人及び財務上の取引相手方が契約上の義務について債務不履行となる可能性があるか、又は当行の投資の価値が損なわれる可能性があるため、融資活動及び財務活動の両方において信用リスクにさらされている。また、当行の資本又は貸倒損失に係る引当金に対して悪影響を及ぼす可能性がある格付の引下げにより、信用リスクが生じることがある。決済リスク及び未決済リスクもまた、信用リスクに含まれる。同様に、担保リスクも信用リスクの一部とされる(担保は、本質的には信用リスクを軽減させる手段である。)。概して、信用リスクは、融資先又は取引の信用エクスポージャーの値と信用の質の関数である。

ー信用リスクの特定及び評価

信用リスク管理は、当行のバランスシート及びオフバランスシート上の事業における当行の融資及び資金運用活動から生じる全ての商品及び活動に内在する全ての信用リスクの潜在的な要因を特定する。当行は、新たな商品及び活動が導入又は実施される前に、これらに係るリスクが適切なリスク管理の手続及び

統制に服することを確認する。信用リスクは、格付の引下げ、支払義務に係る(クロス)デフォルトの形で発生するか、又は取引の決済手続に際して発生する可能性がある。

信用リスクは、リスク原則に従って信用取引が遂行されていることの確保のために適切な内部管理を実施し、また借入人又は仲介者との関係による影響を受けることなく独立した判断を下すことができるよう、融資又は財務の担当者から独立して、信用リスク管理局(CRD)(リスク及び統制局)によって評価される。信用エクスポージャーは、毎日測定、監視及び統制される。信用制限の違反(もしあれば)は、上級管理職に報告される。

内部信用格付は、当行の独立した内部の信用リスク評価の結果を示すものである。内部信用格付は、支払義務を全額、また適時に履行することに係る借入人の能力及び意思に関する意見である。かかる内部信用格付は、通常、リスク要因の質的及び量的な評価並びに最終的に不履行の原因となる可能性のある潜在的なシナリオに基づく。内部信用格付は、財務総局並びに貸付及び社会開発局の全ての取引相手方に対して指定される。当行は、当行が負う潜在的なリスクを適切に理解していることを確認しつつ、特定の取引、商品又は取引相手方に関して外部格付を利用することができる。当行の事業から発生する信用リスクを監視するために定められた限度は、定期的に検討される。内部格付の方法は、随時検討され、調整される。内部格付は、国際格付機関の格付の等級に従って格付けされ、そのため、各内部格付の等級は、以下の表に記載される格付の等級に対応する。

格付一覧表

投資適格格付			投資適格格付未満		
CEB 内部格付	長期		CEB 内部格付	長期	
	ムーディーズ	S&P／フィッチ		ムーディーズ	S&P／フィッチ
10	Aaa	AAA	5	Ba1	BB+
9.5	Aa1	AA+	4.5	Ba2	BB
9	Aa2	AA	4	Ba3	BB -
8.5	Aa3	AA -	3.5	B1	B+
8	A1	A+	3	B2	B
7.5	A2	A	2.5	B3	B -
7	A3	A -	2	Caa1	CCC+
6.5	Baa1	BBB+	1.5	Caa2	CCC
6	Baa2	BBB	1	Caa3	CCC -
5.5	Baa3	BBB -	0.5	Ca	CC
			0.25	C	C
			0	D	D

ー信用リスクの軽減

CEBは、取引残存期間中の信用リスク又は信用リスクの悪化を管理するため、信用リスクの軽減(CRM)手法を積極的に活用している。信用リスクの軽減手法としては、保証又は担保又は契約上の保護(契約上のコベナンツ)がある。

新規取引に関する信用リスクの軽減手法は、CRDによって提案され、信用リスク委員会の承認に服する。既存取引に関する信用リスクの軽減手法は、取引相手方に係る年次精査において信用リスク委員会に提示される。

新規プロジェクトに関する信用リスクは、評価手続において評価され、関連する内部委員会からの承認を必要とする。全てのプロジェクトは、管理委員会からの承認を得るために同委員会へ提出される。

管理委員会は、当行の財務及びリスク方針を通じて、財務活動の全体的な枠組みを設定する。この枠組み内で、財務取引は、GRDにより評価され、承認のため信用リスク委員会に提出される。

最後に、大口エクスポージャー及び集中に関する制限も決定され、信用リスク委員会に報告される。

－信用リスク・エクスポージャーの概要

以下の表は、2018年12月31日現在及び2017年12月31日現在における、当行の貸付及び社会開発局(貸付及び融資約定)並びに財務総局(預金、有価証券及びデリバティブ)の両方に対する信用リスク・エクスポージャーを示している。

(単位：百万ユーロ)

	2018年				2017年			
	AAA/AA	A/BBB	BIG	合計	AAA/AA	A/BBB	BIG	合計
貸 付	2,612	9,686	2,327	14,625	1,915	9,094	2,784	13,792
融資約定	1,392	4,012	588	5,992	1,150	2,568	1,043	4,761
預 金	672	1,159		1,831	902	1,702		2,605
有価証券	4,422	1,597		6,019	3,779	1,787		5,566
スワップ-アドオン	212	113		325	118	183		300
外国為替	45			45	5			5
スワップ担保- 正味現在価値を カバーしない	8	2		10	11			11
合 計	9,362	16,570	2,915	28,847	7,879	15,334	3,827	27,040

- ・ バーゼル委員会が推奨する格付(2番目に高い格付)又は(国際格付機関に格付を付与されていない場合には)内部格付
- ・ 貸付及び融資約定は、CRM後に報告される。
- ・ 貸付、預金及び有価証券は、額面価格で、未収利息を除き、報告される。

貸付及び社会開発局の活動

－貸付事業

貸付事業における信用リスクは、主に銀行借入人又は取引の相手方による契約上の義務の不履行又は格付の引下げから生じる。

－貸付ポートフォリオ

2018年12月31日現在、貸付残高は2017年度末と比較して6.0%増加し(833百万ユーロのプラス)、14.6十億ユーロとなった。2018年度において、2017年度の場合と同じく、不払いは記録されていない。

以下の表は、貸付ポートフォリオの取引相手方の格付及び属性別のリスク特性である。

(単位：百万ユーロ)

	2018年				2017年			
	AAA/AA	A/BBB	BIG	合計	AAA/AA	A/BBB	BIG	合計
ソブリン、国有 金融機関及びIFIs 準ソブリンの団体	759	4,624	2,164	7,547	270	4,089	2,602	6,961
及び金融機関	1,618	1,967	10	3,596	1,479	1,876	14	3,369
その他金融機関	175	3,094	21	3,290	106	3,129	23	3,257
非金融機関	60		132	192	60		145	205
合 計	2,612	9,686	2,327	14,625	1,915	9,094	2,784	13,792

- ・ バーゼル委員会が推奨する格付(2番目に高い格付)又は(国際格付機関に格付を付与されていない場合には)内部格付
- ・ 額面価格で、未収利息を除き、CRM後に報告された貸付

貸付ポートフォリオの大部分について、信用補完(担保及び保証)により、信用リスクの質が高まっている。2018年度末現在、当行は、貸付ポートフォリオに関して、6.5十億ユーロの保証及び0.5十億ユーロの担保を保有している。

貸付残高のリスクの分析結果に対する信用補完の影響は以下に示される。

(単位：百万ユーロ)

	2018年				2017年			
	補完前 金額	%	補完後 金額	%	補完前 金額	%	補完後 金額	%
AAA/AA	1,911	13%	2,612	18%	1,257	9%	1,915	14%
A/BBB	8,273	57%	9,686	66%	7,906	57%	9,094	66%
BIG	4,441	30%	2,327	16%	4,629	34%	2,784	20%
合 計	14,625	100%	14,625	100%	13,792	100%	13,792	100%

- ・ パーゼル委員会が推奨する格付(2番目に高い格付)又は(国際格付機関に格付を付与されていない場合には)内部格付
- ・ 額面価格で、未収利息を除き、報告された貸付

2018年12月31日現在、投資適格に格付されたCRM後の貸付残高は、貸付ポートフォリオ合計の84.1%であった(2017年度末は79.8%)。国際格付機関による格付を付与されていない取引相手方に対する貸付残高は、ポートフォリオ合計に対してCRM前は4.4十億ユーロ又は29.9%、CRM後は946百万ユーロ又は6.5%であり、内部格付は、1.5から9.5の範囲に及ぶ。外部格付を付与されていない取引相手方に対する貸付残高は、CRM前は60.8%が(内部格付により)投資適格に格付され、CRM後は96.2%が(内部格付により)投資適格に格付された。

以下の表は、残存期間別の貸付残高の内訳を示している。

(単位：百万ユーロ)

満期	2018年	%	2017年	%
1年以下	2,119	14%	1,858	13%
1年超5年以下	5,554	38%	7,087	51%
5年超10年以下	3,989	27%	3,070	22%
10年超20年以下	2,783	19%	1,702	12%
20年超	180	1%	75	1%
合 計	14,625	100%	13,792	100%

- ・ 額面価格で、未収利息を除き、報告された貸付

以下の表は、格付別及び国別の貸付残高(CRM後)の内訳を示している(ソブリン格付(のみ)ではなく、取引相手方の格付を反映している。)

	2018年				2017年			
	AAA/AA	A/BBB	BIG	合 計	AAA/AA	A/BBB	BIG	合 計
対象国								
ポーランド		1,690		1,690		1,593		1,593
トルコ			1,415	1,415			1,358	1,358
ルーマニア		598		598		679		679
ハンガリー		595		595		669		669
キプロス		484		484			521	521
スロバキア共和国		450		450		460		460
クロアチア			336	336			338	338
チェコ共和国	18	217		235		209		209
リトアニア		202		202		188		188
ブルガリア		197		197		173		173
セルビア			107	107			96	96
アルバニア			99	99			96	96
北マケドニア			89	89			89	89
スロベニア		50	21	71		27	23	50
ボスニア・ヘルツェゴビナ			59	59			49	49
モルドバ共和国			28	28			29	29
モンテネグロ			28	28			21	21
ラトビア		15		15		19		19
エストニア	11			11		14		14
マルタ						8		8
小 計	29	4,499	2,182	6,710		4,038	2,618	6,656
非対象国								
スペイン		1,950	10	1,961		2,017	14	2,031
フランス	361	1,497	34	1,892	308	1,453	38	1,799
ベルギー	279	651		930	294	710		1,004
ドイツ	803	25		827	768	18		786
オランダ	672			672	280	58		338
イタリア		435		435		327		327
フィンランド	326	87		412		215	6	221
アイルランド		288		288		209		209
ポルトガル		201	2	203	161			161
アイスランド		8	98	106		11	107	118
スウェーデン	105			105	56			56
オーストリア ⁽¹⁾		45		45	47			47
デンマーク	33			33		38		38
超国家	5			5	1			1
小 計	2,584	5,187	145	7,915	1,915	5,056	165	7,136
合 計	2,612	9,686	2,327	14,625	1,915	9,094	2,784	13,792

- ・ 額面価格で、未収利息を除き、CRM後に報告された貸付
- ・ パーゼル委員会が推奨する格付(2番目に高い格付)又は(国際格付機関に格付を付与されていない場合には)内部格付

注(1) CEBの非加盟国：CEBの加盟国において実施予定だが、オーストリアの取引相手方によって保証される予定の事業

一事業の残存高/融資約定

事業の残存高には、管理委員会が承認し、かつ未融資の全ての事業が含まれる。融資約定は、融資を要する事業で、そのための枠組融資契約が締結されている。事業の残存高は、2018年12月31日現在7.9十億ユーロ(2017年12月31日は7.0十億ユーロ)となり、87.7%(2017年12月31日は82.8%)は、投資適格に格付された。

(単位：百万ユーロ)

	2018年				2017年			
	AAA/AA	A/BBB	BIG	合計	AAA/AA	A/BBB	BIG	合計
事業の残存高	1,796	5,128	967	7,891	1,717	4,066	1,198	6,981
融資約定	1,392	4,012	588	5,992	1,150	2,568	1,043	4,761

- ・ パーゼル委員会が推奨する格付(2番目に高い格付)又は(国際格付機関に格付を付与されていない場合には)内部格付
- ・ 将来のCRMを考慮して報告された融資約定

融資約定は、2018年12月31日現在6.0十億ユーロ(2017年12月31日は4.8十億ユーロ)となった。2018年12月31日現在、融資約定のうち90.2%が投資適格に格付された(2017年12月31日は78.1%)。

以下の表は、CEBの加盟国内の取引相手方ごとの、信用格付別のCRM後の融資約定の内訳である(ソブリン格付(のみ)ではなく、取引相手方の格付を反映している。)。

(単位：百万ユーロ)

	2018年				2017年			
	AAA/AA	A/BBB	BIG	合計	AAA/AA	A/BBB	BIG	合計
対象国								
ポーランド		678		678		487		487
ルーマニア		278		278		298		298
チェコ共和国		75		75		75		75
スロバキア		187		187		219		219
共和国								
セルビア			62	62			81	81
トルコ			165	165			370	370
ブルガリア		150		150		200		200
ハンガリー		124		124		30		30
キプロス		119		119			133	133
クロアチア			57	57			95	95
リトアニア		77		77		65		65
スロベニア		25		25				
北マケドニア			69	69			143	143
ボスニア・ヘルツェゴビナ			53	53			57	57
モルドバ共和国			51	51			40	40
ラトビア		35		35		50		50
モンテネグロ			38	38			16	16
マルタ								
アルバニア			21	21			34	34
ジョージア			14	14			14	14
小 計		1,747	529	2,276		1,424	983	2,407
非対象国								
ドイツ	550	3		553	564	12		576
フランス	290	245	59	595	165	298	60	523
スペイン		819		819		315		315
イタリア		535		535				
ポルトガル		211		211		159		159
ベルギー		100		100		100		100
スウェーデン	312			312	160			160
オランダ	207			207	200			200
アイルランド		205		205		255		255

フィンランド	30	80	110	60	60
オーストリア		63	63		
超国家	3		3	1	1
アイスランド		5	5	5	5
小 計	1,392	2,265	59	1,150	1,143
合 計	1,392	4,012	588	1,150	2,568

- ・ パーゼル委員会が推奨する格付(2番目に高い格付)又は(国際格付機関に格付を付与されていない場合には)内部格付
- ・ 将来のCRMを考慮して報告された融資約定

財務総局の活動

一資金運用事業

資金運用事業に係る信用リスクは、主に、預金、有価証券への投資及びヘッジ目的でのデリバティブ取引の開始により生じる。

以下の表は、融資事業に対するエクスポージャーの取引別の内訳である。

	2018年	(単位：百万ユーロ) 2017年
預 金	1,831	2,605
有価証券	6,019	5,566
スワップ-アドオン	325	271
外国為替	45	5
スワップ-		
正味現在価値を		
カバーしない	10	16
合 計	8,230	8,463

一預金

財務・金融ポートフォリオは、「ノストロ」勘定、1年以下の銀行預金、デリバティブの担保として受領した現金及び(リバース)買戻条件付売却(レポ)取引等の短期のものから構成される。レポ取引は、全ての要求通貨の日々のキャッシュ・フロー管理を目的としている。適格な取引相手方は、3ヶ月以下の投資については最低限6.5(BBB+)、また3ヶ月超1年以下の投資については最低限7.0(A-)の内部格付を有していなければならない。

以下の表は、預金の種類別及び信用格付別の内訳である。

	2018年					(単位：百万ユーロ) 2017年				
	AAA	AA	A	BBB	合計	AAA	AA	A	BBB	合計
ノストロ	242	110	118	2	473	361	80	104	8	554
金融市場		320	995	43	1,358		461	1,260	330	2,051
合 計	242	430	1,113	46	1,831	361	541	1,364	338	2,605

- ・ パーゼル委員会が推奨する格付(2番目に高い格付)又は(国際格付機関に格付を付与されていない場合には)内部格付
- ・ 額面価格で、未収利息を除き、報告された預金

以下の表は、金融市場の満期別及び信用格付別の内訳である。

	2018年					(単位：百万ユーロ) 2017年				
	AAA	AA	A	BBB	合計	AAA	AA	A	BBB	合計
1ヶ月以下		170	510	2	683		101	75	330	506
1ヶ月超3ヶ月以下		50	179	41	270		40	680		720

3ヶ月超6ヶ月以下	50	305	355	320	505	825
1年以下	50		50			
合 計	320	995	43 1,358	461	1,260 330	2,051

- ・ パーゼル委員会が推奨する格付(2番目に高い格付)又は(国際格付機関に格付を付与されていない場合には)内部格付
- ・ 額面価格で、未収利息を除き、報告された預金

一有価証券ポートフォリオ

当行は、3つの有価証券ポートフォリオとして、**短期流動性ポートフォリオ**(最長満期1年の短期有価証券)、**中期流動性ポートフォリオ**(1年超最長15年の満期)及び**長期ポートフォリオ**(1年超最長30年の満期)を管理している。適格な取引相手方は、最長満期3ヶ月のものについては、ソブリンは最低6.0(BBB)及び金融機関は最低6.5(BBB+)の内部格付、満期が3ヶ月超2年以下の投資(ソブリン、準ソブリン、機関、超国家及び金融機関により発行された債券)については最低7.0(A-)の格付並びに2年超の投資については、最低8.0(A+)の格付を有していなければならない。

以下の表は、有価証券ポートフォリオをポートフォリオ別、満期別及び格付別に示している。

(単位：百万ユーロ)						(単位：百万ユーロ)					
	2018年						2018年				
	AAA	AA	A	BBB	合計		AAA	AA	A	BBB	合計
長期ポートフォリオ	679	1,264	40	50	2,033	1年以下	137	759	1,313	150	2,359
中期ポートフォリオ	384	1,565	45	0	1,994	1年超	35	369	45		449
短期ポートフォリオ		530	1,313	150	1,992	2年以下					
						2年超	283	672		50	1,005
						5年以下	608	1,559	40		2,207
合 計	1,063	3,359	1,397	200	6,019	5年超					
						合 計	1,063	3,359	1,397	200	6,019

- ・ パーゼル委員会が推奨する格付(2番目に高い格付)又は(国際格付機関に格付を付与されていない場合には)内部格付
- ・ 額面価格で報告され、未収利息を除く、有価証券

以下の表は、有価証券ポートフォリオの(取引相手方の)国別及び信用格付別の内訳である。

(単位：百万ユーロ)										
	2018年					2017年				
	AAA	AA	A	BBB	合計	AAA	AA	A	BBB	合計
加盟国										
フランス		1,752	450		2,203		1,745	792		2,537
オランダ	234	80	187		501	259	193	34		486
ドイツ	154	295	5		453	154	240	25		418
ベルギー		48	203		251		10	310		320
スペイン			85		85				207	207
イタリア				200	200				150	150
フィンランド		126			126		76			76
ノルウェー	67				67	69				69
チェコ共和国		46			46			46		46
ルクセンブルク	42				42	42				42
スイス		280	68		348			25		25
スウェーデン		157			157		8			8
小 計	497	2,782	998	200	4,477	524	2,271	1,232	357	4,384
超国家	566	179			746	566	179			746
小 計	566	179			746	566	179			746
ヨーロッパ										
英国			329		329			199		199
オーストリア		88			88		88			88
小 計		88	329		417		88	199		287

その他										
オーストラリア	180				180	62				62
カナダ	92				92	50				50
米国			23		23					
日本			48		48					
ニュージーランド	38				38	38				38
小 計	309	71			380	150				150
合 計	1,063	3,359	1,397	200	6,019	1,091	2,688	1,431	357	5,566

- ・ パーゼル委員会が推奨する格付(2番目に高い格付)又は(国際格付機関に格付を付与されていない場合には)内部格付
- ・ 額面価格で報告され、未収利息を除く、有価証券

ーデリバティブ

CEBは、その貸付、投資及び資金調達取引に関する市場リスクをヘッジするために、金利スワップ(IRS)及び通貨金利スワップ(CIRS)を使用する。

デリバティブ取引には、信用リスク委員会による発行体である取引相手方の信用度の事前承認並びに取引相手方との間でのISDAマスターアグリーメント及びCSA(クレジット・サポート・アネックス)担保契約の締結が必要とされる。スワップ取引の取引相手方は、新規スワップ取引の開始日において最低6.5(BBB+)の格付を必要とする。現金又は負債性証券は、適格な担保となる。適格負債証券の担保として受領されるためには、当該債券の格付は最低7.0(A-)でなければならない。スワップ取引は全て正味現在価値で評価されており、取引相手方ごとのポジションの監視が毎日行われているため、毎日から月に3回までのCSAのマージン・コール・オプションに従って、追加担保を要求することができる。CEBは、そのスワップ関連の枠組みにおいて、関係する全てのデリバティブの取引相手方とCSA担保契約を締結した。

市況に適応するため及び最善の資金調達コストを確保するため、当行は現在、複数の取引相手方と、現在の一方的CSAを完全な双方向的に変更させるべく交渉中である。当行は既に6つの取引相手方と完全な双方向的CSAを締結した。これは、NPVがこれら取引相手方に有利である場合、当行は担保を差し入れる必要があり、それゆえに潜在的な資金需要を増加させることを暗示する。

2018年12月31日現在、デリバティブの信用リスク・エクスポージャーには、325百万ユーロ(2017年度は300百万ユーロ)のスワップ(アドオン)及び10百万ユーロ(2017年度は11百万ユーロ)の信用補完を受けたカバーされていないNPV(正味現在価値)が含まれている。2018年度末、当行は、担保として現金(84%)並びに国債(16%)の460百万ユーロを受領した。

以下の表は、スワップ金額の種類別及び満期別の内訳である。

(単位：百万ユーロ)

	2018年					2017年				
	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	合計	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	合計
合計(a)	3,525	13,823	7,437	2,822	27,607	4,655	12,977	5,943	2,763	26,338
通貨スワップ	3,108	5,894	616	210	9,828	2,938	7,033	706	292	10,969
金利スワップ	417	7,929	6,821	2,612	17,779	1,718	5,944	5,237	2,470	15,368
このうち担保付(b)	3,525	13,823	7,437	2,822	27,607	4,655	12,977	5,943	2,763	26,338
(b)/(a)	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

ー集約ー大口エクスポージャー

集約リスクは、特定の国若しくは債務者又は特定の種類の商品若しくは個別の取引に対する配分が、ポートフォリオに占める割合に対して高すぎることから生じる。大口エクスポージャーとは、単一の取引相手方又は関連する取引相手方のグループに対する全体的なエクスポージャー(貸付、有価証券、預金及び

デリバティブ)で、健全性株主資本(払込済資本金、準備金及び純利益)の10%を超過しているものである。

2018年12月31日現在の健全性株主資本は、合計3.1十億ユーロである。

CEBは、バーゼル委員会の勧告及び欧州連合指令の基準に沿って、単一の取引相手方又は関連する取引相手方のグループに対するエクスポージャーが健全性株主資本の25%の上限を超えることがなく、また大口エクスポージャーの累計が健全性株主資本の800%を超えることがないように努めている。ソブリン・エクスポージャーは、大口エクスポージャーの計算からは除外される。

2018年12月31日現在、エクスポージャーが健全性株主資本の10%、すなわち306百万ユーロを超える11の取引相手方又は取引相手方のグループが存在しているため、これらは大口エクスポージャーであるとなみなされている(2017年度は13の取引相手方)。しかしながら、2017年度と同様、いずれの取引相手方又は関連する取引相手方のグループもCEBの健全性株主資本の25%の上限を超えていない。2018年12月31日現在、これらの取引相手方に対する貸付残高合計は4.7十億ユーロに達しており、CEBの健全性株主資本の152%に相当するが、上限である800%を大幅に下回っている(2017年度は5.7十億ユーロ、すなわち190%)。

エクスポージャーをリスクで加重した場合、1つの取引相手方のみが、合計325百万ユーロで10%の健全性株主資本の上限を超過した(2017年度は3つの取引相手方及び1十億ユーロ)。

(単位: 百万ユーロ)

取引相手方	2018年				
	貸付(a)	財務活動(b)	エクスポージャー合計 (a)+(b)	リスク加重 資産	株主資本の エクスポ ージャー %
1 ソシエテ・ジェネラル (SOCIETE GENERALE)	596	55	651	325	21%
2 クレディ・アグリコルSA (CREDIT AGRICOLE S.A.)	525	17	541	271	18%
3 ワロン地方	520		520	104	17%
4 ブランデンブルグ州	425		425		14%
5 バンコ・ビルバオ・ビスカヤ・アルヘンタリア・SA (BBVA MADRID)		389	389	198	13%
6 オランダ自治体金融公庫(BNG BANK N.V)	300	93	393		13%
7 BPCE	296	83	379	190	12%
8 BNPパリバ (BNP PARIBAS)	45	317	362	181	12%
9 欧州投資銀行 (EUROPEAN INVESTMENT BANK)		344	344		11%
10 バンク・ペカオ・SA (BANK PEKAO SA)	325		325	163	11%
11 ロイズ・バンキング・グループPLC (LLOYDS BANKING GROUP PLC)		325	325	163	11%
合 計	3,033	1,621	4,654	1,593	

(単位: 百万ユーロ)

取引相手方	2017年				
	貸付(a)	財務活動(b)	エクスポージャー合計 (a)+(b)	リスク加重 資産	株主資本の エクスポ ージャー %
1 ソシエテ・ジェネラル (SOCIETE GENERALE)	589	80	669	421	22%
2 BPCE	341	228	569	309	19%
3 BNPパリバ (BNP PARIBAS)	51	483	535	267	18%
4 ワロン地方	510		510	102	17%
5 クレディ・アグリコルSA (CREDIT AGRICOLE S.A.)	474	31	506	304	17%
6 フランス相互信用連合銀行 (BANQUE FEDERATIVE DU CREDIT MUTUEL)		399	399	199	13%
7 ブランデンブルグ州	390		390		13%
8 HSBCバンクPLC (HSBC BANK PLC)		387	387	77	13%
9 欧州投資銀行 (EUROPEAN INVESTMENT BANK)		366	366		12%
10 コーペラティブ・ラボバンクUA (COOPERATIEVE RABOBANK UA)	50	312	362	82	12%
11 ロイズ・バンクPLC (LLOYDS BANK PLC.)		350	350	175	12%
12 総合貯蓄銀行 (POWSZECHNA KASA OSZCZEDNOSCI BANK)	307		307	179	10%
13 KBCバンク(SA) NV (KBC BANK (SA) NV)	164	140	304	207	10%
合 計	2,876	2,777	5,653	2,323	

- ・ 額面価格で、未収利息を除き、CRM後(担保を付さない。)に報告された貸付
- ・ 「財務活動」には、有価証券、金融市場、ノストロ、スワップNPV及びスワップ(アドオン)が含まれる。

－CEBの公的部門に対するエクスポージャー(1)

下表は、公的部門の取引相手方に対するエクスポージャーの種類別(貸付金、有価証券)の内訳を示したものである。

	2018年			2017年		
	貸付金	有価証券	合計	貸付金	有価証券	合計
EU加盟国						
フランス	482	1,732	2,215	417	1,725	2,142
スペイン	1,503	85	1,588	1,445	207	1,652
ベルギー	843		843	850	10	860
ドイツ	803	448	1,251	768	393	1,161
キプロス	484		484	521		521
ポルトガル	203		203	221		221
フィンランド	372	76	448	282	76	358
イタリア	318	200	518	164	150	314
リトアニア	202		202	188		188
アイルランド	288		288	209		209
スロバキア共和国	403		403	406		406
オーストリア(2)					88	88
ルクセンブルク		42	42		42	42
スロベニア	50		50	27		27
マルタ				8		8
ラトビア	15		15	19		19
エストニア	11		11	14		14
オランダ	537	234	772	111	259	371
EU圏小計(a)	6,515	2,817	9,332	5,649	2,950	8,599
その他						
ポーランド	894		894	954		954
ハンガリー	595		595	669		669
ルーマニア	598		598	679		679
クロアチア	336		336	338		338
デンマーク	33		33	47		47
スウェーデン	105	8	112	56	8	64
チェコ共和国	30	46	76	17	46	63
ブルガリア	197		197	173		173
その他小計(b)	2,789	53	2,842	2,933	54	2,986
EU加盟国合計(a)+(b)	9,304	2,870	12,174	8,582	3,004	11,585
非EU加盟国						
トルコ	1,415		1,415	1,358		1,358
アルバニア	99		99	96		96
オーストリア		88	88			
セルビア	107		107	96		96
北マケドニア	89		89	89		89
ボスニア・ヘルツェゴビナ	59		59	49		49
ニュージーランド		38	38		38	38
モルドバ共和国	28		28	29		29
モンテネグロ	28		28	21		21
日本		48	48			
アイスランド	8		8	11		11
非EU加盟国小計(c)	1,834	173	2,007	1,748	38	1,785
超国家機関	5	746	751	1	746	747
超国家機関小計(d)	5	746	751	1	746	747
合計(a)+(b)+(c)+(d)	11,143	3,789	14,932	10,330	3,787	14,117

- ・ 額面価格で、未収利息を除き、報告された貸付
- ・ 額面価格で、未収利息を除き、報告された有価証券

注(1) 公的部門には、国家、地域及び地方政府、政府系金融機関並びに特別金融機関が含まれる。

(2) CEBの非加盟国：貸付金に係る保証及び担保の受領

2. 市場リスク及び流動性リスク

市場リスク及び流動性リスクの管理原則

規制に対する期待の高まり及び歴史的な低金利を背景に、CEBは、慎重なアプローチを維持しつつも、投資機会の多様化及び短期財務管理の最適化を継続して行った。金融及びリスクの方針は、ユーロ相場の悪環境による影響を、特に短期のものにおいて、当行が多様化する取引相手方及び発展する革新活動(短期国債における動的戦略や逆レポ)により部分的に軽減させることを許可している。

金利リスク

金利リスクとは、金利の不利な変動に対する当行の経済価値又は実績のエクスポージャーとして定義される。資金利用(貸付、有価証券及び預金)及び資金源(借入金)に係る金利の種類又はその調整頻度の間の経時的な非対称性が存在するときに、金利リスクへのエクスポージャーが発生する。

CEBの資産及び負債管理戦略は、持続可能な収益特性を維持し、かつ当行の経済価値の変動を抑制することである。CEBは、その成長のための自己金融を制限するために、収益安定性を優先させることを選択している。そうするために、CEBは自己資金を幾分長期の満期で投資している。

当行は、自己資金に係る期間目標とは別に、取引高、通貨及び金利の特徴の点における資産と負債との不整合を健全な範囲内に収めている。当行は、それが可能な場合にはナチュラルヘッジを行い、必要に応じて、ヘッジ目的に限定して、主に金利スワップ及び通貨スワップといったデリバティブ商品を使用する。

当行は、バーゼル委員会の勧告に従い、当行の利益及び経済価値の両方に対する金利変動の影響を測定するための指標を定め、制限を設定している。主要な指標は、ギャップ分析(金利ギャップ及び指数ギャップ)、経済価値感応度並びに収益感応度である。

金利ギャップ

金利ギャップは、金利リスクに対するCEBの静的なエクスポージャーを長期間にわたりグラフで測定する。

指数ギャップ

指数ギャップは、満期が異なる資産と負債との間の金利の不整合の頻度を測定する。当行は、主に、経済価値及び収益感応度に悪影響を及ぼしうる、一方の満期の他方の満期に対する隔たり(主にEur6Mに対するEur3M)に対するエクスポージャーを監視するために、指数ギャップを使用する。

経済価値感応度

経済価値は、自己資金を含む全ての資産、負債及びオフバランスシート項目に関して予測されるキャッシュ・フローの正味現在価値として定義される。

経済価値感応度は、自己資金に係る期間により決定される構造的な想定金利リスクと貸借対照表上の実際の金利リスクとの間の隔たりを測定する。

ストレス・シナリオでは、カーブ又はカーブ形状の変化(ねじれ)に対して、 $\pm 10\text{bps}$ 、 $\pm 100\text{bps}$ 及び $\pm 200\text{bps}$ の平行移動によるショックが適用される。

$\pm 10\text{bps}$ のショックに対する経済価値感応度は、自己資金の0.5%までに制限されている。2018年12月31日現在、 $+10\text{bps}$ の金利ショックに対する経済価値感応度は-1.1百万ユーロであった。

収益感応度

当行は、将来の12ヶ月間にわたり、市場金利の不利な変動に起因する収益の変動性を動的基準で評価する。

動的な仮定では、必要な場合は随時季節性の影響を反映させて、株式の特徴を再現する。

ストレス・シナリオは、市場金利カーブに平行移動によるショックを適用させて決定される。

当行の収益感応度は、 $\pm 10\text{bps}$ の金利変動に対して自己資金の0.08%までに制限されている。

(単位：千ユーロ)		
	パラレル・トランスレーション +10bps	パラレル・トランスレーション +100bps
2018年12月31日現在の 予測正味金利差益の感応度	(0.557)	(0.962)

2018年12月31日現在の資産、負債及びオフバランスシート項目の金利種別内訳

以下の表は、CEBの貸借対照表上の活動の全てを示している。この表は、金利種別(固定金利及び変動金利)の資産及び負債の内訳により、当行の会計年度末日時点の金利リスク及びそのヘッジについて静的な観点を提供し、金利リスクのヘッジ効果の概要を示している。

(単位：千ユーロ)											
2018年 12月31日 現在 金利種別	ヘッジ前			ヘッジ商品			ヘッジ後				
	残	高	未収利息	合	計	残	高	未収利息	合	計	
資 産											
固定金利	16,659,976		82,579	16,742,555		(8,678,041)	132,172	(8,545,869)	7,981,935	214,751	8,196,686
予定残高	15,119,793		82,579	15,202,372		(8,678,041)	132,172	(8,545,869)	6,441,752	214,751	6,656,503
未定残高	1,540,183			1,540,183					1,540,183		1,540,183
変動金利	7,461,144		3,109	7,464,253		8,677,291	9,759	8,687,050	16,138,435	12,868	16,151,303
予定残高	7,093,674		3,220	7,096,894		8,677,291	9,759	8,687,050	15,770,965	12,979	15,783,944
未定残高	367,470		(111)	367,359					367,470	(111)	367,359
資産合計	24,121,120		85,688	24,206,808		(750)	141,931	141,181	24,120,370	227,619	24,347,989
負 債											
固定金利	(23,361,175)		(136,566)	(23,497,741)		17,846,542	(46,413)	17,800,129	(5,514,633)	(182,979)	(5,697,612)
予定残高	(18,853,590)		(136,566)	(18,990,156)		17,846,542	(46,413)	17,800,129	(1,007,048)	(182,979)	(1,190,027)
未定残高	(4,507,585)			(4,507,585)					(4,507,585)		(4,507,585)
変動金利	(615,639)		163	(615,476)		(18,031,982)	(2,919)	(18,034,901)	(18,647,621)	(2,756)	(18,650,377)
予定残高	(110,399)			(110,399)		(18,031,982)	(2,919)	(18,034,901)	(18,142,381)	(2,919)	(18,145,300)
未定残高	(505,240)		163	(505,077)					(505,240)	163	(505,077)
負債合計	(23,976,814)		(136,403)	(24,113,217)		(185,440)	(49,332)	(234,772)	(24,162,254)	(185,735)	(24,347,989)

2018年12月31日現在、ヘッジ前の固定金利資産残高は16,660百万ユーロに達し、ヘッジ商品によってエクスポージャーは7,982百万ユーロに減少した。

かかるヘッジ後の7,982百万ユーロのエクスポージャーの内訳は、以下のとおりであった。

ー予定残高(6,442百万ユーロ)：主に、市場金利の変動に影響を受けず、固定金利とみなされる短期預金(1,358百万ユーロ)、固定金利の長期ポートフォリオ(2,182百万ユーロ)、固定金利の短期ポートフォリオ(1,883百万ユーロ)及び未ヘッジの固定金利貸付(964百万ユーロ)

ー未定残高(1,540百万ユーロ)：主に性質上補填できないスワップ変動及びノストロ

同じく、ヘッジ前の固定金利負債の23,361百万ユーロのエクスポージャーは、ヘッジ後5,515百万ユーロに減少した。

かかるヘッジ後の5,515百万ユーロのエクスポージャーは、以下によって構成されていた。

ーそれぞれ500百万ユーロに相当する1つの7年固定金利借入及び1つの10年固定金利借入、並びに1つの外国為替(7百万ユーロ)により構成される予定残高(1,007百万ユーロ)

ー自己資金、社会配当金勘定及び年金約定引当金(3,289百万ユーロ)、性質上補填できないスワップ変動(629百万ユーロ)並びに借入評価(430百万ユーロ)により主として構成される未定残高(4,508百万ユーロ)

ヘッジ後の固定金利資産及び固定金利負債の差額は2,499百万ユーロであり、これは主にデュレーションの小さい短期資産(短期預金、短期固定金利有価証券、ノストロ)で構成されていた。デュレーションが小さいことにより、これらがさらされる金利リスクはわずかである。

外国為替取引リスク

外国為替取引リスクとは、外国為替相場の不利な変動に起因する、オンバランスシート及びオフバランスシートのポジションに係る潜在的損失である。当行が保有する外国通貨のポジションは極めて少ないため、外国為替取引リスクは最小限である。

当行は、可能な場合にはナチュラルヘッジを行う。当行は、ヘッジ目的のみでデリバティブ商品を使用する。

当行は、月次で、いずれかの外国通貨の残存ポジションが1百万ユーロのカウンターバリューを超えたときに、スポット通貨売買を行う。

当行は、1通貨当りの日次エクスポージャーが、定められた外国通貨の限度を超えないようにしている。

(単位：千ユーロ)

通貨別内訳	資	産	負	債	デリバティブ 商品	純持高 2018年	資	産	負	債	デリバティブ 商品	純持高 2017年
英ポンド	99,768		1,950,387		1,851,543	924	105,321		2,137,700		2,033,262	883
スイスフラン	44,868		357,408		313,320	780	59,042		344,198		285,786	630
米ドル	149,947		5,707,169		5,557,930	708	164,599		6,695,384		6,531,598	813
日本円	269,261		(2)		(268,621)	642	7,312		37,411		30,813	714
その他の通貨	1,181,301		507,528		(673,051)	722	1,005,703		629,257		(375,893)	553
合 計	1,745,145		8,522,490		6,781,121	3,776	1,341,977		9,843,950		8,505,566	3,593

上記の表は、ヘッジ考慮後の残存外国為替取引へのエクスポージャーが著しくないことを示している。

流動性リスク

流動性管理は、特に、不利な市況により長期資金を入手することが困難又は不可能となった場合に、財務面での柔軟性保護に関して非常に重要な役割を果たす。

当行は、流動性管理により、時期を問わず、支払債務の期限到来時に確実に全額を支払うことができる。CEBは商業銀行とは異なり顧客預金を有しておらず、また中央銀行からのリファイナンスを利用することができないため、これは特に重要である。

全般的な健全性に関する目標として、当行は、市場を利用することができない期間が生じた場合でも持ちこたえ、また、極端な市場環境においても活動を継続することができるように、十分な流動性を維持している。

CEBの流動性リスクに対する耐性は、包括的なリスク指標に置き換えられ、適切な制限によって支えられている。その主要な指標は以下のとおりである。

1. **自給期間**：当行が、市場にアクセスせず、また市場で取引可能な流動資産の売却/回収を行うことなく、継続事業から生じるストレス付加後の想定支出純キャッシュ・フローを満たすことができる期間。
 2. **存続水準**：当行が、市場にはアクセスしないものの、市場で取引可能なストレス付加後の流動資産の売却/回収を含む継続事業から生じるストレス付加後の想定支出純キャッシュ・フローを満たすことができる期間。
- 流動性カーブに関して実施されたストレス・テストでは、借換の機会、信用格付及び満期に基づく、ある取引相手方の債務不履行の可能性を表す借入金及び有価証券に係る信用リスクの掛目、評価リスクを具体化した有価証券に係る流動性リスクの掛目に加え、格付、満期及び経済活動分野が考慮される。
3. 当行の短期流動性レベルは、健全性に関する**短期流動性比率**に従ったものである必要がある(健全性に関する比率を参照のこと)。

さらに、当行は、異なる資金調達シナリオに基づく流動性指標の変動を見積もることで、金額及び満期の点で借換プログラムを決定する。

CEBは、双方向的契約へ一方的スワップ契約を移行すること及び支出済融資額の増加の両方に関連する厳しい制限を背景とし、低い流動性リスクを維持している。

満期別の貸借対照表ポジション

2018年12月31日現在及び2018年1月1日現在の満期別の貸借対照表構造は、以下に示される。

(単位：千ユーロ)

	流動資産/負債残高			固定資産/負債残高		合計
	1ヶ月以下	1ヶ月超 3ヶ月以下	3ヶ月超 1年以下	1年超 5年以下	5年超	
2018年12月31日現在						
資 産						
現金及び中央銀行における残高	450,181					450,181
株主資本を通じて公正価値で測定する金融資産	179,080	1,058,316	1,005,353	904,985	1,021,696	4,169,429
償却原価での金融資産						
貸付金	59,751	171,919	1,874,552	7,742,822	5,671,462	15,520,506
前渡金	705,302	269,689	404,217			1,379,207
負債証券	5,620	4,464	213,615	871,653	1,521,927	2,617,280
差入保証金	367,359					367,359
資産小計	1,767,292	1,504,388	3,497,737	9,519,460	8,215,084	24,503,962
負 債						
償却原価での金融負債						
信用機関及び顧客への負債額	117,599	6,667	6,667	53,333		184,266
発行済負債証券	15,688	1,105,365	2,408,480	10,920,677	5,473,259	19,923,470
預かり保証金	387,572					387,572
社会配当金勘定	52,178					52,178
負債小計	573,037	1,112,031	2,415,147	10,974,011	5,473,259	20,547,486

オフバランスシート取引						
融資約定	(485,000)	(653,000)	(1,452,500)	(2,899,980)	(789,098)	(6,279,578)
定期性金融商品						
受取り	238,182	1,039,826	2,645,786	6,690,760	759,138	11,373,692
支払い	(236,279)	(1,060,660)	(2,558,526)	(6,484,936)	(909,405)	(11,249,806)
オフバランスシート取引						
小計	(483,097)	(673,834)	(1,365,240)	(2,694,156)	(939,365)	(6,155,692)
合計	711,158	(281,478)	(282,650)	(4,148,706)	1,802,460	(2,199,216)

(単位：千ユーロ)

	流動資産/負債残高			固定資産/負債残高		合計
	1ヶ月以下	1ヶ月超 3ヶ月以下	3ヶ月超 1年以下	1年超 5年以下	5年超	
2018年1月1日現在						
資 産						
現金及び中央銀行における残高	539,482					539,482
株主資本を通じて公正価値で測定する金融資産	687,092	515,452	654,887	841,387	1,003,358	3,702,176
償却原価での金融資産						
貸付金	52,380	140,052	1,826,486	7,445,594	5,196,351	14,660,864
前渡金	519,569	718,508	823,125			2,061,203
負債証券	5,620	56,714	63,615	917,720	1,699,541	2,743,211
差入保証金	237,636					237,636
資産小計	2,041,779	1,430,727	3,368,113	9,204,702	7,899,250	23,944,571
負 債						
償却原価での金融負債						
信用機関及び顧客への負債額	130,489	6,667	6,667	53,333	13,333	210,489
発行済負債証券	7,817	1,080,604	3,694,092	10,291,384	4,175,829	19,249,727
預かり保証金	352,735					352,735
社会配当金勘定	59,116					59,116
負債小計	550,157	1,087,271	3,700,759	10,344,718	4,189,163	19,872,067
オフバランスシート取引						
融資約定	(132,100)	(708,000)	(1,190,000)	(2,282,997)	(698,069)	(5,011,166)
定期性金融商品						
受取り	61,804	1,122,495	2,306,677	7,830,812	944,748	12,266,536
支払い	(61,184)	(997,210)	(2,120,546)	(8,050,556)	(1,057,080)	(12,286,575)
オフバランスシート取引						
小計	(131,479)	(582,715)	(1,003,869)	(2,502,740)	(810,401)	(5,031,205)
合計	1,360,142	(239,259)	(1,336,515)	(3,642,756)	2,899,687	(958,701)

定期性金融商品の各契約は、外国為替又は通貨スワップの場合、「受取り」の項と同時に「支払い」の項にも表示されている。

3. オペレーショナルリスク

CEBのオペレーショナルリスク管理方針は、オペレーショナルリスクの特定、評価、管理及び報告に係る手法を成文化する。これは、オペレーショナルリスクがCEB全体において有効かつ整合的に管理されることを確保する健全な実務について定めている。

オペレーショナルリスクとは、不適切又は機能不全の内部プロセス、人員及びシステム又は外部的事象を原因とする潜在的な損失リスクと定義され、これには法的リスクが含まれる。さらに、CEBは、その活動に関連した風評リスクを考慮する。

バーゼル委員会の勧告及び最良慣行の適用を慎重に選択することにより、当行は引き続き当行のオペレーショナルリスクの評価及び適切な緩和策の実施に真摯に取り組んでいる。

CEBのオペレーショナルリスクの枠組みは、オペレーショナルリスク及び組織委員会(CORO)の半年に1度の会合において見直し及び承認が行われる。COROは総裁が議長を務め、経営幹部により構成されており、CEBが運用する受容可能なオペレーショナルリスク水準の設定を行い、局長らがそれぞれの局内においてかかるリスクを監視及び管理するために必要な対策を講じることを保証する。オペレーショナルリスクの資本費用は、四半期ごとに算出され、リスク管理報告書において開示される。

オペレーショナルリスク部門は、業務分野と緊密に協力し、当行のオペレーショナルリスクについて日々の管理を調整する責務を負う。枠組み全体は、専用のITツールを使用して集中的に管理される。すなわち諸リスク及びかかるリスクの評価は、所定の方法及びリスク軽減手段に従い、実行計画を実施する。また、管理の枠組みの有効性を保証するため、並びにリスクのマッピング及び評価を完了させるため、オ

ペレーショナルリスクに係る事故(「危うく事故になりかけた」事例を含む。)の事例も組み込まれている。

恒久的な内部統制の枠組みは、各業務分野における内部統制がその設計及び有効性の点で常に適切であることを保証している。各局は、主要なリスクを対象とした重要な統制に関するテストの実施後の各々の内部統制環境の効率性について、毎年報告を行っている。当該結果はCOROに報告されている。

オペレーショナルリスク部門は、詳しい手続及び管理マップを維持するため、業務部門と共同し、全ての手続のモデルを制定する責任も負う。専用のイントラネット・サイトは、全てのスタッフに全ての手続へのアクセスを提供する。

事業活動の混乱に対する防衛のため、CEBは事業継続計画(BCP)を整備した。かかる計画は、危機管理計画、データセンター、緊急対策室、ユーザーバックアップ拠点及び遠隔通信ソリューションを含む基本的な技術的枠組み並びに事業分野固有の計画から成る。

CEBは、必要自己資本を算出するために、(バーゼルⅡに基づき提案された)基礎的指標手法を採用した。当行は過去3年間の平均銀行業務純益に基づいてかかる資本費用を算出する。この費用は、健全性資本に相当する。

2018年12月31日現在、オペレーショナルリスクの資本費用は2017年12月31日現在の24.4百万ユーロに対してわずかに減少し、23.2百万ユーロとなった。

4. 健全性に関する枠組み

当行は、当行の活動から生じるリスクを査定及び監視するために、一連の「健全性比率」を制定した。かかる比率及び指標は、主に、資本、レバレッジ、流動性、市場における信用リスク、金利リスク及び外国為替取引リスクの6分野で構成される。

資本

—自己資本比率(CAR)は、標準化されたアプローチに基づき、当行の健全性資本が総リスク加重資産(RWA)に占める割合を測定する。当行は、信用リスク、市場リスク及びオペレーショナルリスクから生じる事業における想定外の損失を吸収するための十分な資本を維持することを目的として、かかる比率を定義し、また監視している。かかる比率は以下のとおり算出される。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{健全性資本}}{\text{リスク加重資産}}$$

—健全性資本：払込済資本金、準備金及び純利益

—リスク加重資産：S[債務不履行エクスポージャー×リスク加重後の要因]

2018年末現在、貸付活動及び財務活動におけるRWAが減少したこと並びに利益により資本が増加したことにより、CARは、30.4%(2017年は29.2%)となった。

かかる比率に対する実際の下限は、CEBのRWAの10.5%に設定されている。資本要件の大部分を占める信用リスクは95.0%であり、その内訳は、貸付ポートフォリオにおける信用リスクが82.6%、融資事業における信用リスクが12.4%であった。

—ギアリング・レシオ(GR)は、自己資金に対するスワップ後及び保証後の貸付残高の比率であり、当行の貸付事業に対する(リスク上限に代わる)規模上限となる。かかる比率は、その他の多国間開発銀行の貸付の規模に対する指標を提供することが意図されている。

$$\text{ギアリング・レシオ} = \frac{\text{スワップ後及び保証後の貸付残高}}{\text{自己資金}}$$

－自己資金：引受済資本金、準備金及び純利益

その上限は自己資金の2.5倍であるため、当行は19.8十億ユーロまで貸付を行うことが可能であった。2018年末現在、かかる比率は、2017年末現在の1.76に対して1.85であったが、これは、貸付ポートフォリオの緩やかな増加及び自己資金が同等に増加したことに起因する。

レバレッジ

－負債比率(IR)は、(スワップ後の)負債残高総額を健全性資本(Ep)と比較する指標である。負債残高総額には、有価証券、ユーロ・コマーシャル・ペーパー(ECPs)、銀行貸出及び定期預金口座によって裏付けられた負債も含まれるが、有担保のものは除かれる。その上限はEpの10倍(30.6十億ユーロ)に設定されている。2018年当初からスワップ後の負債がわずかに増加したことに従い、2018年末現在、かかる比率は6.25(2017年は6.25)であったが、利益により資本が増加したことにより相殺された。

－財務活動資産比率(TAR)は、(スワップ後の)金融資産総額を健全性資本と比較する指標である。金融資産総額は、スワップ後の(長期、中期及び短期の)有価証券ポートフォリオ、すなわち銀行預金、レポ及び「ノストロ勘定」(有担保のものを除く。)の残高で構成される。その上限はCEBの健全性資本の5倍(15.3十億ユーロ)に設定されている。かかる比率は、2017年12月31日現在の2.78から低下し、2018年12月31日現在には2.63となった。

流動性

－短期流動性比率は、長期にわたる市場混乱又は不況時において純流動性要求に対処する当行の能力を様々な時点において測定するための指標である。現金の源泉⁽¹⁾(流動資産)及び使途⁽²⁾(流動性必要額)の間で生じ得る「流動性ギャップ」の分析は、将来の様々な期間について行われる。すなわち、1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、12ヶ月及びそれ以降の各期間について、資産クラス、格付及び満期に応じてそれぞれリスクに関する掛目を適用することにより、厳しい市場環境や不利な経済状況における対応力を計る。流動資産の最低額は、各期間の純流動性必要額の100%に設定されている。

2018年12月31日現在、短期流動性比率は、1ヶ月については570%(2017年は665%)、3ヶ月については227%(2017年は229%)、6ヶ月については169%(2017年は160%)及び1年については124%(2017年は114%)であった。

－自給期間は、当行が、新規の資金調達のために市場にアクセスすることなく、また資産の売却又は回収を行うことなく、ストレス付加後の想定支出純キャッシュ・フローを満たすことができる期間を測定するための指標である。その下限は6ヶ月超に設定されている。

2018年12月31日現在、かかる指標は、2017年12月31日現在の9ヶ月に対し、10ヶ月であった。

注(1) 現金の源泉：制約の付されていない現金及び短期銀行間預金の引出し、担保が設定されていない良質な流動性有価証券の返済又は売却並びに貸出金の返済

注(2) 現金の使途：出資金の払戻し、財務約定に係る支払い及びデリバティブの担保として受領した現金(担保金額)の返戻要求

市場における信用リスク

－最低内部格付は、当行が、発行者、債務者及び取引相手方との取引を締結する購入日における最低格付を決定するための指標である。当行の最低内部格付は、短期投資については7.0(A-)⁽¹⁾以上、長期投資については8.0(A+)⁽²⁾以上である。2018年12月31日現在、2017年12月31日現在の購入日における最低内部格付が定められた基準値を下回った取引相手方/取引はなく、定められた限度内であった。

注(1) 満期までの期間が3ヶ月未満のものの最低内部格付は、ソブリン債については6.0(BBB)、短期債券及び預金については6.5(BBB+)となる。

注(2) 満期までの期間が2年以内のものの最低内部格付は、ソブリン、準ソブリン、機関、超国家機関及び金融機関の発行した債券については7.0(A-)となる。

金利リスク

－経済価値感応度は、+/-10ベシス・ポイントの金利ショックによる、自己資金(市場リスク(MR))⁽¹⁾を含む当行の経済価値の変動を測定するための指標である。その絶対値は、自己資金(MR)の0.5%未満、すなわち16.6百万ユーロ未満と設定されている。2018年12月31日現在、経済価値感応度の金額は、2017年12月31日現在の絶対値16.2百万ユーロに対する5.2百万ユーロと比較して-1.1百万ユーロであり、定められた限度内であった。

注(1) 自己資金(MR)：払込済資本金、準備金、純利益、社会配当金勘定及び退職給付金引当金

外国為替取引リスク

－正味スポット・オープン・ポジション⁽¹⁾は、オンバランスシート及びオフバランスシートの両方のポジションを含む、外国通貨建ての資産総額から負債総額を控除した額である。その絶対値は、1通貨当たり1百万ユーロ未満と設定されている。2018年12月31日現在、各通貨における正味スポット・オープン・ポジションは2017年12月31日現在の認められた限度を下回っていた。

注(1) 月末時点

[次へ](#)

注D：損益を通じて公正価値で測定する金融商品及びヘッジ・デリバティブ金融商品

IAS第39号によってそのヘッジ関係が承認されていない当行のマイクロヘッジデリバティブ金融商品は、貸借対照表の「損益を通じて公正価値で測定する金融商品」の項目に計上される。

IAS第39号に基づいて認識される当行のマイクロヘッジオペレーションは、公正価値ヘッジ又はキャッシュ・フロー・ヘッジであり、貸借対照表の「ヘッジ・デリバティブ金融商品」の項目に計上される。これらのオペレーションは、金融資産及び負債(貸付金、株主資本を通じて公正価値で測定する金融資産、発行済負債証券)をヘッジする。

金融商品には、金利スワップ、通貨スワップ及び先物為替スワップが含まれ、これらは、観測可能なパラメーターを使用する評価モデルを参照する方法によって評価される。

IFRS第13号「公正価値測定」の適用に伴い、CEBは、以下の事項に関連する評価方法を調整した。

ーデリバティブ金融資産の公正価値の範囲内での取引相手方の信用リスク(信用評価調整－CVA)

ーデリバティブ金融負債の評価額の範囲内でのCEB自体の信用リスク(債務評価調整－DVA)

ー発行済負債証券の評価額の範囲内でのCEB自体の信用リスク(自己信用評価修正－OCA)

2018年12月31日現在、CEBは、DVAに係る資産として241千ユーロ(2017年12月31日現在は643千ユーロ)、及びCVAに係る負債として967千ユーロ(2017年12月31日現在は772千ユーロ)のデリバティブ商品に係る公正価値の調整を計上した。これらの調整は、損益計算書の取引相手方ごとに計上される。

OCAは、公正価値で測定する区分に指定された発行済負債商品に対し、不履行リスクを示すために作成される修正である。CEBが発行した負債証券が償却原価で測定する区分に指定されることにより、OCAはゼロとなる。

以下の表は、これらの金融商品の公正価値を示す。

(単位：千ユーロ)		
2018年12月31日	ポジティブ 時価	ネガティブ 時価
損益を通じて公正価値で測定する金融商品		
金利デリバティブ金融商品	8,634	(146)
外国為替デリバティブ金融商品	247,977	(434,166)
CEB自体の信用リスクの価額調整(債務評価調整－DVA)	241	
取引相手方の信用リスクの価額調整(信用評価調整－CVA)		(967)
合 計	256,852	(435,279)
ヘッジ・デリバティブ金融商品		
金利デリバティブ金融商品	586,052	(354,261)
外国為替デリバティブ金融商品	124,596	(88,570)
合 計	710,648	(442,831)

(単位：千ユーロ)		
2018年1月1日	ポジティブ 時価	ネガティブ 時価
損益を通じて公正価値で測定する金融商品		
金利デリバティブ金融商品	9,458	(173)
外国為替デリバティブ金融商品	313,371	(649,661)
CEB自体の信用リスクの価額調整(債務評価調整－DVA)	643	
取引相手方の信用リスクの価額調整(信用評価調整－CVA)		(772)
合 計	323,472	(650,606)
ヘッジ・デリバティブ金融商品		
金利デリバティブ金融商品	546,904	(387,212)
外国為替デリバティブ金融商品	134,093	(90,862)
合 計	680,997	(478,074)

注E：金融資産及び金融負債

金融資産及び金融負債は、会計評価基準及び公正価値に従い、以下の表に示されている。

(単位：千ユーロ)

2018年12月31日現在	損益を通じて 測定する 公正価値	振替可能 株主資本を 通じて測定 する公正価値	非振替可能 株主資本を 通じて測定 する公正価値	償却原価	純簿価	公正価値
資 産						
現金及び中央銀行における残高				450,113	450,113	450,113
損益を通じて公正価値で測定する						
金融資産	256,852				256,852	256,852
ヘッジ・デリバティブ金融商品	710,648				710,648	710,648
株主資本を通じて公正価値で測定する						
金融資産		4,098,276	952		4,099,228	4,099,228
償却原価での金融資産						
貸付金及び前渡金				16,262,350	16,262,350	16,262,350
負債証券				2,138,720	2,138,720	2,508,571
金融資産合計	967,500	4,098,276	952	18,851,183	23,917,911	24,287,762
負 債						
損益を通じて公正価値で測定する						
金融負債	435,279				435,279	435,279
ヘッジ・デリバティブ金融商品	442,831				442,831	442,831
償却原価での金融資産						
信用機関及び顧客に対する負債額				184,266	184,266	184,266
発行済負債証券				19,556,765	19,556,765	19,668,476
社会配当金勘定				52,178	52,178	52,178
金融負債合計	878,110			19,793,209	20,671,319	20,783,030

(単位：千ユーロ)

2018年1月1日現在	損益を通じて 測定する 公正価値	振替可能 株主資本を 通じて測定 する公正価値	非振替可能 株主資本を 通じて測定 する公正価値	償却原価	純簿価	公正価値
資 産						
現金及び中央銀行における残高				539,427	539,427	539,427
損益を通じて公正価値で測定する						
金融資産	323,472				323,472	323,472
ヘッジ・デリバティブ金融商品	680,997				680,997	680,997
株主資本を通じて公正価値で測定する						
金融資産		3,637,520	982		3,638,502	3,638,502
償却原価での金融資産						
貸付金及び前渡金				16,107,783	16,107,783	16,107,783
負債証券				2,199,817	2,199,817	2,595,891
金融資産合計	1,004,469	3,637,520	982	18,847,027	23,489,998	23,886,072
負 債						
損益を通じて公正価値で測定する						
金融負債	650,606				650,606	650,606
ヘッジ・デリバティブ金融商品	478,074				478,074	478,074
償却原価での金融負債						
信用機関及び顧客に対する負債額				210,489	210,489	210,489
発行済負債証券				18,835,438	18,835,438	18,993,893
社会配当金勘定				59,116	59,116	59,116
金融負債合計	1,128,680			19,105,043	20,233,723	20,392,178

株主資本を通じて公正価値で測定する金融資産又は償却原価での負債証券の項目に分類された有価証券のうち、2018年中及び2017年中に担保として提供されたものはなかった。

注F：金融商品の時価測定

IFRS第13号「公正価値測定」の適用に伴い、CEBは、注Dに記載されたとおり、取引相手方のリスク(CVA)並びに自身の信用リスク(DVA及びOCA)が含まれるように、そのリスク評価方法を調整した。

当行の金融資産及び負債は、その評価基準の信頼性を反映して3段階のヒエラルキーにより分類される。

レベル1－取引市場で相場価格を有する流動資産及び負債並びに金融商品

レベル2－観察可能なパラメーターに基づく評価手法を用いて測定される金融商品

レベル3－観察不能なパラメーターも含めた評価手法を用いて測定される金融商品

このレベルは以下を含む。

－レベル3のデリバティブが組み込まれた発行済負債証券であり、入手可能な市場価格がないもの。これらは額面金額で評価されている。

－複合的なモデルによる評価が必要であり、観察不能な市場データによる影響を受けやすいことが顕著な仕組債を含むデリバティブ商品。

－支払の条件がその他の超国家的な金融機関により用いられる条件と同等である貸付金。優先債権者の地位を考慮して、当行は、この種の債権の売却を行っていない。さらに、貸付金の大半が変動金利(ヘッジ取引を含む。)によるものであるため、かかる取引の公正価値に対する市場金利の変動の影響は僅少である。したがって、当行は、これらの資産の公正価値は純簿価と一致すると見積っている。

公正価値で測定された金融商品は、以下の表に示されている。

(単位：千ユーロ)

2018年12月31日	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
資 産				
現金及び中央銀行における残高	450,113			450,113
損益を通じて公正価値で測定する金融商品		256,852		256,852
ヘッジ・デリバティブ金融商品		710,648		710,648
株主資本を通じて公正価値で測定する金融資産	2,567,614	1,531,614		4,099,228
償却原価での金融資産				
貸付金及び前渡金			16,262,350	16,262,350
負債証券	2,501,246	7,325		2,508,571
金融資産合計	5,518,973	2,506,439	16,262,350	24,287,762
負 債				
損益を通じて公正価値で測定する金融商品		435,279		435,279
ヘッジ・デリバティブ金融商品		442,831		442,831
償却原価での金融負債				
信用機関及び顧客に対する負債額	117,599	66,667		184,266
発行済負債証券	19,043,670	624,806		19,668,476
社会配当金勘定	52,178			52,178
金融負債合計	19,213,447	1,569,583		20,783,030

(単位：千ユーロ)

2018年1月1日	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
資 産				
現金及び中央銀行における残高	539,427			539,427
損益を通じて公正価値で測定する金融商品		323,472		323,472
ヘッジ・デリバティブ金融商品		680,997		680,997
株主資本を通じて公正価値で測定する金融資産	2,342,477	1,296,025		3,638,502
償却原価での金融資産				
貸付金及び前渡金			16,107,783	16,107,783
負債証券	2,588,593	7,298		2,595,891
金融資産合計	5,470,497	2,307,792	16,107,783	23,886,072
負 債				
損益を通じて公正価値で測定する金融商品		650,606		650,606
ヘッジ・デリバティブ金融商品		478,074		478,074
償却原価での金融負債				
信用機関及び顧客に対する負債額	130,489	80,000		210,489
発行済負債証券	18,211,302	782,591		18,993,893
社会配当金勘定	59,116			59,116
金融負債合計	18,400,907	1,991,271		20,392,178

注G：金融資産及び金融負債の相殺

2018年12月31日現在、CEBの貸借対照表において相殺の対象となる事業はなかった。当行はIAS第32号の改訂の基準を満たすような相殺協定を有していない。

以下の表は、金融資産及び金融負債の純額、並びにIFRS第7号の改訂により要求される包括協定に基づく取引(スワップ及び貸付における担保契約に基づき受領した現金預金又は有価証券)を考慮に入れた金融資産及び金融負債の純額を示している。

(単位：千ユーロ)

2018年12月31日	金融資産及び金融負債の純額	担保として受領した/取得した現金	担保として取得した有価証券	純額
資 産				
償却原価での貸付金	14,882,657		(543,407)	14,339,250
デリバティブ金融商品	967,500	(387,641)	(71,910)	507,949
差入保証金	367,311	(367,470)		(159)

その他相殺されない資産	8,130,521			8,130,521
資産合計	24,347,989	(755,111)	(615,317)	22,977,561
負 債				
デリバティブ金融商品	878,110	(367,470)		510,640
預かり保証金	387,478	(387,641)		(163)
その他相殺されない負債	20,059,240			20,059,240
負債合計	21,324,828	(755,111)		20,569,717

(単位：千ユーロ)

2018年1月1日	金融資産及び金融負債の純額	担保として受領した/取得した現金	担保として取得した有価証券	純額
資産				
償却原価での貸付金	14,045,360		(600,490)	13,456,080
デリバティブ金融商品	1,004,469	(352,804)	(81,280)	570,385
差入保証金	237,605	(237,700)		(64)
その他相殺されない資産	8,510,847			8,499,606
資産合計	23,798,281	(590,504)	(681,770)	22,526,007
負債				
デリバティブ金融商品	1,128,680	(237,700)		890,980
預かり保証金	352,735	(352,804)		(69)
その他相殺されない負債	19,350,052			19,350,052
負債合計	20,831,467	(590,504)		20,240,963

注H：株主資本を通じた公正価値及び償却原価での金融資産

株主資本を通じた公正価値での金融資産

株主資本を通じた公正価値での金融資産は、主に負債証券で構成される。

(単位：千ユーロ)

	2018年12月31日	2018年1月1日
株主資本を通じて公正価値で測定する金融資産		
総簿価	4,027,185	3,550,606
未実現損益	72,483	88,158
減損(注S)(*)	(440)	(262)
合計	4,099,228	3,638,502
(*)うち、ステージ1		
うち、ステージ2	(440)	(262)
うち、ステージ3		

償却原価での金融資産

	(単位：千ユーロ)	
	2018年12月31日	2018年1月1日
信用機関向貸付金		
総簿価	8,718,518	8,058,031
減損(注S)	(6,009)	(4,986)
純簿価	8,712,509	8,053,045
顧客向貸付金		
総簿価	5,944,302	5,770,296
減損(注S)	(7,356)	(6,223)
純簿価	5,936,946	5,764,073
デリバティブ商品によってヘッジされた貸付金の金額調整	233,202	228,242
貸付金合計	14,882,657	14,045,360
前渡金		
要求に応じた支払可能な前渡金 - 総簿価	22,865	14,066
減損(注S)	(8)	(4)
純簿価	22,857	14,062
合意された満期又は通知期間のある前渡金 - 総簿価	1,356,907	2,048,498
減損(注S)	(71)	(137)
純簿価	1,356,836	2,048,361
前渡金合計	1,379,693	2,062,423
負債証券		
総簿価	2,138,936	2,199,945
減損(注S)	(216)	(128)
純簿価	2,138,720	2,199,817
負債証券合計	2,138,720	2,199,817

2018年12月31日現在の貸付金のうち、保証が付されているものは、7.0十億ユーロである(2017年12月31日現在は6.7十億ユーロ)。これらの保証は、有価証券又は締結済みの約定の形式によって行われている。

償却原価でのステージ別金融資産

	(単位：千ユーロ)					
	2018年12月31日			2018年1月1日		
	総簿価	減損 (注S)	純簿価	総簿価	減損 (注S)	純簿価
信用機関向貸付金	8,718,518	(6,009)	8,712,509	8,058,031	(4,986)	8,053,045
ステージ1	8,718,518	(6,009)	8,712,509	8,035,155	(3,891)	8,031,264
ステージ2				22,876	(1,095)	21,781
ステージ3						
顧客向貸付金	5,944,302	(7,356)	5,936,946	5,770,296	(6,223)	5,764,073
ステージ1	5,944,302	(7,356)	5,936,946	5,770,296	(6,223)	5,764,073
ステージ2						
ステージ3						
前渡金	1,379,772	(79)	1,379,693	2,062,564	(141)	2,062,423
ステージ1	1,379,772	(79)	1,379,693	2,062,564	(141)	2,062,423
ステージ2						
ステージ3						

負債証券	2,138,936	(216)	2,138,720	2,199,945	(128)	2,199,817
ステージ1	2,138,936	(216)	2,138,720	2,199,945	(128)	2,199,817
ステージ2						
ステージ3						

貸付金残高及び融資約定の国別内訳

以下の表には、借入人の属する国別の貸付金残高及び融資約定の内訳が、社会配当金勘定から助成金を支払っているか否かにかかわらず含まれる。

(単位：千ユーロ)

借入人の属する 国別内訳	残 高				融資約定	
	2018年12月31日	%	2018年1月1日	%	2018年12月31日	2018年1月1日
ポーランド	1,992,005	13.62	1,806,788	13.10	777,924	625,427
スペイン	1,960,699	13.41	2,032,224	14.73	818,500	314,500
トルコ	1,466,648	10.03	1,429,418	10.36	165,000	370,000
フランス	1,317,854	9.01	1,347,444	9.77	428,330	325,160
ベルギー	842,956	5.76	850,068	6.16	142,500	100,000
ドイツ ⁽¹⁾	802,551	5.49	768,100	5.57	580,148	563,849
ルーマニア	653,632	4.47	744,389	5.40	319,372	297,923
ハンガリー	594,983	4.07	668,506	4.85	123,864	30,150
オランダ	594,607	4.06	50,000	0.36	222,083	350,000
スロバキア共和国	525,211	3.59	599,145	4.34	215,037	219,000
チェコ共和国	487,398	3.33	435,561	3.16	175,000	225,000
キプロス	483,532	3.31	520,720	3.78	118,549	133,049
フィンランド	412,167	2.82	338,194	2.45	110,000	60,000
イタリア ⁽²⁾	376,246	2.57	241,941	1.75	585,000	
クロアチア	335,719	2.29	337,857	2.45	56,988	94,764
アイルランド	288,342	1.97	208,774	1.51	255,000	255,000
ブルガリア	221,443	1.51	196,248	1.42	160,000	200,000
ポルトガル	203,148	1.39	220,966	1.60	239,000	159,000
リトアニア	201,659	1.38	187,916	1.36	35,000	65,000
セルビア	142,097	0.97	130,811	0.95	74,911	80,910
アイスランド	106,217	0.73	117,583	0.85	5,000	5,000
スウェーデン	104,958	0.72	56,200	0.41	311,720	160,000
北マケドニア	101,894	0.70	101,024	0.73	71,401	148,858
スロベニア	101,683	0.70	88,222	0.64	35,000	10,000
アルバニア	99,003	0.68	96,187	0.70	20,580	34,380
ボスニア・ヘルツェ ゴビナ	66,415	0.45	60,668	0.44	53,763	56,500
モルドバ共和国	38,362	0.26	32,651	0.24	51,125	46,124
モンテネグロ	35,885	0.25	28,658	0.21	37,783	16,250
デンマーク	33,333	0.23	46,667	0.34		
ラトビア	15,301	0.10	18,835	0.14	77,000	50,000
エストニア	10,686	0.07	13,962	0.10		
ジョージア	8,124	0.06	8,874	0.06	14,000	15,322
マルタ			7,550	0.05		
合 計	14,624,758	100.00	13,792,151	100.00	6,279,578	5,011,166

注(1) うち2018年12月31日現在の対象国のための残高6.8百万ユーロ(2017年12月31日現在は9.9百万ユーロ)。

(2) うち2018年12月31日現在の対象国のための残高53.5百万ユーロ(2017年12月31日現在は66.2百万ユーロ)。

SDA金利補助金又は借入保証を受けている貸付金残高及び融資約定の国別内訳

社会配当金勘定からの金利補助金又は借入保証を受けている貸付金残高及び融資約定の詳細は、下記の表に借入人の属する国別に記載されるとおりである。

(単位：千ユーロ)				
借入人の属する国別内訳	残 高		融資約定	
	2018年12月31日	2018年1月1日	2018年12月31日	2018年1月1日
トルコ	420,000	413,000	60,000	80,000
ポーランド	180,130	185,093	15,288	61,388
ルーマニア	121,584	144,026	11,121	9,621
アルバニア	71,122	81,137		18,600
ボスニア・ヘルツェゴビナ	58,387	46,483	42,763	54,000
モルドバ共和国	27,750	27,964	12,811	1,853
クロアチア	27,515	23,815	19,164	24,764
北マケドニア	13,472	14,047	10,303	10,303
セルビア	13,420	16,264		
イタリア	7,000			
ブルガリア	5,586	6,345		
ジョージア	1,574	834		1,323
ハンガリー		46,600		
合 計	947,540	1,005,608	171,450	261,852

金利補助金については、注Lに記載されている。

注I：有形資産及び無形資産

(単位：千ユーロ)					
	土地及び建物	備品及び設備	その他	無形資産	合 計
総簿価					
2018年1月1日現在	36,344	14,460	8,553	17,840	77,197
追加額	104	410	1,007	4,980	6,501
その他変動		(176)	(291)		(467)
2018年12月31日現在	36,448	14,694	9,269	22,820	83,231
償却費					
2018年1月1日現在		(9,503)	(6,866)	(7,912)	(24,281)
当期費用		(896)	(993)	(1,956)	(3,845)
その他変動		167	300		467
2018年12月31日現在		(10,232)	(7,559)	(9,868)	(27,659)
純簿価					
2018年12月31日現在	36,448	4,462	1,710	12,952	55,572

(単位：千ユーロ)					
	土地及び建物	備品及び設備	その他	無形資産	合 計
総簿価					
2017年1月1日現在	36,344	14,395	7,454	11,934	70,127
追加額		401	1,219	5,906	7,526
その他変動		(336)	(120)		(456)
2017年12月31日現在	36,344	14,460	8,553	17,840	77,197
償却費					
2017年1月1日現在		(8,843)	(6,304)	(6,287)	(21,434)
当期費用		(989)	(689)	(1,625)	(3,303)
その他変動		329	127		456
2017年12月31日現在		(9,503)	(6,866)	(7,912)	(24,281)
純簿価					
2017年12月31日現在	36,344	4,957	1,687	9,928	52,916

注J：その他の資産及び負債

	(単位：千ユーロ)	
	2018年12月31日	2018年1月1日
その他の資産		
差入保証金(*)	367,311	237,605
前払費用	4,851	3,618
雑借方	2,291	2,250
雑資産	53	67
合 計	374,506	243,540
その他の負債		
預かり保証金(*)	387,478	352,735
雑貸方	3,126	4,037
雑負債	5,300	6,747
合 計	395,904	363,519

(*) 担保契約に関して、当行は、預託金又は有価証券の形式による保証金を預け入れ、また差し入れている。

2018年12月31日現在、CEBは、

- ・ 預託金の形式で387.5百万ユーロ(2017年12月31日現在は352.7百万ユーロ)、有価証券の形式で615.5百万ユーロ(2017年12月31日現在は681.8百万ユーロ)の預かり保証金
- ・ 預託金の形式で367.4百万ユーロ(2017年12月31日現在は237.0百万ユーロ)の差入保証金を有している。

注K：減価償却費で測定する金融負債

	(単位：千ユーロ)	
	2018年12月31日	2018年1月1日
信用機関及び顧客に対する負債額		
付利口座	117,599	130,489
借入金及び定期預金	66,667	80,000
合 計	184,266	210,489
償却原価での発行済負債証券		
債券	18,890,274	18,235,813
支払利息	236,613	214,331
デリバティブ商品によりヘッジされる発行済負債証券の価額調整	429,878	385,294
合 計	19,556,765	18,835,438

顧客の付利口座の進展

支援者との間で調印された多数の二国間及び多国間の寄付金に関する同意の枠組内で、CEBは、その目的に沿った活動に対し助成金による融資を行うため、寄付金を受け入れている。支援者より受領した寄付金は、CEBの名義で開設されている口座に預け入れられる。

一般的に、寄付金の大部分はCEBの協力国及び欧州連合の加盟国によって提供される。

当行は、口座の管理者としての役割を果たしている。当行は口座に影響を及ぼす変更の処理及び記録並びに利用可能残高の管理を行う。かかる活動の枠組内において、CEBは管理報酬を受け取ることができる。

CEBが最初に1又は複数の支援者より寄付金に関する約定を得ることなく受益者へ助成金を提供する約定を結ぶことはないため、CEBは、上記の口座に関して信用リスクにさらされていない。

2018年12月31日現在、当行は25の付利口座(2017年は31)を管理し、残高は合計117.6百万ユーロ(2017年は130.5百万ユーロ)であった。かかる口座の原資は、支出額が209.3百万ユーロ(2017年は191.0百万ユーロ)であったのに対し、326.9百万ユーロ(2017年は321.4百万ユーロ)であった。

以下の表は、以下の2つのカテゴリーに分類されたCEBにより管理されている口座の変動及び約定の概要を示したものである。

- ・ 支援国より資金提供を受けているプログラム/制度
- ・ 全て又は主に欧州連合より資金提供を受けているプログラム/制度

(単位：千ユーロ)					
	原資 ⁽¹⁾	支出額 ⁽²⁾	2018年12月31日	受取約定 ⁽³⁾	支払約定 ⁽³⁾
支援国より資金提供を受けているプログラム/制度	38,663	(25,328)	13,335		6,094
全て又は主に欧州連合より資金提供を受けているプログラム/制度	288,268	(184,003)	104,265	84,733	135,726
合 計	326,931	(209,331)	117,600	84,733	141,820

(単位：千ユーロ)					
	原資 ⁽¹⁾	支出額 ⁽²⁾	2018年1月1日	受取約定 ⁽³⁾	支払約定 ⁽³⁾
支援国より資金提供を受けているプログラム/制度	48,793	(34,979)	13,814	1,000	7,329
全て又は主に欧州連合より資金提供を受けているプログラム/制度	272,655	(155,980)	116,675	71,454	81,701
合 計	321,448	(190,959)	130,489	72,454	89,030

注(1) 支援者より受け取った寄付金及び未収利息により構成される。

(2) プロジェクトに対し支出した助成金、手数料及び支援者に返還した資金により構成される。

(3) 受取約定及び支払約定は、継続事業のみに関するものである。

以下の表は、同様の3つのカテゴリーに分類された付利口座の詳細を示したものである。

(単位：千ユーロ)						
プログラム/制度 及び支援の焦点	支援者	口座 開設年	原資	支出額	2018年 12月31日	2018年 1月1日
支援国より資金提供を受けているプログラム/制度						
イタリア革新的プロジェクト基金	イタリア	2017年	1,000	(41)	959	960

移住者及び難民基金	アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、キプロス、チェコ共和国、フランス、ドイツ、バチカン、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、ノルウェー、ポーランド、サンマリノ、スロバキア共和国、スペイン、スウェーデン、EIB,CEB	2015年	28,415	(19,777)	8,638	9,749
ノルウェー信託口座	ノルウェー	2003年	3,204	(3,204)		2
スロバキア包括的成長口座	スロバキア共和国	2016年	2,000	(308)	1,692	853
スペイン社会的統合口座	スペイン	2009年	4,044	(1,998)	2,046	2,250
支援国より資金提供を受けているプログラム/制度小計			38,663	(25,328)	13,335	13,814
全て又は主に欧州連合より資金提供を受けているプログラム/制度						
地域住宅プログラム(RHP)に関連する口座						
RHP基金国家口座-BiH	欧州連合、ドイツ、イタリア	2012年	46,167	(28,636)	17,531	22,914
RHP基金国家口座-クロアチア	欧州連合	2013年	9,303	(7,700)	1,603	1,603
RHP基金国家口座-モンテネグロ	欧州連合、ドイツ	2013年	3,500	(1,686)	1,814	2,437
RHP基金国家口座-セルビア	欧州連合、ドイツ	2013年	45,524	(26,551)	18,973	6,489
RHP基金地域口座	欧州連合、トルコ、米国	2012年	47,257	(34,951)	12,306	17,315
RHP基金準地域口座	デンマーク、欧州連合、ドイツ、ルクセンブルク、ノルウェー、スイス	2012年	42,629	(26,280)	16,349	29,162
RHP実施	欧州連合	2013年	25,120	(23,845)	1,275	4,320
RHP実施2	欧州連合	2017年	6,015	(2,011)	4,004	1,900
RHPキプロス共和国特別口座	キプロス	2012年	50	(1)	49	49
RHPハンガリー特別口座	ハンガリー	2014年	30	(1)	29	29
RHPスロバキア共和国特別口座	スロバキア共和国	2012年	40	(13)	27	31
東ヨーロッパエネルギー効率化・環境パートナーシップ(E5PR)						
改築-ジョージアのトビリシにおける公立学校の復旧及びエネルギー効率の向上	欧州連合のその他の支援者	2016年				
欧州地方エネルギー支援機関(ELENA)						
CEB-ELENA 2012	欧州連合	2012年	1,000	(591)	409	372
トルコ難民支援機関 (FRIT)						
トルコ難民口座	欧州連合	2017年	30,000	(1,154)	28,846	28,800

加盟前支援制度(IPA)/西バルカン半島投資フ レームワーク(WBIF)						
IPA2009年地方道アルバニア特別口座	欧州連合	2010年	9,176	(9,176)		176
IPA2009年水道カムザ・アルバニア特別口座	欧州連合	2010年	5,564	(5,564)		64
IPF2008年地方自治体窓口特別口座	欧州連合	2009年	13,263	(13,263)		110
WBIF：アルバニアのアルプス地域における 共同インフラストラクチャー	欧州連合の その他の支援者	2014年	1,000	(1,000)		11
WBIF：セルビアにおける刑務所施設建設	欧州連合の その他の支援者	2015年	1,430	(851)	579	599
WBIF：ボスニア・ヘルツェゴビナの集合住 宅に暮らす弱者	欧州連合の その他の支援者	2014年	1,200	(729)	471	294
全て又は主に欧州連合より資金提供を受け ているプログラム/制度小計			288,268	(184,003)	104,265	116,675
付利口座合計			326,931	(209,331)	117,600	130,489

注L：社会配当金勘定

当行は、4種類の助成金の財源としてSDAを使用している。

- － 当行が付与する貸付金に係る金利補助金
- － 社会的に影響の大きい事業に対する当行の資金調達を支援する保証
- － CEBが資金調達する事業の枠組みにおける技術支援
- － 交付寄付金

SDAを財源とする助成金は、総裁が承認する300千ユーロ以下の技術支援助成金を除いて、当行の管理委員会により承認される。

助成金は、500千ユーロに制限される交付寄付金を除いて、それぞれ2百万ユーロを上限とすることができる。全ての項目をあわせた国別の年次承認の合計は、利用可能なSDAの資金の10%を超えてはならない。

2018年12月31日現在、これらの下位勘定の内訳は以下のとおりである。

(単位：千ユーロ)		
SDAの項目	2018年12月31日	2018年1月1日
承認された貸付金に係る補助金	20,938	23,354
補助可能額	1,942	2,866
貸付金に係る金利補助金	22,880	26,220
承認された貸付金にかかる保証	11,000	2,000
保証可能額	9,217	15,167
貸付保証	20,217	17,167
技術支援の承認	1,824	2,714
技術支援可能額	5,292	8,062
技術支援	7,116	10,776
承認された交付寄付金		
寄付可能額	1,965	4,953
交付寄付金	1,965	4,953
合計	52,178	59,116

資金調達

SDAは、以下により資金調達されている。

- a) 当行の年間利益の割当時の社会的性格の配当を通じて、CEBの加盟国から受領した寄付金。
- b) 管理委員会の承認を受けた当行の加盟国からの任意拠出金。
- c) 欧州評議会の加盟国並びに理事会及び管理委員会による承認を受けた非加盟国又は国際機関からの任意拠出金。

注M：引当金

(単位：千ユーロ)

	2018年 12月31日	2018年 1月1日
引当金		
社会的約定に係る引当金	254,942	234,225
融資約定に係る減損(注S)	2,663	2,218
合 計	257,605	236,443

社会的約定に係る引当金の変動

当行は、医療保険制度、財務調整制度及び退職給付制度に係る年金計画並びにその他の退職給付金を運営する。各退職給付金に関する約定額は、予測単位積増し保険数理評価方式によって個別に決定される。最新の保険数理評価は2018年6月30日現在の個別のデータに基づき、2018年12月31日に行われた。

退職給付金に係る財務状況は以下に示されている。

(単位：千ユーロ)

	年金計画	その他の 退職給付金	合計
2018年1月1日現在の引当金	197,121	37,104	234,225
勤務費用	9,369	3,258	12,627
割引約定に関する利息費用	4,526	849	5,375
直接株主資本と認識される実差額の変動額	5,518	637	6,155
支払済給付金	(2,713)	(727)	(3,440)
2018年12月31日現在の引当金	213,821	41,121	254,942

(単位：千ユーロ)

	年金計画	その他の 退職給付金	合計
2017年1月1日現在の引当金	197,051	35,711	232,762
勤務費用	9,745	3,310	13,055
割引約定に関する利息費用	4,094	740	4,834
直接株主資本と認識される実差額の変動額	(11,346)	(1,998)	(13,344)
支払済給付金	(2,423)	(659)	(3,082)
2018年1月1日現在の引当金	197,121	37,104	234,225

退職給付金の約定の評価に使用される主要な推定値は、以下のとおりである。

諸情報	2018年	2017年
割引利子率	2.25%	2.25%
インフレ率	1.75%	1.75%
年金再評価率	1.75%	1.75%
給与増加率	3.50%	3.50%
雇用主の医療費負担率	6.28%	6.28%
平均勤続年数	22.19	22.80

感応度テスト

以下の表は、割引率の変動を-/+0.25%と仮定して計算した、2018年12月31日現在で評価された退職給付金に関する約定(予測給付債務(PB0))の感応度、勤務費用、利息費用及び2018年の見積給付額に関する情報を提供するものである。

(単位：千ユーロ)

年金計画	2018年 12月31日 PBO	2019年 勤務費用	2019年 PBOに対する 利息費用	2019年 見積給付額	2019年 12月31日 PBO
割引率-0.25%	225,103	9,465	4,459	(4,216)	234,811
割引率+0.25%	203,315	8,315	5,030	(4,216)	212,444

2018年12月31日現在、割引率が0.25%低下したと仮定した場合、年金約定は5.3%増加する。同日現在、割引率が0.25%上昇したと仮定した場合、当該約定は4.9%減少する。

(単位：千ユーロ)

その他の退職 給付金	2018年 12月31日 PBO	2019年 勤務費用	2019年 PBOに対する 利息費用	2019年 見積給付額	2019年 12月31日 PBO
割引率-0.25%	43,346	1,921	853	(1,349)	44,771
割引率+0.25%	39,058	1,674	960	(1,349)	40,343

2018年12月31日現在、割引率が0.25%低下したと仮定した場合、退職給付金に関する約定は5.4%増加する。同日現在、割引率が0.25%上昇したと仮定した場合、当該約定は5.0%減少する。

注N：資本

資本管理

定款(第3条)に従い、欧州諸国(欧州評議会の加盟国又は非加盟国)及び欧州に重点を置いている国際機関は、当行の理事会が制定した条件に従って、当行の加盟国となることができる。

当行は、加盟国が引き受けるユーロ建の参加証書を発行する。各証書の額面価格は、いずれも同額の1,000ユーロである。

加盟手続は、申請国が当行の定款を承認し、理事会との合意により決定された数の参加証書を引き受ける旨明言した欧州評議会の議長に対する宣言により行われる。当行の加盟国となる国は全て、かかる宣言において以下の目的を承認するものとする。

－欧州評議会の特権及び免責に関する一般協定のための第三議定書について、できるだけ早い機会に同意すること。

－かかる同意までの間に、当行の財産、資産及び運営に関する議定書による法的処置を適用すること並びに当行の機関及び職員に議定書による法的地位を付与すること(定款第3条)。

理事会は、資本の引受け及び払込みに関する引当金に加えて、増資に関する引当金を設定している。加盟国の脱退の可能性に関する条件については、CEBの定款(第15条)に定めている。当行はこれまでにこの種の要求を受けたことはない。これに基づき、また2008年2月に改訂されたIAS第32号に従い、本参加証書は、資本性金融商品に分類されている。

当行の資本及び準備金に対する出資は、CEBに関する欧州評議会の部分協定の予算に対する加盟申請国による寄与比率に基づき算出されるものとする。

当行の引受済資本金は、払込済資本金及び請求払資本金で構成される。払込済資本金は、資本金のうち、管理委員会の提案を受けて理事会の決定後に当行に加盟する時点で払い込まれる部分である。開始以来、当行は引受済資本金の引出しを行っていない。

当行の業務に関連するリスクに関する自己資本は、様々な比率により構築された健全性に関する枠組みを通じて評価されている(注Cの4.を参照のこと。)

加盟国別の資本金の内訳は以下のとおりである。

(単位：千ユーロ)				
加盟国	引受済資本金	請求未了資本金	払込請求済資本金	引受済資本金割合
フランス	915,770	814,114	101,656	16.735%
ドイツ	915,770	814,114	101,656	16.735%
イタリア	915,770	814,114	101,656	16.735%
スペイン	597,257	530,958	66,299	10.914%
トルコ	388,299	345,197	43,102	7.096%
オランダ	198,813	176,743	22,070	3.633%
ベルギー	164,321	146,083	18,238	3.003%
ギリシャ	164,321	146,083	18,238	3.003%
ポルトガル	139,172	123,724	15,448	2.543%
スウェーデン	139,172	123,724	15,448	2.543%
ポーランド	128,260	114,023	14,237	2.344%
デンマーク	89,667	79,712	9,955	1.639%
フィンランド	69,786	62,039	7,747	1.275%
ノルウェー	69,786	62,039	7,747	1.275%
ブルガリア	62,459	55,526	6,933	1.141%
ルーマニア	59,914	53,264	6,650	1.095%
スイス	53,824	43,229	10,595	0.984%
アイルランド	48,310	42,948	5,362	0.883%
ハンガリー	44,788	39,816	4,972	0.818%
チェコ共和国	43,037	38,260	4,777	0.786%
ルクセンブルク	34,734	30,878	3,856	0.635%
セルビア	25,841	22,973	2,868	0.472%
クロアチア	21,376	19,003	2,373	0.391%

キプロス	19,882	17,676	2,206	0.363%
スロバキア共和国	18,959	16,854	2,105	0.346%
アルバニア	13,385	11,899	1,486	0.245%
ラトビア	12,808	11,387	1,421	0.234%
エストニア	12,723	11,311	1,412	0.233%
北マケドニア	12,723	11,311	1,412	0.233%
リトアニア	12,588	11,191	1,397	0.230%
スロベニア	12,295	10,930	1,365	0.225%
アイスランド	10,144	9,018	1,126	0.185%
マルタ	10,144	9,018	1,126	0.185%
ジョージア	9,876	8,780	1,096	0.180%
ボスニア・ヘルツェゴビナ	9,689	8,614	1,075	0.177%
モンテネグロ	6,584	5,853	731	0.120%
コソボ	6,559	5,831	728	0.120%
モルドバ共和国	5,488	4,878	610	0.100%
サンマリノ	4,867	4,206	661	0.089%
リヒテンシュタイン	2,921	2,374	547	0.053%
バチカン	137	107	30	0.003%
2018年合計	5,472,219	4,859,802	612,417	100.000%
2017年合計	5,472,219	4,859,802	612,417	

2018年の各参加証書の収益は17.81ユーロ(2017年は20.47ユーロ)に達した。

注0：金利差益

収入及び費用は、実効金利法(利息、手数料及び費用)に従って計上される。

金融商品の未収利息を除いて計算された評価の変動額は、「損益を通じて公正価値で測定する金融商品からの純損益」に計上される(注Q)。

公正価値によるヘッジ・デリバティブにおける金利収入及び費用は、リスクヘッジを提供している項目に由来する収入及び費用とともに表示される。

(単位：千ユーロ)						
	収入	2018年 費用	純損益	収入	2017年 費用	純損益
株主資本を通じて公正価値で測定する 金融資産						
負債証券取引	28,291	(7,062)	21,229	32,645	(3,623)	29,022
ヘッジ・デリバティブ金融商品	9,952	(34,719)	(24,767)	20,241	(48,914)	(28,673)
小 計	38,243	(41,781)	(3,538)	52,886	(52,537)	349
償却原価での貸付金及び前渡金 貸付金	142,845	(9)	142,836	144,078		144,078
ヘッジ・デリバティブ金融商品	13,951	(122,908)	(108,957)	15,339	(121,167)	(105,828)
前渡金	37,429	(11,480)	25,949	14,856	(8,869)	5,987
小 計	194,225	(134,397)	59,828	174,273	(130,036)	44,237
償却原価での負債証券 負債証券取引	64,941	(4)	64,937	70,180		70,180
小 計	64,941	(4)	64,937	70,180		70,180
信用機関及び顧客に対する負債額 預 金						
付利口座	1,351	(158)	1,193	2,500	(59)	2,441
小 計	1,351	(158)	1,193	2,500	(59)	2,441
償却原価での発行済負債証券 債券		(349,767)	(349,767)		(340,658)	(340,658)
ヘッジ・デリバティブ金融商品	394,336	(12,277)	382,059	392,071	(4,641)	387,430
小 計	394,336	(362,044)	32,292	392,071	(345,299)	46,772

その他の利息費用及び類似費用	(5,376)	(5,376)	(4,835)	(4,835)		
金利差益	693,096	(543,760)	149,336	691,910	(532,766)	159,144

注P：セグメント情報

CEBは、社会的使命を有する多国間開発銀行である。CEBは、加盟国における金融プロジェクトに対して貸付を行っている。かかる事業の資金は、公募及び私募により調達される。

この範囲内で、当行は、単一の事業分野を有する。当行は、その拠出金を最も必要とする地域、特に対象国を構成する中欧及び東欧諸国に介入する。

プロジェクトファイナンス事業は、欧州においてのみ行われている。しかしながら、その他の金融事業、特に公募に関しては、CEBは欧州のほか、他の地域においても事業を行っている。したがって、これらの事業については、下記の表に含まれていない。

借入人の属する国別の貸付における利息の内訳は以下のとおりである。

借入人の属する国別内訳	(単位：千ユーロ)	
	2018年	2017年
トルコ	19,190	19,057
ポーランド	18,673	18,023
ルーマニア	13,181	15,234
ハンガリー	9,056	9,807
クロアチア	5,847	6,610
リトアニア	5,050	4,872
キプロス	4,196	4,406
スロバキア共和国	3,521	3,583
アルバニア	2,158	2,287
セルビア	1,514	1,230
ボスニア・ヘルツェゴビナ	1,252	1,230
ラトビア	752	879
スロベニア	287	840
北マケドニア	896	805
モルドバ共和国	837	779
マルタ	123	596
ブルガリア	521	551
チェコ共和国	1,064	454
エストニア	357	452
ジョージア	237	218
モンテネグロ	235	213
対象国小計	88,947	92,126
ベルギー	19,890	20,458
スペイン	8,834	8,955
ドイツ	7,202	6,720
フランス	6,954	5,709
ポルトガル	4,696	5,016
アイスランド	1,297	1,675
アイルランド	2,205	1,606
イタリア	433	1,222
フィンランド	472	45
スウェーデン	127	24
オランダ	1,694	18
その他の国小計	53,804	51,448
その他の国を通じた対象国	94	504
合 計	142,845	144,078

国別貸付残高は、注Hに記載されている。

注Q：損益を通じて公正価値で測定する金融商品からの純損益

損益を通じて公正価値で測定する金融商品からの純利益は、「金利差益」(注0)で表示される金利収入及び費用を除く金融商品に関する損益項目を含む。

	(単位：千ユーロ)	
	2018年	2017年
ヘッジ商品の公正価値の正味残額	43,980	(51,689)
ヘッジリスクに起因するヘッジ項目の再評価	(41,923)	54,343
損益を通じて公正価値で測定する金融商品からの残額	(2,055)	(131)
為替持高の再評価	358	(341)
自身の信用リスクに係る価額調整(債務評価調整－DVA)	(402)	(316)
相手方のリスクに係る価額調整(信用評価調整－CVA)	(195)	567
合 計	(237)	2,433

注R：一般営業費用

	(単位：千ユーロ)	
	2018年	2017年
賃金及び給料	(23,708)	(22,417)
社会保障及び年金費用	(11,638)	(12,166)
その他の一般営業費用	(11,772)	(10,567)
合 計	(47,118)	(45,150)

2018年12月31日現在、当行の職員は、3名の指定役員(総裁及び副総裁)及び206名の専門職員から構成されている。2017年12月31日現在では、3名の指定役員(総裁及び副総裁)及び200名の専門職員であった。

注S：リスク費用**リスク費用**

CEBが使用する一般的な減損評価モデルは、以下の2つの段階に基づく。

- ・当初認識後の信用リスクの著しい増加の有無を評価すること。
- ・当初認識後に信用リスクの著しい増加がない場合は12ヶ月の予想損失に基づき減損引当金を測定し、当初認識後に信用リスクの著しい増加が生じた場合は全期間の予想損失(すなわち、満期時点の予想損失)に基づき減損引当金を測定すること。

これらの2つの段階は、将来予測アプローチに基づくものでなければならない。

信用リスクの著しい増加

信用リスクの著しい増加に係る評価は、取引相手方の種類及びその内部格付によって異なる指標及び閾値に基づき、各取引ごとのレベルで測定される。

信用リスクの著しい増加に係る評価に用いられる指標は、取引相手方の内部格付である。内部格付システムについては、注C(信用リスクセクション)に記載されている。評価は関連する基準、すなわち当初の格付と比較して何段階格下げされたかに基づいて行われる。しかしながら、2018年1月1日に取引が当行のポートフォリオに既に表示されていた場合、信用リスクの著しい増加に係る評価の基準を評価日現在の内部格付に基づく絶対評価とする。

いずれの場合も、評価日現在の信用格付が3.5以下の場合、信用の質の低下は重大とみなされ、当該取引はステージ2に分類される。しかしながら、ソブリンはCEBの優先債権者の地位を前提として、一貫してステージ1に分類される。

90日超支払が遅延した場合、かかる資産は債務不履行状態にあるとみなされ、ステージ3に分類される。

将来予測アプローチ

当行は、予想信用損失(以下「ECL」という。)の測定の際に、将来予測情報を考慮している。

当行は、可能性のある将来の経済情勢を幅広くカバーするため、3つのマクロ経済シナリオを使用することを選択している。これらのシナリオは現在、ムーディーズ・アナリティックス(Moody's Analytics)により策定され、毎月更新されている。

主要なマクロ経済変数は、ユーロ圏におけるGDPの進展及び欧州の株式市場の進展である。予測期間中のマクロ経済変数のモデル化は、2つの変数及び3つのラグを用いる自己回帰モデルを使用するモンテカルロ・シミュレーションに基づく。

IFRS第9号の下で使用されるシナリオは以下のとおりである。

- ・5年間の予測期間中に最も実現しそうな経済情勢を記述した基礎シナリオ。
- ・顕在化したリスクを基礎となるシナリオに加重した影響を反映し、結果として好ましくない経済情勢となった不利なシナリオ。かかるシナリオは、ユーロ圏のGDP成長率のモンテカルロ・シミュレーションにおける10%の分位点として定義される。
- ・顕在化したリスクを反映し、結果として良好な経済情勢となった好ましいシナリオ。かかるシナリオは、ユーロ圏のGDP成長率のモンテカルロ・シミュレーションにおける90%の分位点として定義される。

バランスの取れた引当金の推計を行うため、有利なシナリオの発生確率は、不利なシナリオの発生確率と等しい値としている。

シナリオに設定された加重は以下のとおりである。

- ・ベースのシナリオについて60%
- ・不利なシナリオについて20%
- ・有利なシナリオについて20%

期間中のリスク費用

(単位：千ユーロ)

	2018年	2017年
減損引当金の純額－資本	(2,819)	
減損引当金の純額－利息	(14)	
合 計	(2,833)	

期間中のリスク費用の詳細

(単位：千ユーロ)

	2018年	2017年
中央銀行における残高	(14)	
損益を通じて公正価値で測定する金融商品		
株主資本を通じて公正価値で測定する金融資産	(178)	
償却原価での金融資産		
貸付金	(2,155)	
前渡金	62	
負債証券	(88)	
その他資産	(16)	
融資約定及び保証約定	(444)	
合計	(2,833)	
減損を伴わない残高に係るリスク費用	(2,833)	
うち、ステージ1	(3,928)	
うち、ステージ2	1,095	
減損した残高に係るリスク費用(ステージ3)		

(単位：千ユーロ)

	2018年 1月1日	減損引当金	2018年 12月31日
金融資産の減損			
中央銀行における残高	(55)	(14)	(69)
損益を通じて公正価値で測定する金融商品			
株主資本を通じて公正価値で測定する金融資産	(262)	(178)	(440)
償却原価での金融資産			
貸付金	(11,210)	(2,155)	(13,365)
前渡金	(141)	62	(79)
負債証券	(128)	(88)	(216)
その他資産	(31)	(16)	(47)
金融資産の減損合計(*)	(11,827)	(2,389)	(14,216)
(*)うち、ステージ1	(10,732)	(3,484)	(14,216)
うち、ステージ2	(1,095)	1,095	
うち、ステージ3			
負債に係る減損			
融資約定及び保証約定	(2,218)	(444)	(2,663)
負債に係る減損合計	(2,218)	(444)	(2,663)
合 計	(14,045)	(2,833)	(16,879)

期間中における減損の変動

(単位：千ユーロ)

	12ヶ月の予想損 失を伴う残高に 係る減損 (ステージ1)	全期間の予想損 失を伴う残高に 係る減損 (ステージ2)	貸倒残高に係る 減損 (ステージ3)	合計
2018年1月1日現在	(12,950)	(1,095)		(14,045)
減損引当金の純額				
期間中に取得した金融資産	(3,483)			(3,483)
期間中に認識中止された金融資産 ⁽¹⁾	615			615
ステージ2への移転				
ステージ3への移転				

ステージ1への移転	(47)	1,095	1,048
ステージの移転を伴わないその他の引当金/戻入額	(1,014)		(1,014)
2018年12月31日現在	(16,879)		(16,879)

注(1) 処分を含む。

注T：付与された又は受領した金融約定

(単位：千ユーロ)		
	2018年 12月31日	2018年 1月1日
付与された金融約定		
信用機関向け	911,522	734,495
顧客向け	5,368,056	4,276,671
付与された金融約定の合計	6,279,578	5,011,166
付与された金融約定の減損	2,663	2,218
うち、ステージ1	2,663	2,218
うち、ステージ2		
うち、ステージ3		

2018年12月31日現在、受領した金融約定は計上されていない。

以下は、2018年12月31日に終了した年度の財務書類についての独立した監査法人であるアーンスト・アンド・ヤングの監査報告書の日本語訳である。

欧州評議会開発銀行

2018年12月31日に終了した年度

独立監査人による年次財務書類についての監査報告書

欧州評議会開発銀行理事会、管理委員会及び監査委員会の構成員 各位

意見

我々は、欧州評議会開発銀行(以下「本銀行」という。)の年次財務書類を監査した。これらの年次財務書類には、2018年12月31日を年度末とする貸借対照表、同日に終了した年度に係る損益計算書、包括利益計算書、株主資本勘定変動報告書、キャッシュ・フロー計算書及び重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記が含まれている。

我々の意見では、添付の年次財務書類は、全ての重要な点において、EUにより採用される国際財務報告基準に従って、2018年12月31日現在の本銀行の財務状況、並びに同日に終了した年度に係る本銀行の財務成績及びキャッシュ・フローを、適正に表示している。

意見の基礎

我々は、国際監査基準(ISAs)に準拠して監査を行った。かかる基準に基づく我々の責任の詳細については、下記「年次財務書類の監査に関する監査法人の責任」の項に記載されている。我々は、フランスにおいて我々の行う年次財務書類の監査に適用される倫理的な要求とともに国際会計士倫理基準審議会の「職業会計士のための論理規定」(IESBAコード)に従い、本銀行から独立しており、また、かかる要求及びIESBAコードに従い、その他の我々の倫理的責任を果たしてきた。我々は、我々が取得した監査証拠が、本意見の基礎を提供することについて十分かつ適正であると確信している。

事項の強調

我々は、注Aの「当行によって適用される主要な会計方法の概要」及び当該初回適用の影響が表示されているその他注記に記載されるとおり、IFRS第9号「金融商品」の初回適用に係る会計方法の変更に対し注意喚起する。我々の意見は、当該事項に関して修正されることはない。

重要監査事項

重要監査事項とは、我々の専門的判断において、我々が当期の財務書類を監査するにあたり重要度が最も高い事項である。これらの事項については、我々の行った財務書類の監査全体の文脈の中で、我々の意見を形成しつつ対処しており、これらの事項に関する個別の意見は述べていない。

IFRS第9号に基づく金融資産の減損モデル

特定されたリスク

2018年1月1日現在、本銀行はIFRS第9号「金融商品」の基準を適用した。IFRS第9号は、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」を代替する。

かかる新たな基準は、その他の変更がある中で、金融商品、融資約定及び差入金融保証の信用リスクの減損に対する新たな指針を規定する。

IFRS第9号基準の初回適用の影響は、財務書類に対する注記の注Bに記載されている。初回適用が株主資本合計額に与える影響は14百万ユーロであり、これは2018年1月1日現在における本銀行全体の金融資産に関して計算された予想信用損失のみで構成されている。

財務書類に対する注記の注Aに記載されているとおり、予想信用損失は、金融商品の予想残存期間にわたる損失発生率により加重された信用損失の予測と定義される。予想信用損失は以下の予測を使用し、各エクスポージャーに対して個別に計算される。

- ・ 予想信用損失の測定には、満期時における1年間の債務不履行確率及び全期間の債務不履行確率の両方の見積りが必要となる。満期時における1年間の債務不履行確率(PD)及び全期間の債務不履行確率(PD)は、サイクル全体の長期間平均に基づきPD規制により計算され、現在の状況を示すために調整されたある時点における(PIT)確率である。
- ・ 予想されるキャッシュ・フローの予測は、保有担保の売却又はその他の信用補完から生じるキャッシュ・フローを含み、これらが契約条項に含まれ、かつ当該機関によって個別に計上されない場合は、担保の取得及び売却に係る正味費用から生じるキャッシュ・フローを含む。
- ・ 商品の債務不履行時エクスポージャー額は、債務不履行時に借入人が支払うべき予想残高である。かかる金額は、予想支払特性に基づいて決定され、信用契約に係る契約上の返済予定、予想される早期返済及び予想される将来的活用を商品の種類に基づき考慮する。
- ・ 予想信用損失額は、確率加重シナリオに基づき測定され、過去の事象、現在の状況及び合理的かつ妥当な経済情勢の予測を考慮している。

我々は、予想信用損失の計算における運用判断及び内在する不確実性を考慮して、2018年1月1日現在におけるIFRS第9号の減損モデルの初回適用を重要監査事項とみなしている。

我々の対応

我々は、金融資産の当初認識後、信用リスク監視や信用リスク低下の特定に特に関連する本銀行のプロセス及びガバナンスを分析した。

我々は、減損パラメーター及び予想信用損失を決定するために本銀行が実施した方法を分析した。我々は、金融資産の全期間にわたる当該減損パラメーターの改善に関するプロセス及びガバナンスも分析した。

我々は、関連するプロセス及びITアプリケーションへの内部統制を特定した。

我々は、金融資産のサンプルに対して、償却モデルに使用されるエクスポージャーのデータ品質を検査した。

我々は、同等リスク区分(バケット1及びバケット2)の間でのエクスポージャーの区分に対して採用された方針が正しく適用されているかを検査した。

我々は、将来を見越した適用に対する地方向循環株及び/又は構造パラメーターの正当化に関して本銀行が提供した仮定及び証拠を分析した。

我々は、2018年12月31日に終了した年度の同等リスク区分によるエクスポージャーの発達を分析した。

我々は、財務書類に対する注記の注Bに開示されている情報の適切性を査定した。

株主資本を通じて公正価値で測定する金融資産及びデリバティブの評価

特定されたリスク

2018年12月31日現在、損益を通じて公正価値で測定する金融商品は、256,852千ユーロの資産及び435,279千ユーロの負債となった。ヘッジ・デリバティブ金融商品は、710,648千ユーロの資産及び442,831千ユーロの負債となった。株主資本を通じて公正価値で測定する金融資産は4,099,228千ユーロであった。

財務書類に対する注記の注Aに定義されているとおり、当該区分に基づく金融資産及び金融負債は、その時価で評価及び計上される。かかる商品の時価は、活発な市場における見積価格の使用、又は以下の評価技術を適用することによって決定される。

- ・財務上の仮定に基づく数学的計算方法
- ・活発な市場において取引される商品価格の利用、又は活発な市場がない場合には統計的推定若しくはその他の定量法に基づいて決定された価値のパラメーター

かかる金融商品の重要性及び関連する見積りの内在不確実性により、我々は、株主資本を通じて公正価値で測定する金融資産及びデリバティブの評価を重要監査事項とみなしている。

我々の対応

我々は、有価証券ポートフォリオ、金利スワップ及び通貨金利スワップに係る公正価値の決定に関する本銀行のプロセスを理解し、また、流動性の高い市場における市場価格の確認のため又は公正価値評価の定式化のために本銀行が実行に移した技法について理解した。

証券に関しては、我々は公正価値評価額を入手可能な市場価格と比較し、これらの年度末における3つのレベルの公正価値への分類について調整を行った。

スワップに関しては、我々はスワップ評価額を取引相手方が作成した外部情報と比較し、金利スワップ(IRS)及び通貨金利スワップ(CIRS)のサンプルに対する評価を再度計算した。

その他の情報

経営陣は、その他の情報に関して責任を負う。その他の情報は、財務報告書に含まれる主要数値及び財務の概要から成り、本監査報告書の日付よりも前に入手した財務書類及び財務書類についての我々の監査報告書

を含まない。その他の情報はまた、当該日付よりも後に入手可能となる見込みの総裁の報告書(但し、主要数値及び財務の概要を除く。)から成る。

財務書類についての我々の意見は、その対象としてその他の情報を含まず、我々はその他の情報については、確実性を表明することは一切ない。

財務書類についての我々の監査の一環として、我々の責任は、上記に特定したその他の情報を閲覧し、その際かかるその他の情報に財務書類若しくは監査に伴い我々が入手した知見との重要な矛盾がないか、又はその他重要な虚偽記載と思われる点がないかについて検討することである。

本監査報告書の日付よりも前に我々が入手したその他の情報について我々が行った作業に基づき、かかるその他の情報に重要な虚偽記載があると我々が結論付けた場合、我々にかかる事実を報告する義務がある。この点について我々が報告すべきことはない。

総裁の報告書(但し、主要数値及び財務の概要を除く。)を閲覧して、かかる報告書に重要な虚偽記載があると我々が結論付けた場合、我々は、かかる問題につきガバナンスを担当する者に通知する義務がある。

経営陣及びガバナンスを担当する者の年次財務書類に関する責任

経営陣は、EUにより採用される国際財務報告基準に従って、年次財務書類を作成し、公正に公表すること、及び故意によるものか又は過失によるものかを問わず、重要な虚偽記載のない年次財務書類を作成するために経営陣が必要と判断する内部統制について責任を負う。

経営陣は、年次財務書類の作成にあたって、本銀行の継続企業として存在し続ける能力を評価し、継続企業に関連する事項を(適用があれば)開示し、また経営陣が本銀行を清算するか若しくは業務を停止する意図がある場合又はそうする以外に現実的な代替手段がない場合を除き、会計上の継続企業の前提を使用する責任を負う。

ガバナンスを担当する者は、本銀行の財務報告過程を監督する責任を負う。

年次財務書類の監査に関する監査法人の責任

我々の目的は、故意によるものか又は過失によるものかを問わず、年次財務書類全体に重要な虚偽記載がないかどうかについて合理的な保証を得ること並びに我々の意見を含む監査報告書を公表することである。合理的な保証は、高いレベルの保証であるが、ISAに従って行われる監査によって、重要な虚偽記載が存在する場合にそれを常に発見できるという保証ではない。虚偽記載は、故意又は過失によって生じる場合があり、それのみによるか又は全体の中でのものかを問わず、これらの年次財務書類に基づいて利用者が行う経済的意思決定に影響を及ぼすと合理的に予想される場合に重要とみなされる。

ISAに従って行われる監査の一環として、我々は専門的判断を行い、監査を通して職業上の懐疑心を持ち続ける。また我々は、以下のことを行う。

- ・故意によるものか又は過失によるものかを問わず、年次財務書類の重要な虚偽記載のリスクの特定及び評価を行い、当該リスクに対応する監査手続の企画及び実施を行い、かつ我々の意見の根拠を提供する十分

かつ適切な監査証拠を取得すること。故意による重要な虚偽記載を発見できないリスクは、過失による重要な虚偽記載を発見できないリスクよりも高い。これは、故意によるものは、共謀、偽造、故意の脱漏、不実表示又は内部統制の無効を含むことがあるからである。

- ・ 特定状況において適切な監査手続を企図するための、監査に関連する内部統制への理解を得ること。但し、これは本銀行の内部統制の実効性に関する意見を表明することを意図するものではない。
- ・ 経営陣により使用される会計方針の適切性並びに経営陣によってなされる会計予測及びそれに関連する開示の合理性を評価すること。
- ・ 経営陣による会計上の継続企業の前提の使用の適切性、及び取得した監査証拠に基づき、本銀行の継続企業として存在し続ける能力に重大な疑いを掛ける可能性のある事象又は状況に関連する重要な不確実性が存在するかどうかについて、結論を出すこと。我々が重要な不確実性が存在すると結論付けた場合には、我々は、年次財務書類の関連する開示に対し、監査報告書において注意喚起する義務があり、又は当該開示が不適切である場合には、我々の意見を修正する義務がある。我々の結論は、監査報告書の日付現在までに取得した監査証拠に基づいている。しかしながら、将来における事象又は状況によっては、本銀行が継続企業として存在しなくなる可能性もある。
- ・ 年次財務書類の表示全般、構成及び内容(開示情報を含む。)並びに年次財務書類が公正な表示となる様式で基となる取引及び事象を表しているかどうかを評価すること。

我々は、とりわけ監査の予定範囲及び時期並びに重要な監査上の検出事項(監査中に我々が特定した内部統制の重大な不備を含む。)について、ガバナンスを担当する者に通知する。

また我々は、ガバナンスを担当する者に、我々が独立性に関して該当する倫理的要件に準拠した旨の報告書を提出し、我々の独立性に影響を及ぼすと合理的に考えられる全ての関係性及びその他の事項並びに(適用があれば)関連するセーフガードについて通知する。

我々は、ガバナンスを担当する者に通知した事項の中から、当期の年次財務書類の監査において極めて重要であった事項を決定し、かかる理由によって当該事項を重要監査事項であるとみなす。我々は、法規制によって当該事項についての公開が禁止されている場合又は極めて稀な状況であるが、監査報告書に記載することによって生じる悪影響が公共の利益を上回るものであると合理的に予想されることを理由に、我々が当該事項は監査報告書に記載されるべきではないと判断した場合を除き、我々の監査報告書にこれらの事項を記載する。

我々の報告書の使用制限

本報告書は、欧州評議会開発銀行理事会、管理委員会及び監査委員会の構成員に対する報告書である。我々は、本報告書を使用する可能性がある第三者について責任を負うことはない。

フランスの法律が、1949年9月2日の欧州評議会の特権及び免責に関する一般協定に対する1959年3月6日付の第三議定書から、又は本銀行の定款から逸脱することがない範囲内において、本報告書はフランスの法律に準拠している。フランスの裁判所は、委任契約書又は本報告書を考慮するあらゆる主張又は論争に関し

て、またこれらによって生じる問題に関して専属管轄権を有している。各当事者は、当該裁判所で提起された訴訟に異議を唱えること、及び、当該行為が不便宜法廷地において提起されたことや当該裁判所が管轄権を有していないことを主張する各当事者が有するいかなる権利も取消不能で放棄する。

2019年2月26日、パリ市ラ・デファンスにて

独立監査人

アーンスト・アンド・ヤング監査法人

(署 名)

Luc Valverde

(6) 【その他】

2019年1月1日以後提出日までに、重要な変更は生じていない。

(7) 【発行者の属する国等の概況】

該当事項なし